

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 4 2 号
発行日 令和 6 年 4 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○条 例

- ・綾部市部設置条例の一部改正
(職員課)・・・1
- ・綾部市職員定数条例の一部改正
(職員課)・・・2
- ・綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
(職員課)・・・3
- ・綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部改正
(職員課)・・・6
- ・綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
(職員課)・・・7
- ・綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正
(定住・地域政策課)・・・8
- ・綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
(こども支援課)・・・9
- ・綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部改正
(社会教育課)・・・10
- ・綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の一部改正
(障害者支援課)・・・11
- ・綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部

改正

- (環境保全課)・・・12
- ・綾部市国民健康保険条例の一部改正
(市民・国保課)・・・13
- ・綾部市介護保険条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・16
- ・綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・18
- ・綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・27
- ・綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・31
- ・綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
(高齢者支援課)・・・34
- ・綾部市上水道給水条例の一部改正
(上水道課)・・・38
- ・綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

	(上水道課)・・・39
・綾部市病院事業の設置等に関する条例の一部改正	
	(保健推進課)・・・40
・綾部市火災予防条例の一部改正	
	(消防本部予防課)・・・41
・綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部改正	
	(消防本部管理課)・・・44
・昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止	
	(職員課)・・・45
・綾部市永井産業振興基金条例の廃止	
	(商工労政課)・・・46
・綾部市市税条例の一部改正	
	(税務課)・・・47
・綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定	
	(議会事務局)・・・48
・綾部市議会委員会条例の一部改正	
	(議会事務局)・・・50
・綾部市市税条例の一部改正	
	(税務課)・・・51
○規 則	
・綾部市教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則の一部改正	
	(職員課)・・・60
・綾部市公用自動車管理規則の一部改正	
	(総務課)・・・61
・綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部改正	
	(職員課)・・・64
・綾部市会計年度任用職員の勤	

務時間、休暇等に関する規則の一部改正	
	(職員課)・・・65
・綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正	
	(職員課)・・・66
・綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正	
	(職員課)・・・67
・綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部改正	
	(社会教育課)・・・70
・綾部市福祉事務所設置条例施行規則の一部改正	
	(社会福祉課)・・・71
・綾部市生活保護法施行細則の一部改正	
	(社会福祉課)・・・72
・綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例施行規則の一部改正	
	(障害者支援課)・・・73
・綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部改正	
	(環境保全課)・・・74
・綾部市国民健康保険条例施行規則の一部改正	
	(市民・国保課)・・・75
・綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部改正	
	(高齢者支援課)・・・81
・綾部市消防団規則の一部改正	
	(消防本部管理課)・・・83
・綾部市火災予防条例施行規則	

の一部改正	(市民協働課)・・・113
(消防本部予防課)・・・84	・綾部市公共下水道供用開始告
・綾部市永井産業振興基金審議	示
会規則の廃止	(下水道課)・・・114
(商工労政課)・・・85	・綾部市府内産木材利用促進事
・綾部市一般職職員の級別職務	業費補助金交付要綱の一部改
分類表に関する規則の一部改	正
正	(林政課)・・・116
(職員課)・・・86	・令和6年度土地価格等縦覧帳
・綾部市事務分掌規則の一部改	簿及び家屋価格等縦覧帳簿の
正	縦覧
(職員課)・・・87	(税務課)・・・117
・綾部市立病院職員宿舍等管理	・令和6年3月綾部市議会定例
規則の一部改正	会において議決を経た予算の
(保健推進課)・・・90	要領の公表
・綾部市消防団員等公務災害補	(財政課)・・・118
償条例第9条の2第1項の規	・綾部市こども家庭センター設
則で定める金額を定める規則	置要綱の制定
の一部改正	(こども支援課)・・・119
(消防本部管理課)・・・91	・綾部市自殺対策協議会設置要
・綾部市非常勤消防団員等に係	綱の制定
る損害補償の支給等に関する	(障害者支援課)・・・121
規則の一部改正	・綾部市高齢者等見守りサービ
(消防本部管理課)・・・92	ス補助金交付要綱の制定
・綾部市会計規則の一部改正	(高齢者支援課)・・・123
(会計課)・・・93	・綾部市高齢者等ごみ出し支援
○告 示	戸別収集事業実施要綱の制定
・綾部市住民税均等割のみ課税	(環境保全課)・・・130
世帯臨時特別給付金支給事務	・綾部市生ごみ処理機購入費補
実施要綱の制定	助金交付要綱の制定
(社会福祉課)・・・94	(環境保全課)・・・142
・綾部市住民税均等割のみ課税	・綾部市1か月児健康診査事業
世帯臨時特別給付金(こども	実施要綱の制定
加算分)支給要綱の制定	(保健推進課)・・・146
(こども支援課)・・・105	・綾部市不当要求行為等対策委
・綾部市国民健康保険被保険者	員会設置要綱の一部改正
証の無効告示	(総務課)・・・151
(市民・国保課)・・・112	・綾部市定住促進事業費補助金
・地縁団体変更告示(川原自治	交付要綱の一部改正
会)	

	(定住・地域政策課)・・・152
・綾部市新婚生活支援事業補助 金交付要綱の一部改正	(企画政策課)・・・153
・綾部市税等口座振替収納事務 取扱要領の一部改正	(環境保全課)・・・154
・綾部市訪問入浴サービス事業 運営要綱の一部改正	(障害者支援課)・・・155
・綾部市障害児者日常生活用具 給付事業実施要綱の一部改正	(障害者支援課)・・・156
・綾部市介護職員研修受講支援 事業補助金交付要綱の一部改 正	(高齢者支援課・障害者支援課)・・・159
・綾部市民間保育所等補助金交 付要綱の一部改正	(こども支援課)・・・161
・綾部市乳幼児健全育成活動補 助金交付要綱の一部改正	(こども支援課)・・・162
・綾部市多子世帯、三世代同居・ 近居住宅リフォーム支援事業 補助金交付要綱の一部改正	(こども支援課)・・・163
・綾部市すこやか住まい改修事 業補助金交付要綱の一部改正	(高齢者支援課)・・・164
・綾部市外国人介護人材確保支 援事業補助金交付要綱の一部 改正	(高齢者支援課)・・・169
・綾部市子育て支援医療費支給 事業実施要綱の一部改正	(市民・国保課)・・・172
・綾部市母子栄養強化事業実施 要綱の一部改正	(保健推進課)・・・174

・綾部市不妊治療費等助成事業 実施要綱の一部改正	(保健推進課)・・・175
・綾部市予防接種費用助成金交 付要綱の一部改正	(保健推進課)・・・176
・綾部市飲用井戸等整備事業費 補助金交付要綱の一部改正	(上水道課)・・・177
・綾部市指定地域密着型サービ ス事業所等の指定等に関する 要綱の一部改正	(高齢者支援課)・・・178
・綾部市介護予防・日常生活支 援総合事業における指定事業 者の指定等に関する要綱の一 部改正	(高齢者支援課)・・・192
・綾部市緊急金融支援信用保証 料補助金交付要綱の一部改正	(商工労政課)・・・193
・農林漁業振興補助金交付要綱 の一部改正	(林政課)・・・194
・綾部市木造住宅耐震診断士派 遣事業実施要綱の一部改正	(建築課)・・・196
・綾部市コミュニティ施設耐震 診断費補助金交付要綱の一部 改正	(建築課)・・・197
・あやべ桜が丘団地新築促進補 助金交付要綱の一部改正	(定住・地域政策課)・・・198
・綾部市簡易保育事業費補助金 交付要綱の廃止	(こども支援課)・・・199
・綾部市高齢者等訪問理美容サ ービス事業実施要綱の一部改 正	

	(高齢者支援課)・・・200
・綾部市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱の一部改正	
	(社会福祉課)・・・201
・綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱の一部改正	
	(建築課)・・・202
・綾部市産後ケア事業実施要綱の一部改正	
	(保健推進課)・・・204
・綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱の一部改正	
	(地域包括支援課)・・・210
・指定地域密着型サービス事業者廃止告示	
	(高齢者支援課)・・・214
・指定地域密着型サービス事業者廃止告示	
	(高齢者支援課)・・・215
・指定地域密着型サービス事業者指定告示	
	(高齢者支援課)・・・216
・令和6年度一般廃棄物処理計画の制定	
	(環境保全課)・・・217
・令和6年度固定資産の価格等の登録	
	(税務課)・・・230
・綾部市史編さん委員会設置要綱の廃止	
	(社会教育課)・・・231
・指定介護予防支援事業所指定告示	

	(高齢者支援課)・・・232
・指定介護予防支援事業所指定告示	
	(高齢者支援課)・・・233
・証明書等自動交付サービスに係る手数料収納事務委託告示	
	(市民・国保課)・・・234
・公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び上水道使用料の徴収又は収納事務委託に関する告示	
	(上水道課)・・・235
・綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務委託に関する告示	
	(保健推進課)・・・236
・犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務委託に関する告示	
	(保健推進課)・・・237
・ふるさと納税収納代行事務委託に関する告示	
	(企画政策課)・・・238
・あやべ応援寄附金(ふるさと納税)事業に係る指定納付受託者に関する告示	
	(企画政策課)・・・239
・あやべ応援寄附金(ふるさと納税)事業に係る指定納付受託者指定告示の一部改定	
	(企画政策課)・・・240
・市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、保育園副食費、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び上	

水道使用料の収納事務委託に 関する告示	(税務課)・・・241
・し尿くみ取券売りさばき業務 委託に関する告示	(環境保全課)・・・243
・綾部市満3歳以上教育・保育 給付認定子どもに係る副食費 助成事業実施要綱の一部改正	(こども支援課)・・・244
・農林漁業振興補助金交付要綱 の一部改正	(林政課)・・・245
・綾部市ファミリー・サポート・ センター事業実施要綱の一部 改正	(こども支援課)・・・246
・指定ごみ袋の取扱販売業務の 委託告示	(環境保全課)・・・252
○訓令甲	
・綾部市職員等からの公益通報 の処理に関する規程の一部改 正	(職員課)・・・254
・綾部市文書取扱規程の一部改 正	(総務課)・・・255
・綾部市内バス路線対策本部設 置規程の一部改正	(市民協働課)・・・256
・綾部市人事管理委員会規程の 一部改正	(職員課)・・・257
・綾部市公金管理運用検討委員 会設置要綱の一部改正	(会計課)・・・258
・綾部市人権教育・啓発推進本 部規程の一部改正	(人権推進課)・・・259

・綾部市新型インフルエンザ等 対策本部及び連絡会規程の一 部改正	(防災・危機管理課)・・・260
・綾部市決裁規程の一部改正	(職員課)・・・261
・綾部市公文書例の一部改正	(総務課)・・・262
・綾部市自殺防止対策連絡会設 置規程の一部改正	(障害者支援課)・・・263
・綾部市男女共同参画推進会議 規程の一部改正	(人権推進課)・・・264
・綾部市個人情報等管理規程の 制定	(総務課)・・・265
○公 告	
・都市計画法に基づく都市計画 変更案の縦覧について	(下水道課)・・・282
・公示送達	(税務課)・・・283
・公示送達	(税務課)・・・284
・下水道法に基づく綾部市公共 下水道事業計画変更案の縦覧 について	(下水道課)・・・285
・旧農業経営基盤強化促進法に 基づく農用地利用集積計画の 縦覧について	(農業委員会)・・・286
・令和6年度下水道事業受益者 負担金の賦課区域の縦覧につ いて	(下水道課)・・・287
・公示送達	(市民・国保課)・・・289
・都市計画事業計画変更の認可	

について	
(都市計画課)・・・	290
・都市計画事業計画変更の認可について	
(都市計画課)・・・	291
・定期予防接種の実施	
(保健推進課)・・・	292
・風しん追加的対策の実施	
(保健推進課)・・・	293
・成人用肺炎球菌予防接種の実施	
(保健推進課)・・・	294
○上下水道事業管理規程	
・綾部市企業職員給与規程の一部改正	
(上水道課)・・・	295
・綾部市水道事業検針業務委託規程の一部改正	
(上水道課)・・・	296
・綾部市上下水道事業会計規程の一部改正	
(上水道課)・・・	297
・綾部市水道事業公金徴収事務委託規程の廃止	
(上水道課)・・・	298
○議会規程	
・綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程の制定	
	・・・ 299
○教育委員会規則	
・綾部市教育委員会事務局組織規則の一部改正	
	・・・ 304
・綾部市学校運営協議会規則の一部改正	
	・・・ 305
○教育委員会告示	
・令和5年度第14回(3月)綾部市教育委員会招集告示	
	・・・ 306
○選挙管理委員会告示	
・選挙人名簿抄本閲覧の状況について	
	・・・ 307
○十倉財産区告示	
・綾部市十倉財産区議会招集告示	
	・・・ 309

綾部市部設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 号

綾部市部設置条例の一部を改正する条例

綾部市部設置条例（昭和 4 6 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「福祉保健部」を「福祉部
健康こども部」に改める。

第 2 条市民環境部の項第 3 号中「高齢者医療及び福祉医療」を「後期高齢者医療」に改め、同条福祉保健部の項を次のように改める。

福祉部

- （１）社会福祉（児童福祉を除く。）に関する事項
- （２）介護保険に関する事項

第 2 条農林商工部の項の前に次の 1 項を加える。

健康こども部

- （１）児童福祉に関する事項
- （２）保健衛生に関する事項

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 3 号

綾部市職員定数条例の一部を改正する条例

綾部市職員定数条例（昭和 2 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「4 3 0 人」を「4 5 0 人」に改め、同条第 2 号中「2 6 6 人」を「2 8 6 人」に改め、同条第 5 号中「5 0 人」を「4 5 人」に改め、同条第 8 号中「6 5 人」を「7 0 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 4 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第 9 条第 1 項中「1 2 月 1 日（以下）」を「1 2 月 1 日（以下この条において）」に改め、「（以下これらの日を「支給日」という。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても同様とする。

第 9 条第 2 項中「6 月」を「6 か月」に改め、同条第 3 項中「現在」の次に「（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）」を加える。

第 1 0 条の見出しを削り、同条中「支給制限」の次に「及び支給の一時差止め」を加える。

第 1 1 条を次のように改める。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第 1 1 条 6 月 1 日及び 1 2 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第 9 条第 1 項各号（基準日が 1 2 月 1 日である場合にあっては、同項第 3 号を除く。）に掲げるフルタイム会計年度任用職員に対して、当該フルタイム会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前 6 か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月において規則で定める日に勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員（規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の総額は、勤勉手当の支給を受けるフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 1 0 2 . 5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）においてフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額とする。

第11条の次に次の1条を加える。

- 第11条の2 フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給制限及び支給の一時差止めについては、一般職職員の例による。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

第18条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、週休日の振替等により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

第18条に次の1項を加える。

- 3 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第16条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務報酬として支給する。

（1）第1項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）

（2）前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

第22条中「第9条から第11条まで」を「第9条及び第10条」に、「この条」を「この条及び次条」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

- 第22条の2 第11条及び第11条の2の規定は、パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第11条第3項中「給料の

月額」とあるのは、「基本報酬の額（日額又は時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあっては、基本報酬の額の1月当たりの平均額）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 5 号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市一般職職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「第 1 9 条の 4 第 1 項」の次に「又は綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第 9 5 号。以下「会計年度任用職員給与等条例」という。）第 9 条第 1 項」を加え、「6 箇月」を「6 か月」に改め、同条第 2 項中「第 1 9 条の 7 第 1 項」の次に「又は会計年度任用職員給与等条例第 1 1 条第 1 項」を加え、「（地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削り、「6 箇月」を「6 か月」に改める。

第 8 条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

第 1 1 条第 2 項中「綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年綾部市条例第 9 5 号）」を「会計年度任用職員給与等条例」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 6 号

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和 2 6 年綾部市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

災害派遣業務手当	1 日	8 4 0 円以内 （著しく危険であると市長が認める場合にあっては、 1 , 6 8 0 円以内）	本市の区域外に派遣された職員で、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事したもの
----------	-----	---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の綾部市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 7 号

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市U I ターン者定住支援住宅の設置及び管理に関する条例（平成 2 3 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 岡安定住支援住宅の項を削る。

別表 2 岡安定住支援住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 8 号

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年綾部市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「を掲示しなければならない」を「を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。

第 5 3 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 3 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 9 号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成 1 0 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「（昭和 4 8 年綾部市教育委員会規則第 6 号。以下「通学区域指定規則」という。）」を「（昭和 4 8 年綾部市教育委員会規則第 6 号）」に改め、同項ただし書中「通級校区」の次に「並びに夏季休業日等、必要に応じ、追加して開設する放課後学級の名称、位置及び通級校区」を加え、同項の表中

「

吉美第 1 放課後児童健全育成学級	綾部市多田町寺田 1 7 番地の 1	吉美小学校
吉美第 2 放課後児童健全育成学級	綾部市桜が丘一丁目 4 番地の 1	通学区域

を

」

「

吉美放課後児童健全育成学級	綾部市有岡町田坂 1 6 番地	吉美小学校
		通学区域

に

」

改め、同条第 3 項を削り、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 0 号

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例の
一部を改正する条例

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例（平成 1 8 年綾部市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（対象事業）

第 2 条 地域生活支援事業のうち利用者負担金を徴収する事業（以下「対象事業」という。）は、法第 7 7 条第 1 項第 9 号に定める地域活動支援センター事業とする。
別表訪問入浴サービス事業の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

条 例

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 1 号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 9 年綾部市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

法第 2 条第 1 項及び第 2 項の一般廃棄物に該当する動物の死体	おおむね 4 5 リットルの容量の袋に入らない野生動物 1 匹につき	7 2 8 円に処分 に要した費用の 実費相当額を加 算した額
	上記以外の動物 1 匹につき	1 , 9 0 5

を

」

「

高齢者等ごみ出し支援戸別収集	1 月につき	5 0 0
法第 2 条第 1 項及び第 2 項の一般廃棄物に該当する動物の死体	おおむね 4 5 リットルの容量の袋に入らない野生動物 1 匹につき	7 2 8 円に処分 に要した費用の 実費相当額を加 算した額
	上記以外の動物 1 匹につき	1 , 9 0 5

に

」

改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 ふとん類には、こたつ布団、座布団、毛布、タオルケットその他これらに類する物を含む。
- 2 高齢者等ごみ出し支援戸別収集については、月の途中から利用を開始し、又は終了する場合は、当該月をそれぞれ 1 月とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 2 号

綾部市国民健康保険条例の一部を改正する条例

綾部市国民健康保険条例（昭和 3 4 年綾部市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第 1 号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に、「府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、府の」を「府の」に改め、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第 2 号イ中「第 2 2 条」を「第 7 条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 0 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第 1 1 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、同条後段を削る。

第 1 2 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 項中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 4 条の見出し中「一般被保険者に係る」を削る。

第 1 4 条の 2 を削る。

第 1 5 条の見出し及び同条第 1 項中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 2 号及び第 3 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 1 5 条の 2 から第 1 5 条の 5 までを次のように改める。

第 1 5 条の 2 から第 1 5 条の 5 まで 削除

第 1 5 条の 5 の 2 を削る。

第 15 条の 6 中「又は第 15 条の 2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 11 条の基礎賦課額と第 15 条の 2 の基礎賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。）」を削る。

第 15 条の 6 の 2 の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第 1 号中「であつて、府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 15 条の 6 の 3 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第 15 条の 6 の 4 の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 15 条の 6 の 5 の見出し及び同条第 1 項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第 1 号、第 2 号及び第 3 号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第 15 条の 6 の 6 から第 15 条の 6 の 9 までを次のように改める。

第 15 条の 6 の 6 から第 15 条の 6 の 9 まで 削除

第 15 条の 6 の 10 中「又は第 15 条の 6 の 6」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第 15 条の 6 の 3 の後期高齢者支援金等賦課額と第 15 条の 6 の 6 の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第 18 条及び第 19 条第 1 項において同じ。）」を削り、「22 万円」を「24 万円」に改める。

第 15 条の 7 第 2 号ア中「第 22 条」を「第 7 条」に改め、同号イ中「法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた」を削る。

第 18 条第 1 項中「若しくは特例対象被保険者等でなくなつた」を削り、「、第 15 条の 2、第 15 条の 6 の 3 若しくは第 15 条の 6 の 6」を「若しくは第 15 条の 6 の 3」に、「又は減少」を「若しくは減少」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となつた場合」を加え、「若しくは第 15 条の 5」を削り、同条第 2 項中「、第 15 条の 2、第 15 条の 6 の 3 若しくは第 15 条の 6 の 6」を「若しくは第 15 条の 6 の 3」に改め、「若しくは第 15 条の 5」を削る。

第 19 条第 1 項中「又は第 15 条の 2」を削り、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5 千円」に改め、同項第 3 号中「53 万 5 千円」を「54 万 5 千円」に改め、同条第 3 項中「又は第 15 条の 2」及び「又は第 15 条の 6 の 6」を削り、「22 万円」を「24 万円」に改め、同条第 4 項中「又は第 15 条の 2」を削る。

第 19 条の 3 第 1 項中「又は第 15 条の 5」を削り、同条第 3 項中「又は第 15 条の 5」、「又は第 15 条の 6 の 8」及び「「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と」を削り、同条第 4 項第 1 号中「又は第 15 条の 5」を削り、同条第 6 項中「又は第 15 条の 5」、「又は第 15 条の 6 の 8」及び「、「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 6 の 5 第 2 項」と」を削る。

第 19 条の 4 第 1 項中「又は第 15 条の 2」を削り、同条第 3 項中「又は第 15 条の 2」及び「又は第 15 条の 6 の 6」を削り、「22 万円」を「24 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「又は第 15 条の 2」を削り、同条第 7 項中「又は第 15 条の 2」及び「又は第 15 条の 6 の 6」を削り、「22 万円」を「24 万円」に改め、同条第 8 項中「又は第 15 条の 2」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の綾部市国民健康保険条例の規定は、令和 6 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 5 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 3 号

綾部市介護保険条例の一部を改正する条例

綾部市介護保険条例（平成 1 2 年綾部市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「3 7, 2 2 0 円」を「3 3, 8 7 0 円」に改め、同項第 2 号中「5 2, 1 1 0 円」を「4 7, 2 7 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 5, 8 3 0 円」を「5 1, 3 6 0 円」に改め、同項第 6 号イ、第 7 号イ及び第 8 号イ中「又は第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ又は第 1 4 号イ」に改め、同項第 9 号ア中「4, 0 0 0, 0 0 0 円」を「4, 2 0 0, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「又は第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ又は第 1 4 号イ」に改め、同項第 1 0 号中「1 4 1, 4 2 0 円」を「1 4 8, 8 6 0 円」に改め、同号ア中「6, 0 0 0, 0 0 0 円」を「5, 2 0 0, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「又は第 1 2 号イ」を「、第 1 2 号イ、第 1 3 号イ又は第 1 4 号イ」に改め、同項第 1 3 号中「1 7 8, 6 4 0 円」を「2 0 0, 9 7 0 円」に改め、同号を同項第 1 5 号とし、同項第 1 2 号中「1 7 4, 9 2 0 円」を「1 9 3, 5 2 0 円」に改め、同号を同項第 1 4 号とし、同項第 1 1 号中「1 5 2, 5 9 0 円」を「1 8 6, 0 8 0 円」に改め、同号を同項第 1 3 号とし、同項第 1 0 号の次に次の 2 号を加える。

（1 1）次のいずれかに該当する者 1 6 3, 7 5 0 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 6, 2 0 0, 0 0 0 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第 1 3 号イ又は第 1 4 号イに該当する者を除く。）

（1 2）次のいずれかに該当する者 1 7 8, 6 4 0 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 7, 2 0 0, 0 0 0 円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第 3 9 条第 1 項第 1 号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第 1 4 号イに該当する者を除く。）

第 3 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度」を「令和 6 年度から令和 8 年度」に、

「２２，３３０円」を「２１，２２０円」に改め、同条第３項中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に、「２２，３３０円」を「２１，２２０円」に、「３３，５００円」を「３２，３８０円」に改め、同条第４項中「令和３年度から令和５年度」を「令和６年度から令和８年度」に、「２２，３３０円」を「２１，２２０円」に、「５２，１００円」を「５０，９９０円」に改める。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

第２条 この条例による改正後の第３条の規定は、令和６年度分の保険料から適用し、令和５年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 4 号

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 5 年綾部市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定するもの」に改める。

第 5 条第 1 号中「施行規則」を「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。）」に改める。

第 6 条第 5 項第 5 号中「第 6 5 条」を「第 6 5 条第 1 項」に改め、同項第 1 1 号を削り、同項第 1 2 号を同項第 1 1 号とし、同条第 6 項中「当該定期巡回」を「当該指定定期巡回」に、「施設」を「敷地」に改める。

第 7 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、C D - R O M その他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 2 0 3 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 4 条中第 9 号を第 1 1 号とし、第 8 号を第 1 0 号とし、第 7 号の次に次の 2 号を加える。

（ 8 ） 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

（ 9 ） 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 3 4 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項第11号を削り、同項第12号を同項第11号とし、同条第5項及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介

護医療院」を「又は介護医療院」に改める。

第 8 3 条第 1 項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第 9 2 条第 5 号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第 6 号中「前項」を「前号」に改め、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 1 0 6 条の次に次の 1 条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第 1 0 6 条の 2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第 1 0 7 条第 2 項第 3 号から第 7 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 1 1 1 条第 1 項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第 1 2 1 条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 1 2 5 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同条に次の1項を加える。

- 11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。
 - (1) 第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。
 - ア 利用者の安全及びケアの質の確保
 - イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮
 - ウ 緊急時の体制整備
 - エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検
 - オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修
 - (2) 介護機器を複数種類活用していること。

- (3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。
- (4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2中「に掲げる医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 6 7 条第 5 号及び第 6 号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第 7 号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第 1 7 2 条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第 1 項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第 3 号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第 1 7 2 条中第 2 項を第 6 項とし、第 1 項の次に次の 4 項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第 1 7 6 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 1 7 7 条中「及び第 5 9 条の 1 7 第 1 項から第 4 項まで」を「、第 5 9 条の 1 7 第 1 項から第 4 項まで及び第 1 0 6 条の 2」に改める。

第 1 8 7 条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項の次に次の 1 項を加える。

- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第 1 8 9 条中「第 5 9 条の 1 7 第 1 項から第 4 項まで」の次に「、第 1 0 6 条の 2」を加える。

第 1 9 0 条中「施行規則第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法

第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とする。

第192条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項第2号の改正規定及び第203条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第2条 この条例の施行（前条本文の規定による施行をいう。次条から第5条までにおいて同じ。）の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の綾部市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第34条第3項（新条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第3条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあ

るのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第4条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第106条の2（新条例第128条、第149条、第177条、第189条、第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第106条の2中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第5条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新条例第172条第1項（新条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 5 号

綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 5 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 4 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 1 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、ＣＤ－ＲＯＭその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 9 1 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 4 0 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 6 号を同項第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第

2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 第 4 2 条第 1 1 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 4 2 条第 1 4 号中「第 1 2 号」を「第 1 4 号」に改め、同号を同条第 1 6 号とし、同条中第 1 3 号を第 1 5 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 4 4 条第 6 項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 7 条第 2 項第 4 号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院」を「又は介護医療院」に改める。

第 4 5 条第 1 項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 6 条第 1 項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第 4 7 条第 1 項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第 60 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第 5 3 条第 1 項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条中「若しくは」を「又は」に改め、「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発

生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第 8 5 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 8 6 条中「及び第 6 1 条」を「、第 6 1 条及び第 6 3 条の 2」に改める。

第 9 1 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 1 条第 2 項第 2 号の改正規定及び第 9 1 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行（前条本文の規定による施行をいう。次条及び第 4 条において同じ。）の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、この条例による改正後の綾部市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 3 2 条第 3 項（新条例第 6 5 条及び第 8 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第 3 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間は、新条例第 5 3 条第 3 項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 4 条 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は、新条例第 6 3 条の 2（新条例第 8 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 6 号

綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年綾部市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 4 条第 2 項中「利用者の数が 3 5」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 1 5 条第 3 0 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 4 4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 4 9 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 5 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 6 条第 2 項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改

め、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 7 項」を「第 8 項」に改め、同項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 33 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第 15 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(2) の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 15 条第 14 号中「主治の医師、歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第 15 号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第 15 条第 30 号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」とい

う。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条第4項第2号の改正規定及び第33条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第2条 この条例の施行(前条本文の規定による施行をいう。)の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の綾部市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第24条第3項(新条例第32条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 7 号

綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 7 年綾部市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定する管理者とすることができる。
- 4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - （1）管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
 - （2）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 7 条第 2 項中「利用申込者」を「利用者」に改め、同条第 3 項中「利用申込者」を「利用者」に改め、「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。）」を加え、同条第 4 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 36 条第 1 項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 13 条に次の 2 項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第 14 条中「前条」を「前条第 1 項」に改める。

第 15 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第 1 号中「（平成 11 年厚生省令第 36 号）」を削り、同条第 4 号中「第 4 章の規定」の次に「（第 33 条第 31 号の規定を除く。）」を加える。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 31 条第 2 項第 2 号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- （3）第 33 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（第 33 条第 2 号の 2 及び第 2 号の 3 において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 33 条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

- （2）の 2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- （2）の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 33 条第 17 号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「利用者の居宅を訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

（ア）テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

（イ）サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

- a 利用者の心身の状況が安定していること。
- b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第 33 条に次の 1 号を加える。

（31）指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第 36 条第 1 項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 4 項第 2 号の改正規定及び第 36 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第 2 条 この条例の施行（前条本文の規定による施行をいう。）の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、この条例による改正後の綾部市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第 24 条第 3 項（新条例第 35 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者

は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

綾部市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 8 号

綾部市上水道給水条例の一部を改正する条例

綾部市上水道給水条例（昭和 4 4 年綾部市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項及び第 1 1 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 1 9 号

綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 2 年綾部市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 0 号

綾部市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

綾部市病院事業の設置等に関する条例（平成 2 年綾部市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 2 4 3 条の 2 第 8 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 1 号

綾部市火災予防条例の一部を改正する条例

綾部市火災予防条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 9 中

「

浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大 数量が 1, 0 0 0 キロリットル以上 5, 0 0 0 キロリ ットル未満のもの	1, 1 8 0, 0 0 0 円
	危険物の貯蔵最大 数量が 5, 0 0 0 キロリットル以上 1 0, 0 0 0 キロ リットル未満のも の	1, 4 1 0, 0 0 0 円
	危険物の貯蔵最大 数量が 1 0, 0 0 0 キロリットル以上 5 0, 0 0 0 キロ リットル未満のも の	1, 5 9 0, 0 0 0 円
	危険物の貯蔵最大 数量が 5 0, 0 0 0 キロリットル以上 1 0 0, 0 0 0 キ ロリットル未満の もの	1, 9 5 0, 0 0 0 円

を

条 例

			危険物の貯蔵最大 数量が100,000 キロリットル以上 200,000キ ロリットル未満の もの	2,270,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が200,000 キロリットル以上 300,000キ ロリットル未満の もの	4,550,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が300,000 キロリットル以上 400,000キ ロリットル未満の もの	5,820,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 のもの	7,070,000円

「

」

		浮き屋根式 特定屋外タ ンク貯蔵所 及び浮き蓋 付特定屋外 タンク貯蔵 所	危険物の貯蔵最大 数量が1,000 キロリットル以上 5,000キロリ ットル未満のもの	1,450,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が5,000 キロリットル以上 10,000キロ リットル未満のも の	1,720,000円
			危険物の貯蔵最大 数量が10,000 キロリットル以上	1,920,000円

条 例

			50,000キロ リットル未満の もの		
			危険物の貯蔵最大 数量が50,000 キロリットル以上 100,000キ ロリットル未満の もの	2,360,000円	に
			危険物の貯蔵最大 数量が100,000 キロリットル以上 200,000キ ロリットル未満の もの	2,740,000円	
			危険物の貯蔵最大 数量が200,000 キロリットル以上 300,000キ ロリットル未満の もの	5,640,000円	
			危険物の貯蔵最大 数量が300,000 キロリットル以上 400,000キ ロリットル未満の もの	7,240,000円	
			危険物の貯蔵最大 数量が400,000 キロリットル以上 のもの	8,790,000円	

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 2 号

綾部市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

綾部市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。

別表団長及び副団長の項中「1 2, 4 4 0」を「1 2, 5 0 0」に、「1 3, 3 2 0」を「1 3, 3 5 0」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「1 0, 6 7 0」を「1 0, 8 0 0」に、「1 1, 5 5 0」を「1 1, 6 5 0」に、「1 2, 4 4 0」を「1 2, 5 0 0」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「8, 9 0 0」を「9, 1 0 0」に、「9, 7 9 0」を「9, 9 5 0」に、「1 0, 6 7 0」を「1 0, 8 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の綾部市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた綾部市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 3 号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく
債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する
条例（平成元年綾部市条例第 4 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

綾部市永井産業振興基金条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 4 号

綾部市永井産業振興基金条例を廃止する条例

綾部市永井産業振興基金条例（平成 1 7 年綾部市条例第 2 5 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 5 号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の 4 の次に次の 1 条を加える。

（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第 6 条の 5 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第 4 項に規定する災害関連支出がある場合には、第 3 項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和 5 年において生じた法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第 1 9 条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和 7 年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第 1 9 条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第 4 8 条の 6 第 1 項に規定する親族の有する法附則第 4 条の 4 第 4 項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和 7 年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第 1 項の規定は、令和 6 年度分の第 2 6 条第 1 項又は第 4 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 2 7 条第 1 項の確定申告書を含む。）に第 1 項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

附則第 7 条中「附則第 4 条の 4 第 3 項」を「附則第 4 条の 5 第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 6 号

綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、綾部市議会議員（以下「議員」という。）が綾部市に対し請負（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 2 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第 2 条 議員は、毎年 6 月 1 日から同月 3 0 日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して 3 0 日を経過する日までの間）に、当該 6 月 3 0 日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第 1 号エにおいて同じ。）における綾部市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該 6 月 3 0 日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表)

第 3 条 議長は、前条第 1 項の規定による報告（同条第 2 項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第 4 条 第 2 条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して 5 年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写し

の交付を請求することができる。

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日に始まる会計年度における請負から適用する。

綾部市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 7 号

綾部市議会委員会条例の一部を改正する条例

綾部市議会委員会条例（平成 3 年綾部市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項第 2 号中「福祉保健部」を「福祉部、健康こども部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、改正前の綾部市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）に規定する産業厚生環境委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ改正後の綾部市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する産業厚生環境委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとし、改正後の条例の規定による委員会の委員の任期は、それぞれ改正前の条例の規定による委員会の委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例に規定する産業厚生環境委員会において閉会中の継続審査又は継続調査を行うことと議決されている事件については、それぞれ改正後の条例に規定する産業厚生環境委員会に引き継ぐものとする。

綾部市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市条例第 2 8 号

綾部市市税条例の一部を改正する条例

綾部市市税条例（昭和 3 7 年綾部市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 1 条第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 4 1 条第 3 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 6 0 条第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 6 0 条第 3 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 1 2 3 条の 3 第 2 項中「によつて」を「により」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第 1 2 3 条の 3 第 3 項中「によつて」を「により」に改める。

附則第 8 条の 4 の次に次の 4 条を加える。

（令和 6 年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第 8 条の 5 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和 6 年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が 1, 8 0 5 万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第 8 条の 7 において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第 2 0 条、第 2 2 条から第 2 3 条の 3 まで、附則第 6 条の 4 第 2 項、附則第 8 条第 1 項、附則第 8 条の 3 の 2 第 1 項、前条及び附則第 1 0 条の 2 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第 2 3 条第 2 項、第 3 8 条の 5 第 1 項及び前条の規定の適用については、第 2 3 条第 2 項及び前条中「附則第 5 条の 6 第 2 項」とあるのは「附則第 5 条の 6 第 2 項及び第 5 条の 8 第 6 項」と、第 3 8 条の 5 第 1 項中「課し

た」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第8条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第8条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の府民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の府民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合に

は、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期及び第 2 期納期においては、第 3 期納期においては、その者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第 4 期納期においては、その者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第 1 期分金額とその者の分割金額に 2 を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第 1 期納期、第 2 期納期及び第 3 期納期においては、その者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の府民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和 6 年度分の個人の市民税（第 1 期納期から第 38 条第 1 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和 6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

- 第 8 条の 7 令和 6 年度分の個人の市民税に限り、第 38 条の 2 第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第 3 項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第 2 項の規定により普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第 8 条の 5 第 1 項の規定の適用がないものとした場合に算出される第 38 条の 2 第 1 項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第 5 号において同じ。）の合算額（以下この号及び第 5 号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第 3 項第 1 号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第 3 項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を 2 で除して得た金額（当該金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第 2 期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第 1 期分金額」という。）に満たない場合には、第 1 期納期及び第 2 期納期に普通徴収の方法によつて徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）並びに第 38 条の 3 に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収すべ

き公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第３項において「特別徴収対象税額」という。）は、第１期納期においてはその者の第１期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第２期納期においてはその者の第２期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- （２）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額以上であり、かつ、その者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期における税額はないものとし、第２期納期においてはその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- （３）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額とその者の第２期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- （４）特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額及びその者の１０月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１

日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (５) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第１期分金額、その者の第２期分金額、その者の１０月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第１期納期及び第２期納期並びに当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの間における税額はないものとし、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- ２ 前項の規定の適用がある場合における第３８条の４の規定の適用については、同条第２項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の３月３１日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第８条の７第１項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。
- ３ 令和６年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第１項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。
 - (１) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第３８条の５第１項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を３で除して得た金額（当該金額に１００円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が１００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に２を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「１０月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間においてはその者の１０月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年１２月１日から翌年の３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (２) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額以上であり、かつ、その者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から１１月３０日までの間における税額はないものとし、同年１２月１日から翌年の１月３１日までの間においてはその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年２月１日から３月３１日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (３) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の１０月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の１０月１日から翌年の１月３１日までの

間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第38条の5第2項の規定により読み替えられた第38条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第38条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第8条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によつて徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第38条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第8条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第20条、第22条から第23条の3まで、附則第6条の4第2項、附則第8条第1項、附則第8条の3の2第1項、附則第8条の4及び附則第10条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第9条第2項中「前条」を「附則第8条の4」に改め、同条第3項中「第23条の3第1項」の次に「、附則第8条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第23条の3第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第8条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第9条第2項及び」と、前条中「附則第8条の4及び」とあるのは「附則第8条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第11条の2第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同条第13項を削り、同条第14項を同条第13項とする。

附則第11条の3第10項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の

普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第５条第４項に規定する管理者等から、法附則第１５条の７第３項に規定する期間内に施行規則附則第７条第４項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第１５条の７第１項又は第２項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第１項又は第２項の規定を適用することができる。

附則第１２条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１２条の２の見出し中「令和４年度又は令和５年度」を「令和７年度又は令和８年度」に改め、同条第１項中「令和４年度分又は令和５年度分」を「令和７年度分又は令和８年度分」に改め、同条第２項中「令和４年度適用土地又は令和４年度類似適用土地」を「令和７年度適用土地又は令和７年度類似適用土地」に、「令和５年度分」を「令和８年度分」に改める。

附則第１３条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の固定資産税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改め、同条第４項及び第５項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１３条の３中「（令和３年法律第７号。以下「令和３年改正法」という。）附則第１４条」を「（令和６年法律第４号。以下「令和６年改正法」という。）附則第２１条」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１４条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」及び「（令和３年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第１６条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和４年度分の都市計画税にあつては、１００分の２．５）」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第２項及び第３項中「令和４年度分及び令和５年度分」を「令和６年度から令和８年度までの各年度分」に改める。

附則第１６条の２中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１６条の３中「令和３年改正法附則第１４条」を「令和６年改正法附則第２１条」に、「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改める。

附則第１７条の見出し中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８

年度まで」に改め、同条中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和３年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

附則第２０条第１項中「令和３年度から令和５年度まで」を「令和６年度から令和８年度まで」に改め、同条第２項中「令和６年３月３１日」を「令和９年３月３１日」に改める。

附則第２１条の３第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２１条の３第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２１条の４第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２１条の４第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２２条第３項に次の１号を加える。

- (５) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２２条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２３条第５項に次の１号を加える。

- (５) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２３条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２４条第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２４条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２５条第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２５条第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２５条の２第２項に次の１号を加える。

- (５) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２５条の２第１項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２５条の２第５項に次の１号を加える。

- (５) 附則第８条の５及び附則第８条の８の規定の適用については、附則第８条の５第１項及び附則第８条の８中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第２５条の２第３項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第２５条の３第２項に次の１号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第25条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第8条の5及び附則第8条の8の規定の適用については、附則第8条の5第1項及び附則第8条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第25条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の綾部市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、令和5年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

綾部市教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 号

綾部市教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会に対する事務委任及び補助執行規則（昭和 3 1 年綾部市規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 5 号を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市公用自動車管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 号

綾部市公用自動車管理規則の一部を改正する規則

綾部市公用自動車管理規則（平成 8 年綾部市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中第 6 項を第 7 項とし、第 3 項から第 5 項までを 1 項ずつ繰り下げ、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 運転者台帳の確認は、毎年 4 月に公用自動車運転者登録確認書（様式第 2 号）により、所属する課等の長が、所属部長等を経て安全運転管理者に提出して行うものとする。

第 1 8 条を第 1 9 条とし、第 1 7 条を第 1 8 条とし、第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（運転の規制措置）

第 1 7 条 総務課長は、運転者が、事故を起こしたことその他の理由により、運転者として不適格と認められる場合には、所属する課等の長の意見を聴いた上で、必要とされる期間その者が公用自動車を運転することを規制しなければならない。

- 2 総務課長は、前項の規定により公用自動車の運転を規制した運転者（職員に限る。）に対し、特に必要と認めるときは、運転適正検査、運転技能講習その他必要な措置を講じさせるものとする。

様式第 2 号を次のように改める。

公用自動車運転者登録確認書

等名課

職員番号	職 名	氏 名	免 許 証 番 号	交 付 年 月 日	有 効 期 間	免 許 年 月 日			免 許 の 種 類														免 許 の 条 件 等																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
						一 種			二 種	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	準 中 二		普 二	大 特 二	け 引 二																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

年 月 日

所属長

印

安全運転 管理 者	企画総務 部 長	総務課長	所属部長
--------------	-------------	------	------

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 号

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 3 第 2 号中「除く。）」の次に「又は綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 2 号）第 1 0 条第 3 号及び第 4 号に掲げる職員」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 4 号

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条を次のように改める。

（時間外勤務代休時間）

第 1 0 条 会計年度任用職員の時間外勤務代休時間については、常勤職員の例による。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 5 号

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 5 6 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 2 号中「、同法第 6 6 条」を「又は同法第 6 6 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 6 号

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

綾部市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和 2 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「綾部市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の次に「（令和 2 年綾部市規則第 1 号。以下「勤務時間等規則」という。）」を加える。

第 8 条に次の 1 項を加える。

2 条例第 1 8 条第 2 項の規則で定める割合は、1 0 0 分の 2 5 とする。

第 1 0 条中「第 9 条第 1 項」を「第 9 条第 1 項前段」に改め、「条例第 1 0 条」の次に「の規定による支給制限」を加え、「以外の会計年度任用職員をいう」を「以外の会計年度任用職員とする」に改め、同条の次に次の 2 条を加える。

第 1 0 条の 2 条例第 9 条第 1 項後段の規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員とし、これらの会計年度任用職員には期末手当を支給しない。

（1）その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者

（2）その退職又は失職の後、基準日までの間において条例の適用を受ける会計年度任用職員となった者

第 1 0 条の 3 基準日前 1 か月以内において条例の適用を受ける会計年度任用職員としての退職が 2 回以上ある者について前条の規定を適用する場合には、基準日に最も近い日の退職のみをもって、当該退職とする。

第 1 2 条第 2 項中「の各号」を削る。

第 1 5 条を第 1 8 条とし、第 1 4 条を第 1 7 条とする。

第 1 3 条（見出しを含む。）中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加え、同条を第 1 6 条とし、第 1 2 条の次に次の 4 条を加える。

（勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員）

第 1 3 条 条例第 1 1 条第 1 項前段の規定により、勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する会計年度任用職員（条例第 1 1 条の 2 の規定による支給制限に該当する者を除く。）のうち、次に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

(1) 休職者（公務傷病による休職者を除く。）

(2) 第10条第3号又は第4号に該当する者

(3) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしている会計年度任用職員のうち、育児休業法第7条第2項に規定する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

第13条の2 条例第11条第1項後段の規則で定める会計年度任用職員は、次に掲げる会計年度任用職員とし、これらの会計年度任用職員には勤勉手当を支給しない。

(1) その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日において前条各号のいずれかに該当する会計年度任用職員であった者

(2) その退職又は失職の後、基準日までの間において条例の適用を受ける会計年度任用職員となった者

2 第10条の3の規定は、前項の場合に準用する。

（勤勉手当の期間率及び成績率）

第14条 条例第11条第2項に規定する割合は、会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に、勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

2 綾部市一般職職員の給与に関する規則第12条第2項及び第3項の規定は、会計年度任用職員の勤勉手当の期間率及び成績率について準用する。

（勤勉手当に係る勤務期間）

第15条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける会計年度任用職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第10条第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間

(2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第12条第2項第3号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしている会計年度任用職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（公務傷病による休職者であった期間を除く。）

(4) 条例第7条の規定により給与を減額された期間又は条例第17条の規定により基本報酬を減額された期間。この場合、1日に満たない時間については、7時間45分（パートタイム会計年度任用職員にあつては、7時間45分を超えない範囲内で割り振る時間）を1日とし、7時間45分（パートタイム会計年度任用職員にあつては、7時間45分を超えない範囲内で割り振る時間）に満たない時間は切り捨てる。

(5) 勤務時間等規則第16条の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から同規則第4条第1項に規定する週休日、同規則第10条に規定する時間外勤務代休時間又は条例第7条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(6) 勤務時間等規則第17条の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて、勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 7 号

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例施行規則（平成 1 0 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表中

「

吉美第 1 放課後児童健全育成学級	4 0 人
吉美第 2 放課後児童健全育成学級	4 0 人

を

」

「

吉美放課後児童健全育成学級	3 5 人
---------------	-------

に改める。

」

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

綾部市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 8 号

綾部市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市福祉事務所設置条例施行規則（平成 4 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「福祉保健部社会福祉課、こども支援課、障害者支援課及び高齢者支援課」を「福祉部社会福祉課、障害者支援課及び高齢者支援課並びに健康こども部子育て支援課及びこども支援課」に改める。

第 3 条第 1 項中「福祉保健部長」を「福祉部長及び健康こども部長」に改め、同条第 2 項中「福祉保健部社会福祉課、こども支援課、障害者支援課及び高齢者支援課」を「福祉部社会福祉課、障害者支援課及び高齢者支援課並びに健康こども部子育て支援課及びこども支援課」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 9 号

綾部市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

綾部市生活保護法施行細則（平成 1 2 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 9 号中

「

〒 6 2 3 - 8 5 0 1 京都府綾部市若竹町 8 番地の 1

綾部市福祉事務所

福祉保健部 社会福祉課 生活保護担当（ ）を

電話： 0 7 7 3 - 4 2 - 4 2 5 7

」

削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 0 号

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市地域生活支援事業に係る利用者負担金の徴収に関する条例施行規則（平成 1 8 年綾部市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号及び様式第 3 号中

「・地域活動支援センター事業」を「・地域活動支援センター事業」に改める。
・訪問入浴サービス事業」

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 1 号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の
一部を改正する規則

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成 9 年綾部市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

（５）高齢者等ごみ出し支援戸別収集については、口座振替その他市長が定める方法によるものとする。

附 則

この規則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 2 号

綾部市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 号中

「退職被保険者該当非該当届」及び

「

年金制度

A 厚生年金

B 船員保険

C 共済組合

D その他

年金種類

1 老齢年金

2 特別老齢年金

3 退職年金

4 減額退職年金

5 通算老齢（退職）年金

6 普通恩給

7 その他

を削り、

」

「

国 保	
有	退
無	被扶
有	退
無	被扶
有	退
無	被扶
有	退
無	被扶
有	退
無	被扶

を

」

「

国 保	
有	
無	
有	
無	
有	
無	
有	
無	
有	
無	

に、

」

規 則

「

備 考		世帯等の状況				国 保 証 処 理	一 般	交 付	回 収	訂 正	未
		増減	混合	単独	一般						
		増減	退本	退扶	一般						

を

」

「

備 考		国 保 証 処 理	交 付	回 収	訂 正	未

に

」

改める。

様式第 10 号中

「

決 定 欄	保 険 種 類	給付割合	公 費	費 用 額	円
	一 般	7 割	有		
	退 職 本 人	8 割	無	支 給 決 定 額	円
	退 職 扶 養				

を

」

「

決 定 欄	給付割合	公 費	費 用 額	円
	7 割	有		
	8 割	無	支 給 決 定 額	円

に

」

改める。

様式第 15 号中

「

一 般	割	退 職	割
一 般	割	退 職	割
一 定 以 上	一 般	低 所 得	
上 位	一 般	低 所 得	

を

」

「

割					
割					
現役並	Ⅲ Ⅱ Ⅰ	一 般	低所得	Ⅱ Ⅰ	
上位	ア・イ	一般	ウ・エ	低所得	オ

に改める。

」

様式第 17 号を次のように改める。

様式第 17 号（第 25 条関係）

限 度 額 適 用
国民健康保険 標 準 負 担 額 減 額 認 定 申 請 書
限度額適用・標準負担額減額

被 保 険 者 記 号 ・ 番 号		減 額 対 象 者		世 帯 主 との続柄	
個 人 番 号		生 年 月 日	年 月 日		

①	申請日の前 1 年間の入院期間（日数）	年 月 日から 年 月 日まで			日間
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所 在 地			
②	申請日の前 1 年間の入院期間（日数）	年 月 日から 年 月 日まで			日間
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所 在 地			
③	申請日の前 1 年間の入院期間（日数）	年 月 日から 年 月 日まで			日間
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所 在 地			
④	申請日の前 1 年間の入院期間（日数）	年 月 日から 年 月 日まで			日間
	入院をした保険医療機関等	名 称			
		所 在 地			
(注) 長期入院該当の申請については これを証明する書類を添付してください。		入院期間計		日間	
		第三者行為の有無		有 ・ 無	

限 度 額 適 用
上記のとおり国民健康保険 標 準 負 担 額 減 額 認 定 証 の 交 付 を 申 請 し ます。
限度額適用・標準負担額減額

年 月 日

綾部市長 様

世帯主 住 所
氏 名
電話番号
個人番号

**マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える
支払いが免除されます。限度額適用認定証の事前申請は不要となりますので、マイナ保険証
をぜひご利用ください。**

次の欄には記入しないでください。

交 付 年 月 日	年 月 日	発 効 年 月 日	年 月 日
有 効 期 限	年 月 日	長期入院該当	年 月 日

処 理 欄	世帯内の被保険者名		非課税期間調査			
	_____		申請のあった年度で非課税に該当する月の初日			
	_____		_____年度			
	_____		8・9・10・11・12・1・2・3・4・5・6・7			
	減額認定	長期該当		確認方法	差額支給	
・認定	・入院91日目（非課税該当のみ通算） 年 月 日		・領収書	有		
・却下	・非該当による認定取消日 年 月 日（証回収・未回収）		・レセプト ・医療機関 ・その他	無		

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 3 号

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則（平成 1 8 年綾部市規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（指定又は指定の更新を受けた旨の標示）

第 2 条 法第 7 8 条の 2 第 1 項、第 7 9 条第 1 項、第 1 1 5 条の 1 2 第 1 項及び第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項の規定により指定を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

2 前項の規定は、法第 7 8 条の 1 2、第 1 1 5 条の 2 1 及び第 1 1 5 条の 3 1 において準用する法第 7 0 条の 2 第 1 項並びに法第 7 9 条の 2 第 1 項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第 3 条から第 5 条までを削る。

第 6 条中「様式第 6 号」を「様式第 1 号」に改め、同条を第 3 条とする。

第 7 条中「様式第 7 号」を「様式第 2 号」に改め、同条を第 4 条とする。

第 8 条中「第 2 条から前条までの規定による指定、指定の更新又は届出の受理又は更新」を「第 2 条第 1 項に規定する指定、同条第 2 項に規定する指定の更新、第 3 条若しくは前条の規定による届出又は法第 7 8 条の 2 の 2 第 5 項、第 7 8 条の 5、第 8 2 条、第 1 1 5 条の 1 2 の 2 第 5 項、第 1 1 5 条の 1 5 及び第 1 1 5 条の 2 5 の規定による届出若しくは施行規則第 1 3 1 条の 1 3 の 2 第 1 項の規定による届出の受理」に、「情報について、次に掲げる事項のうち必要な事項」を「情報のうち次に掲げる事項」に改め、同条第 2 号中「、生年月日、住所及び職名」を「及び住所」に改め、同条第 3 号中「及び指定更新年月日並びに」を「、指定更新年月日及び」に改め、同条第 7 号を次のように改める。

（7）その他市長が必要と認める事項

第 8 条第 8 号を削り、同条を第 5 条とする。

第 9 条中「各号」を削り、同条を第 6 条とし、第 1 0 条を第 7 条とする。

様式第 1 号から様式第 5 号までを削る。

様式第 6 号中「第 6 条関係」を「第 3 条関係」に改め、同様式を様式第 1 号とする。

様式第 7 号中「第 7 条関係」を「第 4 条関係」に改め、同様式を様式第 2 号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請又は届出については、この規則による改正後の綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

綾部市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 4 号

綾部市消防団規則の一部を改正する規則

綾部市消防団規則（昭和 5 4 年綾部市規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 1 項第 3 号中「1 1 人」を「1 4 人」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 5 号

綾部市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

綾部市火災予防条例施行規則（昭和 3 7 年綾部市規則第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「場所は」の次に「、京都府中・北部地域消防指令センター」を加え、「巡查派出所、巡查駐在所及び各地区有線放送所」を「交番及び駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市永井産業振興基金審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 6 号

綾部市永井産業振興基金審議会規則を廃止する規則

綾部市永井産業振興基金審議会規則（平成 1 7 年綾部市規則第 3 3 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 7 号

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則の一部を改正する規則

綾部市一般職職員の級別職務分類表に関する規則（昭和 6 0 年綾部市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「、議会事務局次長」を削り、同条第 3 号中「参事」の次に「、議会事務局次長」を加える。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 8 号

綾部市事務分掌規則の一部を改正する規則

綾部市事務分掌規則（昭和 4 6 年綾部市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表企画総務部の項担当の欄中「行政デジタル推進担当」の次に「、情報システム担当」を加え、同表市民環境部の項担当の欄中「国保・高齢者医療担当、福祉医療・年金担当」を「医療年金担当」に、

「

福祉保健部		社会福祉課	地域福祉担当、生活保護担当
		こども支援課	子育て担当、家庭児童・療育担当、物部保育園担当
		障害者支援課	障害者福祉担当、相談支援担当
		高齢者支援課	高齢者福祉担当、企画管理担当、介護保険担当
		地域包括支援課	地域包括支援センター担当
		保健推進課	管理担当、保健推進担当、母子保健担当、ワクチン接種担当

を

「

福祉部		社会福祉課	地域福祉担当、生活保護担当
		障害者支援課	障害者福祉担当、相談支援担当
		高齢者支援課	高齢者福祉担当、企画管理担当、介護保険担当
		地域包括支援課	地域包括支援センター担当
健康こども部		子育て支援課	子育て担当、保育担当、物部保育園担当

に

		こども支援課	児童相談担当、母子保健担当、発達支援担当
		保健推進課	管理担当、保健推進担当

」

改める。

第9条市民・国保課の項中第31号から第35号までを削り、第36号を第31号とし、第37号を第32号とする。

第10条の見出し及び同条第1項中「福祉保健部」を「福祉部」に改め、同条社会福祉課の項第10号を削り、同項中第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、同項第13号中「こと」を「こと（子どもの学習・生活支援事業を除く。）」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号から第17号までを1号ずつ繰り上げる。

第10条こども支援課の項を削り、同条障害者支援課の項第1号及び第2号中「（児を含む。）」を削り、同項第12号中「特別児童扶養手当」を「重度心身障害老人健康管理事業」に改め、同項に次の1号を加える。

（13）福祉医療（重度心身障害者）に関すること。

第10条高齢者支援課の項中第17号を第18号とし、第10号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号中「こと」を「こと。」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）老人医療に関すること。

第10条保健推進課の項を削る。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条の次に次の1条を加える。

（健康こども部の事務分掌）

第11条 健康こども部の分掌事務は、次のとおりとする。

子育て支援課

- （1）児童福祉に関すること（こども家庭センターに関することを除く。）。
- （2）子ども・子育て支援に関すること（こども家庭センターに関することを除く。）。
- （3）児童手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。
- （4）子育て支援医療に関すること。
- （5）ひとり親家庭の支援に関すること。
- （6）子どもの貧困対策に関すること。
- （7）子育て交流センターの管理運営に関すること。
- （8）児童館の管理運営に関すること。
- （9）簡易児童遊園の管理運営に関すること。
- （10）公立保育所の管理運営に関すること。
- （11）部所管の事務の調整に関すること。

こども支援課

- （1）こども家庭センターに関すること。
- （2）児童虐待に関すること。

- (3) 母子保健に関すること。
- (4) こどもの発達支援に関すること。
- (5) 障害児の支援に関すること。

保健推進課

- (1) 保健福祉センターの管理運営に関すること。
- (2) 健康づくりに関すること。
- (3) 予防接種に関すること（母子保健に関する予防接種を除く。）。
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に定める保健事業に関すること。
- (5) 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護予防事業に関すること。
- (6) 健康増進法（平成14年法律第103号）に定める保健事業に関すること。
- (7) 栄養業務に関すること。
- (8) 感染症予防に関すること。
- (9) 精神保健に関すること。
- (10) 動物の飼養に関すること。
- (11) 犬の登録及び狂犬病予防注射に関すること。
- (12) 献血の推進に関すること。
- (13) 医療機関及び医療関係団体との連携調整に関すること。
- (14) 市立診療所及び歯科診療所に関すること。
- (15) 市立病院に関すること。
- (16) その他保健に関すること。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市立病院職員宿舎等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 1 9 号

綾部市立病院職員宿舎等管理規則の一部を改正する規則

綾部市立病院職員宿舎等管理規則（平成 2 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表綾部市立病院弥生宿舎の項を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第20号

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

綾部市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成19年綾部市規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「172,550円」を「177,950円」に、「77,890円」を「81,290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86,280円」を「88,980円」に、「38,900円」を「40,600円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の規定は、令和6年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 1 号

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の
一部を改正する規則

綾部市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 1 9 年綾部市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 号中「、同法第 6 6 条」を「又は同法第 6 6 条」に改め、「又は売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 1 7 条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合、同法第 6 4 条の規定により保護処分として少年院に送致され、収容されている場合、同法第 6 6 条の規定による決定により少年院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 2 2 号

綾部市会計規則の一部を改正する規則

綾部市会計規則（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条第 1 項中「令第 1 5 8 条第 1 項又は第 1 5 8 条の 2 第 1 項」を「法第 2 4 3 条の 2 第 1 項」に、「私人」を「同条第 2 項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に改め、同条第 2 項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条第 5 項を削る。

第 5 6 条第 1 項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

第 6 8 条第 2 項中「附則第 3 条第 3 項」を「附則第 3 条第 2 項」に改める。

第 1 3 6 条第 2 項中「又は銀行為替の方法」を削る。

第 2 4 6 条中「法第 2 4 3 条の 2 第 1 項」を「法第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項」に改める。

別表第 1 中「こども支援課長」を「子育て支援課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 2 2 号

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事務実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対して、臨時的な措置として実施する、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給事務の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において支給される住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金は、前条の趣旨を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給の対象となる者は、令和 5 年 1 2 月 1 日（以下「基準日」という。）において、本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 8 条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による令和 5 年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）所得割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税所得割を免除された者である世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

(1) 令和 5 年度分の市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯及び租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税均等割が課されていない者を含む世帯

(2) 綾部市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和 4 年綾部市告示第 2 0 4 号）第 3 条に規定する価格高騰重点支援給付金の支給対象者で、令和 5 年 1 2 月 1 日を基準日とする 7 万円の給付を受けた世帯

(支給額)

第4条 前条の規定による支給対象者に対して支給する住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の額は、1世帯当たり10万円とする。

（受給権者）

第5条 住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（給付金の支給申請）

第6条 住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給を受けようとする者は、第3条に定める支給対象者に応じて、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給要件確認書（様式第1号。以下「確認書」という。）又は住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金申請書（請求書）（様式第2号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の申請書による申請者は、申請者本人による申請であることを証するため、公的身分証明書の写し等を提出し、又は提示しなければならない。

（代理による支給申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は申請書により申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

（1）基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

（2）法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（3）親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で特に市長が認める者

2 代理人が申請者に代わって申請する場合は、原則として委任状の提出及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出をしなければならない。なお、確認書を提出する場合については、確認書の委任欄に記載するものとする。

3 市長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（給付金の受付開始日及び提出期限）

第8条 住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 住民税均等割のみ課税世帯への支給に関する確認書又は申請書（以下「確認書等」と

いう。)の提出期限は、令和6年6月28日とする。

(支給の決定)

第9条 市長は、第6条の規定により確認書等の提出があったときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金を支給するものとする。

(支給の方法)

第10条 住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給については、当該支給対象者が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、窓口支給とする。

(1) 金融機関に口座を開設していない場合

(2) 特に市長が必要と認めた場合

(住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給等に関する周知等)

第11条 市長は、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条の規定による確認書等の提出が第8条第2項の確認書等の提出期限までに行われなかった場合は、支給対象者が住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この告示は、令和6年3月11日から施行する。

2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間は、別記の規定の適用については、この規定中「女性相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」と、「女性自立支援施設」とあるのは、「婦人保護施設」と、「女性自立支援事業委託団体」とあるの

は、「婦人保護事業委託団体」と、「第10条第1項に基づく接近禁止命令又は第10条の2に基づく退去等命令」とあるのは、「第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）」と、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条」とあるのは、「売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条」とする。

別記（第5条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（１）以下に掲げる事例であって、かつ、（２）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日時点で申出者が本市に住民票が所在しない場合にも、当該申出者を本市における住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（２）申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項に基づく接近禁止命令又は第10条の2に基づく退去等命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性自立支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した証明書においても、上記証明書と同様のものとして取り扱う。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められること。ただし、女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点

で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本市における住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の受給権者とする。

- （１）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- （２）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- （３）身体障害者福祉法第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- （４）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 12 条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が採られている障害者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障害者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障害者・高齢者」という。）であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の受給権者とする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が措置入所等担当から給付金担当に対して行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に対して住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金を支給する。

(1) 「措置入所等障害者」とは、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が採られている者（措置が採られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

(2) 「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が採られている者（2月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 ホームレス等の取扱い

居住が安定していないいわゆるホームレスの者や事実上ネットカフェに寝泊まりしている者であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、基準日の翌日以降、本市に住民基本台帳に記録されたときは受給権者とする。

5 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市長に申し出た者について、法務局等において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金の受給権者とする。

様式第1号（第6条関係）

様

年 月 日

綾部市長

住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給要件確認書

住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金について、令和5年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当するため、以下のとおり、お知らせします。

以下の内容を確認して、年 月 日までに、この確認書を返送してください。

支 給 方 法

支 給 日

支 給 額

円

●世帯主の方が記入してください。

確認欄（①、②の項目を確認し、確認後にチェック欄の□にレを入れてください。）

☐	① 世帯の全員が、住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けていません。
☐	② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

※①及び②の両方にチェックがある場合に限り、支給対象に該当し、給付金が受け取れます。

※租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいる場合は、支給対象となりません。

※確認内容が誤っている場合は給付金の返還を求める場合があります。

住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。

また、意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。

※ 年 月 日までに返信がない場合及び返信した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、**本給付金の支給を辞退したとみなします。**

※本給付金を受給しない場合は、右欄の□にチェック✓をしてください。 【 私の世帯は給付金を受給しません。 □ 】

上記記入内容に相違ありません。

※日中に連絡可能な電話番号

世帯主氏名		確認日	年 月 日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	-------	---------	--

●受給する口座を選んでチェック欄の □ にレを入れてください。

（①に斜線が引かれている場合は②のチェック欄の □ にレを入れてください。）

① ☐	公金受取口座で受給します。 ※マイナンバーカードに登録済みの口座（ 時点）
金融機関名 口座名義人 口 座 番 号	

記載された口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望する場合や、上記口座欄に記入がない場合は、以下の欄に記入してください。（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

② ☐	下記の口座への振込みを希望します。（右面、振込先金融機関口座と本人(代理人)確認書類の添付が必要です。）			
金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでご記入ください。
1.銀行 4.信連 7.信漁連 2.金庫 5.農協 3.信組 6.漁協		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関番号		店番号		
ゆうちょ銀行		通帳記号 6桁目がある場合、※に記入	通帳番号 ※右詰めでご記入ください。	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を指定される場合は、貯金通帳の見開き左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。		1 0 ※		

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りができない方は、綾部市役所社会福祉課（0773-42-3280(代)内 ）までご連絡ください。

代理人が確認する場合は、右面の【代理確認・受給を行う場合】に記入してください。

【代理確認・受給を行う場合】

代 理 人	フリガナ	申請者との 関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名			
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 臨時特別給付金の			給付対象 世帯主氏名	署名又は記名押印 

(注) 代理人名ではありません

振込先金融機関口座確認書類貼付箇所

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

左面の②に記入した口座への振込みを希望される場合は、

ここに確認書類を添付してください。

※ ①への振込みを希望される場合は不要です。

本人確認書類・代理人確認書類貼付箇所

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳等顔写真付きのものの写し (いずれか1つ)

上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証、後期高齢者医療証等からいずれか2つ以上を添付

※代理による場合は、給付対象世帯主及び代理人の確認書類を添付

左面の②に記入した口座への振込みを希望される場合 又は
代理人が受給する場合 にはここに確認書類を添付してください。

様式第2号(第6条関係)

住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和5年12月1日時点の市区町村)

綾部市長

様

市区町村
受付印

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

2. 申請者が属する世帯の状況 ※令和5年12月1日時点の世帯の全ての構成員について記載

	(フリガナ) 氏 名	申請者との 続柄	個人番号	現住所と令和5年1月1日 時点の住所が異なる	異なる場合には令和5年1月1日 時点の住所を記載	令和5年度 住民税均等割課税状況
	生年月日					
1	(申請者)	本人		☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
2			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
3			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
4			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告
5			大・昭・平・令 年 月 日	☐ 現住所と同一 ☐ 異なる		☐ 非課税 ☐ 課税 ☐ 未申告

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座) ※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
金融機関コード	1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は) ※欄にご記入ください。)	通帳番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上又はキャッシュカードに記載された記号・番号をご 記入ください。	1		

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所社会福祉課(0773-42-3280(代))まで
お問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。

※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① ア 令和5年度住民税均等割非課税世帯以外の世帯で、全員が住民税所得割非課税の世帯
イ 世帯の全員が、令和5年度住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けていない。
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税所得割が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に他市町村において、同様の給付金の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

☐ 住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金申請書(請求書)
(申請を必要とする世帯の場合)(本書)

※必要事項をご記入ください。

☐ 『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)をご用意ください。

☐ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

綾部市告示第 2 3 号

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）支給要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）支給要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税均等割のみ課税世帯に対し、予算の範囲内において、臨時的な措置として実施する住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）（以下「給付金」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第 2 条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金支給事務実施要綱（令和 6 年綾部市告示第 2 2 号。以下「事務実施要綱」という。）第 3 条の規定による支給対象者で、次条に規定する対象児童を扶養しているものとする。

（対象児童）

第 3 条 給付金の支給の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、次に掲げる児童とする。

- （1）平成 1 7 年 4 月 2 日から令和 5 年 1 1 月 3 0 日までに出生した児童のうち、事務実施要綱に基づく支給対象者（以下「1 0 万円受給者」という。）と同一の世帯に属するもの（児童手当法（昭和 4 6 年法律第 7 3 号）第 3 条第 3 項に規定する施設入所等児童を除く。）
- （2）令和 5 年 1 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに出生した児童のうち、1 0 万円受給者と同一の世帯に属するもの
- （3）平成 1 7 年 4 月 2 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までに出生した児童のうち、1 0 万円受給者と別の世帯に属するもの

（給付金の額等）

第 4 条 給付金の額は、対象児童 1 人当たり 5 万円とする。

2 給付金の支給は、対象児童 1 人につき 1 回限りとする。

（給付金の支給申込み等）

第 5 条 市長は、支給対象者のうち第 3 条第 1 号の児童を扶養しているものに対し、給付金の支給の申込みを行う。この場合において、当該支給対象者は、綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）支給要件確認書（様式第 1 号。以下「確

認書」という。)を市長に提出し、確認を受けなければならない。

2 前項の申込みを受けた者は、給付金の受給を拒否するときは、確認書を市長に提出しなければならない。

3 支給対象者のうち第3条第2号又は第3号の児童を扶養しているものが給付金の支給を受けようとするときは、綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)申請書兼請求書(様式第2号。以下「申請書兼請求書」という。)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(代理による確認書の提出等)

第6条 代理により確認書又は申請書兼請求書の提出を行うことができる者は、当該者の指定した者であると認められる者その他市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(申請書兼請求書の受付開始日及び確認書等の提出期限)

第7条 申請書兼請求書の受付開始日は、令和6年3月15日とする。

2 確認書又は申請書兼請求書の提出期限は、市長が別に定める日とする。

(支給の決定)

第8条 市長は、第5条第1項又は第3項の規定による確認書又は申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給を決定したときは、当該者に対し、次条に規定する方式により給付金を支給するものとする。

(給付金の支給の方式)

第9条 給付金の支給は、次に掲げる方式のいずれかにより行う。ただし、第4号に掲げる方式は、支給対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号までに掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 公金受取口座への振込方式 マイナンバーカードに登録されている金融機関の口座に振り込む方式

(2) 事務実施要綱給付金支給口座への振込方式 事務実施要綱による給付金の支給口座として指定する口座に振り込む方式

(3) 指定口座振込方式 申請書兼請求書により前2号の口座以外の口座を届け出た場合に、当該届出をした指定口座に振り込む方式

(4) 窓口交付方式 指定口座への振込みによる支給が困難である場合に、市長が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(給付金の支給等に関する周知)

第10条 市長は、給付金の支給に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請書兼請求書の受付開始日等の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行うものとする。

(確認書等の提出が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第1項又は第3項の規定による確認書又は申請書兼請求書の提出が、第7条第2項の提出期限までに行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退し

たものとみなす。

- 2 市長が、第8条の規定による支給決定を行った後、確認書又は申請書兼請求書の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず、確認書又は申請書兼請求書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給が完了できない場合は、当該確認書又は申請書兼請求書の提出は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

- 第12条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

- 第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年3月11日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）
支給要件確認書

年 月 日

綾部市長 様

1 給付金の受給状況（記載内容を確認し、左の口に『✓』を記入してください。）

☐	綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金（10万円給付）を受給しました。 ※現時点で、本市において、上記給付金の支給を申請中の方を含みます。
--------------------------	---

2 世帯に属する児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）の状況

※令和5年11月30日時点の児童について記載してください。

No.	(フリガナ) 氏 名	生年月日	No.	(フリガナ) 氏 名	生年月日
1		年 月 日	6		年 月 日
2		年 月 日	7		年 月 日
3		年 月 日	8		年 月 日
4		年 月 日	9		年 月 日
5		年 月 日	10		年 月 日

3 給付金の辞退（本給付金を受給しない場合は、左の口に『✓』を記入してください。）

☐	綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金（こども加算分）の受給を辞退します。
--------------------------	--

4 その他留意事項

- （1）意図的に虚偽の記載をした場合は不正受給として詐欺罪に問われる場合があります。
- （2） 年 月 日までに返信がない場合及び返信した確認書に不備があり市が定める期限までに必要な修正が行われない場合は、本給付金の支給を辞退したとみなします。

上記内容に相違ありません。

年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 () _____

※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。

※必ず裏面もご確認ください。

■受給する口座（①～③のいずれかを選んで、左の口に『✓』を記入してください。）

☐	① 公金受取口座で受給します。 ※マイナンバーカードに登録済みの口座です。
☐	② 綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金（10万円）を受給した 口座で受給します。

※口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望される場合は、以下の欄に記入してください。

（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

☐	③ 下記の口座への振込みを希望します。（※振込先金融機関口座等書類の添付が必要）				
金融機関名		支店名	分類	口座番号 ※右詰めでお書きください。	口座名義（カナ） ※通帳の表記に合わせてください。
1. 銀行 4. 信連 7. 信漁連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協		本・支店 本・支所 出張所	1 普通 2 当座		
金融機関番号		店番			

（注）金融機関で口座が作れない等、どうしても口座振替による受取ができない方は、綾部市役所（ ） 担当（0773-42- ）までお問い合わせください。

振込先金融機関口座確認書類貼付箇所

（受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し）

受給する口座について、③に記入した口座への振込みを希望される場合は、この欄に確認書類を貼付してください。

※①、②への振込みを希望される場合は不要です。

本人確認書類貼付箇所

運転免許証、マイナンバーカード（表面）、パスポート等顔写真付きのものの写し（いずれか1枚）
 上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し（いずれか2つ以上）を貼付してください。
 （注意）健康保険証は、保険番号及び記号・番号が見えないようにマスキングしたものの写しを貼付してください。

様式第2号(第5条関係)

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)申請書兼請求書

申請日 年 月 日

綾部市長 様

裏面の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者(世帯主)

(フリガナ) 氏 名		生 年 月 日	現 住 所
		年 月 日	電話 ()
マイナンバー		※日中に連絡可能な電話番号を記載してください。	

2. 申請者が扶養している18歳以下の児童の状況

※令和5年12月1日から令和6年3月31日までに出生した児童又は申請者と別世帯だが申請者が扶養している平成17年4月2日から令和6年3月31日までに出生した児童

	(フリガナ) 氏 名	申請者との 続柄	マイナンバー	世帯主と住所が異なる場合は住所を記載
	生年月日			
1				
2				
3				
4				
5				

3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)

☐	公金受取口座で受給します。 ※マイナンバーカードに登録済みの口座です。
☐	綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(10万円)を受給した口座で受給します。

※口座を既に解約しているなどの理由で上記口座とは異なる口座への振込みを希望される場合は、以下の欄に記入してください。

【受取口座記入欄】※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

金 融 機 関 名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入ください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ 金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受取ができない方は、綾部市役所() (0773-42-3280(代))までお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、誓約・同意する場合は、□に『✓』を記入(チェック)してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(こども加算分)(以下「給付金(こども加算分)」という。)の支給要件に該当します。

※ 給付金(こども加算分)の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- ① 綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(10万円給付)を受給しました。
※現時点で、本市において、上記給付金の支給を申請中の方を含みます。
- ② 給付金(こども加算分)の支給要件の該当性等を審査するために、公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ③ この申請書は、市において支給決定をした後は、給付金(こども加算分)の請求書として取り扱います。
- ④ 市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(こども加算分)が支給されないことに同意します。
- ⑤ 給付金(こども加算分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(こども加算分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(こども加算分)を返還します。

振込先金融機関口座確認書貼付箇所

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し)

表面で、新たな口座への振込みを希望された場合は、ここに確認書類を添付してください。

綾部市住民税均等割のみ課税世帯臨時特別給付金(10万円)を受給した口座への振込みを希望される場合は不要です。

本人確認書類貼付箇所

運転免許証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等顔写真付きのものの写し(いずれか1枚)

上記以外は、健康保険証、年金手帳、介護保険証等の写し(いずれか2つ以上)を貼付してください。

(注意)健康保険証は、保険番号及び記号・番号が見えないようにマスキングしたものの写しを貼付してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

綾部市告示第 2 4 号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成 8 年綾部市規則第 1 5 号）第 2 0 条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和 6 年 3 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

証交付年月日	証記号・番号・枝番
令和 5 年 1 0 月 1 2 日	綾 0 9 0 8－5 5 0 2 2・0 1
令和 5 年 2 月 2 8 日	綾 1 2 0 1－4 1 0 2 1・0 1
令和 4 年 4 月 1 日	綾 0 4 0 7－3 2 0 4 1・0 3
令和 4 年 4 月 1 日	綾 0 6 0 5－3 1 0 1 5・0 1
令和 4 年 4 月 1 日	綾 0 6 0 6－7 2 0 1 9・0 1

綾部市告示第 2 5 号

地縁による団体「川原自治会」において告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 0 項の規定により告示する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更があった事項及びその内容

代表者氏名を 綾部市故屋岡町大道 1 9 番地 松井 浩 に変更する

2 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

3 変更の理由

任期満了による交代

綾部市告示第26号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

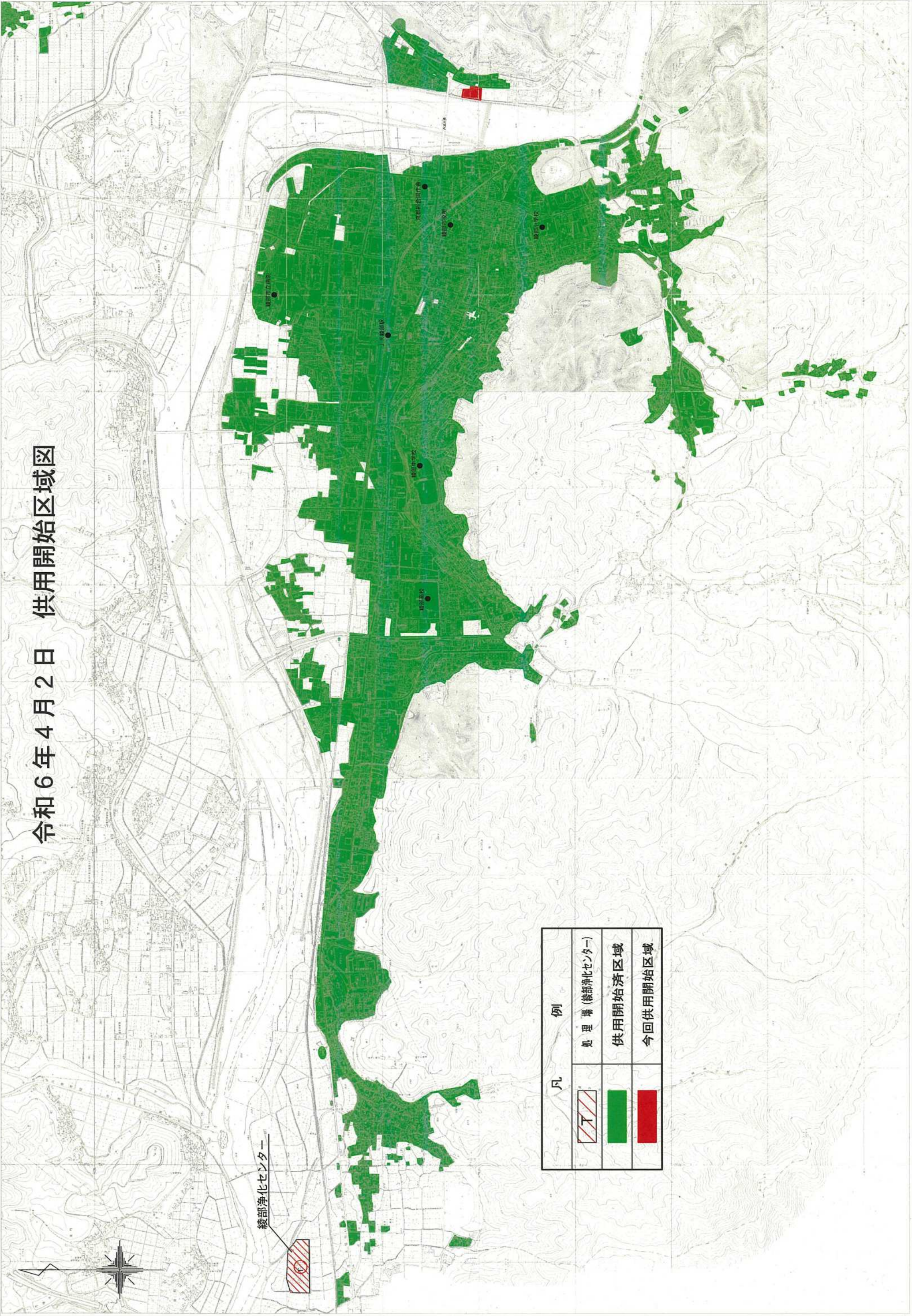
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

令和6年 3月15日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 供用を開始すべき年月日 令和6年 4月 2日
- 2 下水を排除すべき区域 味方町の一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置 味方町の一部
- 4 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 分流式
- 5 下水の処理を開始すべき年月日 令和6年 4月 2日
- 6 下水を処理すべき区域 味方町の一部
- 7 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称
 - (1) 位置 高津町横枕8番地
 - (2) 名称 綾部浄化センター

令和6年4月2日 供用開始区域図



綾部市告示第 2 7 号

綾部市府内産木材利用促進事業費補助金交付要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 1 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 3 号中「第 1 9 条」を「第 2 0 条」に改める。

別表中

「

		(3) 国等からの補助金等（環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業交付金交付要綱（平成 1 8 年京都府告示第 5 0 4 号）に基づく交付金を除く。以下この表において同じ。）の交付を受けるものでないこと。	を
--	--	--	---

」

「

		(3) 国等からの補助金等（豊かな森を育てる府民税関係事業補助金交付要綱（平成 2 8 年京都府告示第 3 3 5 号）別表に定めるひろがる京の木整備事業（1）建物型に基づく補助金を除く。以下この表において同じ。）の交付を受けるものでないこと。	に
--	--	--	---

」

改める。

様式第 1 号、様式第 3 号及び様式第 4 号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 2 2 日から施行する。

綾部市告示第 2 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 3 項の規定に基づき、令和 6 年度
土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次により縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧の場所 綾部市役所企画総務部税務課
- 2 縦覧の期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 5 月 3 1 日まで（日曜日、土曜日
及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規
定する休日を除く。）
- 3 縦覧の時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市告示第 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 6 年 3 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 6 年度綾部市一般会計予算
- 2 令和 6 年度綾部市市立診療所等特別会計予算
- 3 令和 6 年度綾部市農林業者労働災害共済特別会計予算
- 4 令和 6 年度綾部市国民健康保険特別会計予算
- 5 令和 6 年度綾部市介護保険特別会計予算
- 6 令和 6 年度綾部市後期高齢者医療特別会計予算
- 7 令和 6 年度綾部市駐車場特別会計予算
- 8 令和 6 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計予算
- 9 令和 6 年度綾部市上水道事業会計予算
- 1 0 令和 6 年度綾部市下水道事業会計予算
- 1 1 令和 6 年度綾部市病院事業会計予算
- 1 2 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 9 号）
- 1 3 令和 5 年度綾部市一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 1 4 令和 5 年度綾部市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 5 令和 5 年度綾部市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 6 令和 5 年度綾部市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 1 7 令和 5 年度綾部市住宅・工業団地事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 1 8 令和 5 年度綾部市上水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 1 9 令和 5 年度綾部市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 2 0 令和 5 年度綾部市病院事業会計補正予算（第 2 号）

綾部市告示第 3 0 号

綾部市こども家庭センター設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市こども家庭センター設置要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 1 0 条の 2 第 1 項に規定するこども家庭センター（以下「センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 センターは、児童福祉部局に置くものとする。

(名称等)

第 3 条 センターの名称及び位置は、次に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
綾部市こども家庭センター	(児童福祉機能) 綾部市若松町 1 5 番地
	(母子保健機能) 綾部市青野町東馬場下 1 5 番地の 6

(支援対象者)

第 4 条 センターにおける支援の対象となる者は、本市に住所を有する全ての児童及び妊産婦並びにそれらの家庭とする。

(業務内容)

第 5 条 センターは、法及び母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）に基づき、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- (2) 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- (3) 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。
- (4) 児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると思われる要支援児童等その他の者に対して、これらの者に対する支援の種類及び内容その他の内閣府令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援を行うこと。
- (5) 児童及び妊産婦の福祉に関する機関との連絡調整を行うこと。
- (6) 児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に資する支援を行う者の確保、当該支援を行う者が相互の有機的な連携の下で支援を円滑に行うための体制の整備その他の児童及び妊産婦の福祉並びに児童の健全育成に係る支援を促進すること。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。
- (8) 母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進に関する支援に必要な実情の把握を行うこと。
- (9) 母子保健に関する各種の相談に応ずること。
- (10) 母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導を行うこと。
- (11) 母性及び児童の保健医療に関する機関との連絡調整を行うこと。
- (12) 母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者について、母性並びに乳児及び幼児に対する支援に関する計画の作成その他の内閣府令で定める支援を行うこと。
- (13) 健康診査、助産その他の母子保健に関する事業を行うこと（第8号から前号までに掲げる事業を除く。）。

(職員の配置)

第6条 センターに次の職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 統括支援員
- (3) こども家庭支援員
- (4) 保健師
- (5) その他必要な職員

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 統括支援員は、児童福祉機能及び母子保健機能における双方の業務について十分な知識を有し、俯瞰^{ふかん}して判断を行う。

4 第1項第3号から第5号までの職員は、前条各号に掲げる業務を行う。

(関係機関等との連携)

第7条 センターは、第5条各号に掲げる業務を円滑かつ効果的に実施するために、関係機関、関係団体等との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(綾部市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱の廃止)

2 綾部市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱（令和2年綾部市告示第28号）は、廃止する。

綾部市告示第 3 1 号

綾部市自殺対策協議会設置要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 綾部市における総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号）に基づき、綾部市自殺対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市町村自殺対策計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る構成団体相互の情報交換及び連絡調整に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 1 1 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、自殺対策担当課において行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 2 号

綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、在宅で生活をするひとり暮らしの高齢者及び重度身体障害者等（以下「高齢者等」という。）が日常の安否を家族等の支援者に知らせることができる支援体制を整備し、安心して暮らすことができる環境を確保するため、予算の範囲内において高齢者等見守りサービス補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者 65 歳以上の者をいう。

(2) 重度身体障害者等 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害等級が 2 級以上のもの、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が 1 級のもの又は療育手帳の交付に関する規則（平成 12 年京都府規則第 10 号）により療育手帳の交付を受けている者で当該療育手帳に記載されている障害の程度が A 判定のもの。

(3) 高齢者等見守りサービス（以下「サービス」という。） 次に掲げる事業をいう。

ア サービス提供事業者が実施する事業で、高齢者等の居宅に通報機器を設置し、24 時間に 1 度安否確認を行うもの

イ 高齢者等が 24 時間に 1 度も一定の動作がない場合は、サービス提供事業者があらかじめ登録を行った緊急連絡先に通知を行い、必要に応じ設置先を訪問し、安否確認を行う事業

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有するサービス利用で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) ひとり暮らしの高齢者等

(2) 障害、疾病又は高齢のため単独での移動が困難な者と同居する高齢者等

(3) その他市長が特に必要と認めるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サービスに係る利用料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に、100分の110を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付申請書（様式第1号）を、市長に提出しなければならない。ただし、翌年度以降の申請については第9条の規定による変更等承認申請がなく、かつ、当該年度末日まで補助金の交付を受けている場合に限り、当初の申請書をもって翌年度以降も申請があったものとみなす。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行ったときは、その申請内容をサービス提供事業者に通ずるものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を行ったときは、交付決定を行った日の属する月から当該年度の3月分までの期間を対象とし、次の各号のいずれかの方法により補助金の交付を行うものとする。

(1) 申請者から補助金の請求及び受領を委任されたサービス提供事業者が、市長に請求する方法

(2) 申請者が、サービスの利用及び利用料の支払いを確認できる書類を添えて、市長に請求する方法

(変更等の申請)

第9条 申請者は、補助金の交付決定を受けた後において、第6条の申請内容に変更があったとき又はサービスの利用を中止しようとするときは、綾部市高齢者等見守りサービス補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第10条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 市長は、前条の規定による変更等承認又は前項の規定による取消しを行ったときは、綾部市高齢者等見守りサービス補助金変更等承認（取消）通知書（様式第4号）により

申請者に通知するものとする。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 住所

氏名

電話番号

綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付申請書

綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

《対象者》

ふりがな		男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
氏名				
住所	〒		電話番号	
メールアドレス				
サービス提供事業者				
補助金交付申請額	月額 円 (※月額利用料の3分の2の額(10円未満切捨て)の100分の110の額(1円未満切捨て))			
補助金交付申請期間	年 月 日 ～ 年 月 日			
対象世帯	☐ ひとり暮らしの高齢者等 ☐ 移動困難な者と同居する高齢者等 ☐ その他 ()			
見守りを必要とする状況	☐ 高齢者 ☐ 身体障害者手帳 (級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級) ☐ 療育手帳 (判定) ☐ その他 ()			
補助金の請求方法	☐ 対象者から補助金の請求及び受領を委任されたサービス提供事業者が、市長に請求する方法 ☐ 申請者が、サービスの利用及び利用料の支払いを確認できる書類を添えて、市長に請求する方法			
サービス提供事業者が請求を行う場合	綾部市高齢者等見守りサービス補助金の請求及び受領の権限をサービス提供事業者に委任します。 年 月 日 申請者 印			

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市高齢者等見守りサービス補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

対象者	ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
	住 所	(電話番号 —)		
補助金の交付等		交付 ・ 不交付（不交付の理由）		
補助対象期間		年 月分～ 年 月分		
補助金交付決定額		月額 円		
補助金の支払方法				

※対象者の状況に変更があった場合は、必ず綾部市高齢者等見守りサービス補助金変更等承認申請書（様式第 3 号）を提出してください。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 3 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住所
氏名
電話番号

綾部市高齢者等見守りサービス補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた綾部市高齢者等見守りサービス補助金について、下記のとおり変更し、又はサービスの利用を中止したいので、綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき申請します。

記

対 象 者	ふりがな 氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日 （ 歳）	
	住 所	(電話番号 —)	
・変更等の内容 ☐ 内の該当する箇所にチェック「✓」してください。	(1) 変更 ☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 補助金の請求方法 ☐ その他 ()		(2) サービスの利用中止 ☐ 対象者の転出 ☐ 対象者の死亡 ☐ 対象者がひとり暮らしでなくなった ☐ その他 ()
	変更等があった日	年 月 日	
	変更前		
	変更後		

様式第 4 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市高齢者等見守りサービス補助金変更等承認（取消）通知書

年 月 日付け 第 号で決定しました綾部市高齢者等見守りサービス補助金の交付について、下記のとおり変更等を承認（取消）しましたので、綾部市高齢者等見守りサービス補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき通知します。

記

対 象 者	ふりがな 氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)
	住 所		電 話 番 号	
変更等（取消） 理 由				
変更等（取消）日		年 月 日		
備 考				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 3 3 号

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、身体機能又は認知機能の低下等のため、自治会等が定めたごみの集積所（以下「集積所」という。）に家庭ごみを排出することが困難な高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）に対し、家庭ごみを戸別に収集する高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭ごみ 家庭から排出される一般廃棄物のうち、綾部市（以下「市」という。）が定める分別方法により分別された燃やして処理するごみ、燃やさないで処理するごみ、資源物及び有害ごみをいう。
- (2) 施設等 老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）に規定する施設入所支援又は共同生活援助のサービスを提供する施設のほか、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホームその他これらに類する施設をいう。

(事業の委託)

第 3 条 事業は、その実施の決定等に関する事務を除き、市が一般廃棄物処理計画に規定するごみ収集委託業者に委託して実施するものとする。

(対象者)

第 4 条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、集積所に自ら家庭ごみを排出することが困難な高齢者等で、次の各号のいずれかに該当する者のみで構成される世帯に属するものとする。ただし、施設等の入所者を除く。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条第 1 項の規定により要介護認定を受けている者であって、同法第 8 条第 2 項に規定する訪問介護、同条第 1 5 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は同条第 1 9 項に規定する小規模多機能型居宅介護を受けているもの
- (2) 介護保険法第 1 9 条第 2 項の規定により要支援認定を受けている者であって、同法

第 8 条の 2 第 1 4 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護又は同法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業（以下「第 1 号訪問事業」という。）を受けているもの

- (3) 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護を受けている者
- (4) 介護保険法施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 4 第 2 号に規定する第 1 号被保険者であつて、第 1 号訪問事業を受けているもの
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 2 項に規定する居宅介護、同条第 3 項に規定する重度訪問介護又は同条第 4 項に規定する同行援護を受けている者
- (6) 前各号に準ずる者であると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、対象者と同一敷地内又はその近隣に親族等が居住し、その協力により集積所に家庭ごみの排出が可能なきときは、対象としない。

（利用の申請）

第 5 条 事業を利用しようとする対象者（以下「申請者」という。）は、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用申請書（様式第 1 号）及び綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用調書（様式第 2 号）に必要な書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第 6 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用決定（却下）通知書（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。

（収集方法）

第 7 条 家庭ごみの収集方法は、次のとおりとする。

- (1) 収集日時は、別に定める。
- (2) 収集場所は、利用者（前条の規定により事業の利用決定を受けた者をいう。以下同じ。）宅の玄関外側を原則とし、住環境及び利用者の要望を勘案した上で決定する。

（利用の変更）

第 8 条 利用者は、第 5 条の申請内容に変更が生じたときは、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用変更届（様式第 4 号）を市長に届け出なければならない。

（利用の休止又は再開）

第 9 条 利用者は、入院等の理由により事業の利用を一時的に休止し、又は再開しようとするときは、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用休止等届（様式第 5 号。以下「休止等届」という。）を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があつたときは、事業の実施を休止し、又は再開するものとする。
- 3 第 1 項の規定による届出をした利用者は、事業の利用を休止する理由がなくなつたときは、休止等届により市長に届け出なければならない。
- 4 市長は、前項の規定による届出があつたときは、事業の実施を再開するものとする。

(利用の廃止)

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用廃止届(様式第6号)を市長に届け出なければならない。

(1) 事業の利用を廃止しようとするとき。

(2) 対象者に該当しなくなったとき。

(利用決定の取消し)

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消すとともに、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用取消通知書(様式第7号)により、利用者に通知するものとする。

(1) 事業の利用の必要がなくなったとき。

(2) 虚偽の申請により事業の利用の決定を受けたと認められるとき。

(3) その他市長が事業の利用が適当でないと認めたとき。

(手数料)

第12条 事業の利用に係る手数料は、綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例(平成9年綾部市条例第7号)の定めるところによる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 利用の申請その他事業の実施に必要な準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

(表面)

様式第 1 号 (第 5 条関係)

年 月 日

綾部市長 様

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用申請書

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住 所			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	認 定 状 況 及 利 用 中 の サ ー ビ ス	高 齢 者	☐ 要介護 (1・2・3・4・5) ☐ 要支援 (1・2) ☐ 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者 ☐ 訪問介護 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ☐ 看護小規模多機能型居宅介護 ☐ 第 1 号訪問事業	
		障 害 者	障害支援区分 ☐ あり (1・2・3・4・5・6) ☐ なし ☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護	
事 業 所	☐ 居宅介護支援 ☐ 介護予防支援 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 看護小規模多機能型居宅介護 ☐ 指定計画相談支援 (事業所名)			
同居人	氏 名		生 年 月 日	年 月 日
	認 定 状 況 及 利 用 中 の サ ー ビ ス	高 齢 者	☐ 要介護 (1・2・3・4・5) ☐ 要支援 (1・2) ☐ 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者 ☐ 訪問介護 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ☐ 看護小規模多機能型居宅介護 ☐ 第 1 号訪問事業	
		障 害 者	障害支援区分 ☐ あり (1・2・3・4・5・6) ☐ なし ☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護	
	事 業 所	☐ 居宅介護支援 ☐ 介護予防支援 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 看護小規模多機能型居宅介護 ☐ 指定計画相談支援 (事業所名)		

(裏面)

緊 急 連絡先	(1) 住 所 _____ 氏 名 _____ 申請者との続柄 _____ 電話番号 _____
	(2) 住 所 _____ 氏 名 _____ 申請者との続柄 _____ 電話番号 _____

【同意事項】

私は、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の利用を申請するに当たり、市が、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の実施に必要な情報を取得・利用し、必要に応じて関係事業者提供・共有することに同意します。

申請者氏名

印

【添付書類】

- ・申請者の利用調書（綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用調書（様式第2号））
- ・同居人の利用調書（綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用調書（様式第2号））
- ・収集場所位置図（玄関、裏口など詳細が分かるようにしてください。）

※ 綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用調書（様式第2号）は、それぞれ担当の福祉事業者作成を依頼してください。

様式第 2 号（第 5 条関係）

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用調書

住 所		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	
認 定 状 況 及 び 利 用 中 の サ ー ビ ス	高 齢 者	☐ 要介護（１・２・３・４・５） ☐ 要支援（１・２） ☐ 介護予防・日常生活支援総合事業の対象者
		☐ 訪問介護 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ☐ 看護小規模多機能型居宅介護 ☐ 第 1 号訪問事業
	障 害 者	障害支援区分 ☐ あり（１・２・３・４・５・６） ☐ なし
		☐ 居宅介護 ☐ 重度訪問介護 ☐ 同行援護
認 定 の 有 効 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	
（１）集積所に自ら家庭ごみを排出することが困難である理由について 		
（２）近隣に在住する親族の有無について 近隣（綾部市内）在住の親族 有・無 有の場合、親族の協力が得られない理由を記入してください。 		
今までの家庭ごみの排出方法 		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

事業所名

担当者名

電話番号

(表面)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の利用につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱第 6 条の規定により通知します。

記

□ 決定

申 請 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
同 居 人	氏 名	
	生 年 月 日	
利 用 者 番 号		
収 集 日		
収 集 業 者		
手 数 料	綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 9 年綾部市条例第 7 号）別表第 1 に規定する高齢者等ごみ出し支援戸別収集手数料の額	

(注意事項)

- 1 排出する家庭ごみは、収集場所に収集日の午前 8 時までに排出してください。
- 2 次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出てください。
 - (1) 利用決定を受けた内容に変更が生じたとき。
 - (2) 一時的に事業の利用を休止しようとするとき。
 - (3) 事業の利用を再開しようとするとき。
 - (4) 事業の利用を廃止するとき。
- 3 家庭ごみの出し方等に問題があって改善されないとき又は手数料の滞納が続いたときは、事業の利用を取り消すことがあります。

(裏面)

□ 却下

理 由	
-----	--

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定(この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、綾部市を被告として(訴訟において市を代表する者は市長となります。)提起することができます。(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 4 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）
住所
氏名
電話番号

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用変更届

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の利用について、下記のとおり変更したいので、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱第 8 条の規定により届け出ます。

記

利 用 者	氏 名		利 用 者 番 号	
変 更 内 容				

様式第 5 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）
住所
氏名
電話番号

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用休止等届

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の利用について、下記のとおり休止し、又は再開したいので、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱第 9 条の規定により届け出ます。

記

利 用 者	氏 名		利 用 者 番 号	
理 由				

様式第 6 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（届出者）
住所
氏名
電話番号

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用廃止届

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の利用について、下記のとおり廃止したいので、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱第 1 0 条の規定により届け出ます。

記

利 用 者	氏 名		利 用 者 番 号	
理 由				

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業利用取消通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業の利用につきましては、下記のとおり利用の決定を取り消しましたので、綾部市高齢者等ごみ出し支援戸別収集事業実施要綱第 1 1 条の規定により通知します。

記

利 用 者	氏 名		利 用 者 番 号	
理 由				

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 3 4 号

綾部市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量又は堆肥として資源化を図るため、生ごみ処理機の購入に要した費用に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「生ごみ処理機」とは、電気を使用して生ごみを乾燥させる方法により減量又は堆肥化を図るための機器で、市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、自らの家庭から排出する生ごみの減量又は堆肥化を図るために生ごみ処理機を購入した者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 生ごみ処理機の適正な維持管理ができること。

(補助対象台数)

第 4 条 補助金の交付の対象となる生ごみ処理機の台数は、1 世帯につき 1 台とする。ただし、第 7 条の規定による交付決定を受けた日から起算して 5 年を経過し、当該生ごみ処理機が使用不能の状態にあると認められる場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、生ごみ処理機の購入に要した費用に 2 分の 1 を乗じて得た額（その額に 1 0 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、2 0 , 0 0 0 円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機を購入した日から起算して 6 か月以内に、綾部市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市生ごみ処理機購入費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(生ごみ処理機の維持管理及び処分制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、購入した生ごみ処理機の機能を良好に保つための維持管理を行わなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、当該生ごみ処理機について、交付決定を受けた日から起算して5年を経過する日までは、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行し、令和5年10月1日以降の生ごみ処理機の購入に要した費用から適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

綾部市生ごみ処理機購入費補助金交付申請書兼請求書

綾部市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を申請（請求）します。

記

交 付 申 請 額				円
購入製品名等	製 品 名			
	メーカー名			
	型 式 番 号			
購 入 業 者 名				
購 入 金 額				円
過 去 に お け る こ の 要 綱 に よ る 補 助 金 の 交 付 の 有 無	有 ・ 無			
	有の場合：交付決定日		年 月 日	

・添付書類

- （１）生ごみ処理機の購入に要した費用の領収書の写し
- （２）生ごみ処理機の設置写真
- （３）生ごみ処理機の仕様書（カタログ等）及び保証書の写し
- （４）本人が確認できる書類の写し（個人番号カード、運転免許証の写し等）
- （５）その他市長が必要と認める書類

・振込先口座（申請者本人の口座を記載してください。）

金 融 機 関 名		支 店 名								
預 金 種 別	普通・当座	口 座 番 号 (右詰め)								
フリガナ										
口 座 名 義										

※ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名と口座番号を記入してください。

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市生ごみ処理機購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市生ごみ処理機購入費補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	（理由）

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 35 号

綾部市 1 か月児健康診査事業実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市 1 か月児健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、1 か月児の疾病及び異常の早期発見、早期治療並びに健康の保持及び増進を図るために実施する 1 か月児健康診査事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 1 か月児 出生後 27 日を超え、生後 6 週に達しない乳児をいう。
- (2) 医療保険各法 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）をいう。
- (3) 1 か月児健康診査 1 か月児が医療機関で受診する健康診査（医療保険各法に基づく保険が適用される健康診査を除く。）であって、次に掲げる内容のものをいう。
 - ア 身体発育状況
 - イ 栄養状態
 - ウ 疾病及び異常の有無
 - エ 新生児聴覚検査及び先天性代謝異常検査の実施状況の確認
 - オ ビタミン K2 投与の実施状況の確認及び必要に応じた投与
 - カ 育児上問題となる事項

(実施機関)

第 3 条 1 か月児健康診査は、市長が事業の実施を委託した医療機関（以下「委託医療機関」という。）が行うものとする。

(対象者)

第 4 条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、1 か月児健康診査当日に市内に住所を有する 1 か月児とその保護者（親権を行う者、後見人その他の者で現に 1 か月児を監護しているものをいう。以下同じ。）とする。

(受診券の交付等)

第 5 条 市長は、対象者に対し、1 か月児 1 人につき 1 枚の 1 か月児健康診査受診券及び

問診票（以下「受診券」という。）を交付するものとする。

2 受診券の交付は、1 か月児 1 人につき 1 回限りとする。

（委託医療機関での受診）

第 6 条 委託医療機関で 1 か月児健康診査を受けようとする 1 か月児の保護者は、当該医療機関に受診券及び母子健康手帳を提出しなければならない。

（委託医療機関での受診に係る費用負担）

第 7 条 1 か月児健康診査に要する費用は、市が負担するものとし、市は委託医療機関に対し当該費用を支払うものとする。

2 委託医療機関が、1 か月児健康診査に要した費用として請求できる額は、委託契約により定めた額とする。

3 委託医療機関は、別に定める請求書に受診券を添付の上、各月分の 1 か月児健康診査に要した費用を翌月 10 日までに市長に請求しなければならない。

（委託医療機関以外での受診）

第 8 条 対象者の都合により、1 か月児健康診査を委託医療機関で受診することが困難であると市長が認める場合は、第 3 条の規定にかかわらず、委託医療機関以外の医療機関で 1 か月児健康診査を受診することができる。

2 前項の場合において、1 か月児健康診査を受けようとする者は、第 5 条第 1 項の規定により交付された受診券及び母子健康手帳を当該医療機関に提出しなければならない。

（委託医療機関以外で受診した場合の取扱い）

第 9 条 市長は、対象者が前条の規定により委託医療機関以外の医療機関で 1 か月児健康診査を受けた場合は、当該対象者に助成するものとする。

2 助成金の額は、1 か月児健康診査に要する費用とし、第 7 条第 2 項の規定による委託契約額を限度とする。

3 助成金の交付は、1 か月児 1 人につき 1 回限りとする。

4 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾部市 1 か月児健康診査費用助成金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、綾部市 1 か月児健康診査費用助成金交付（不交付）決定通知書（様式第 2 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第 10 条 市長は、申請者が虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

（事後指導）

第 11 条 市長は、1 か月児健康診査の結果に基づき、1 か月児の健康管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、特に支援が必要な 1 か月児については、医療機関、児童相談所、保健所等の関係機関と連携し、支援を図るものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に出生した 1 か月児から適用する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（申請者（保護者））

住 所

氏 名

電話番号

綾部市 1 か月児健康診査費用助成金交付申請書

綾部市 1 か月児健康診査事業実施要綱第 9 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

受 診 者 氏 名 (乳 児)	
受 診 者 生 年 月 日 (乳 児)	年 月 日
交 付 申 請 額	円
医 療 機 関 に 支 払 っ た 額	円

1 添付書類

- (1) 受診した医療機関が発行した領収書及び明細書の原本
- (2) 1 か月児健康診査受診券及び問診票（医療機関で結果が記入されたもの）

2 留意事項

- (1) 綾部市が発行する 1 か月児健康診査受診券及び問診票を使用し、綾部市が 1 か月児健康診査を委託する医療機関で既に受診された場合は、助成の対象にはなりません。
- (2) 交付申請額は、1 か月児健康診査に要した費用（上限：綾部市が 1 か月児健康診査を委託する医療機関との委託契約額）となります。

様式第 2 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市 1 か月児健康診査費用助成金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市 1 か月児健康診査費用助成金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市 1 か月児健康診査事業実施要綱第 9 条の規定に基づき通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不 交 付	(理由)

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

綾部市告示第 3 6 号

綾部市不当要求行為等対策委員会設置要綱（平成 1 6 年綾部市告示第 1 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表中

「
|

福祉保健部長

 を
」
「
|

福祉部長
健康こども部長

 に改める。
」

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 7 号

綾部市定住促進事業費補助金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 1 5 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 5 号ア（ウ）中「5 5 歳未満」を「6 0 歳以下」に改める。

第 8 条中「3 月 3 1 日」を「3 月 1 日」に改める。

別表中「受けた年度から当該年度末」を「受けた日の属する年度から当該年度の 3 月 1 日」に、「受けた年度からその翌年度末」を「受けた日の属する年度からその翌年度の 3 月 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 8 号

綾部市新婚生活支援事業補助金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号中「3 月 1 日」を「1 月 1 日」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号に次のただし書を加える。

ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、当該所得の合計額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額が 5 0 0 万円未満であること。

第 3 条第 1 項第 3 号中「府税等」を「府税」に改める。

第 5 条の表中「夫婦等の双方又は一方が府外からの移住者ではない」を「夫婦等の双方が府外からの移住者でない」に、「以下除く」を「以下を除く」に改める。

様式第 1 号中「わかる」を「分かる」に、「府税等」を「府税」に、「書類及び費用」を「書類又は費用」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 3 9 号

綾部市税等口座振替収納事務取扱要領（平成 1 5 年綾部市告示第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項中「及び老人福祉施設措置費負担金」を「、老人福祉施設措置費負担金、高齢者等ごみ出し支援手数料及びし尿処理施設使用料」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 0 号

綾部市訪問入浴サービス事業運営要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 条の見出しを「（費用負担）」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

事業を利用した者は、事業の実施に要した経費の一部として、別表に定める額を事業の委託を受けた社会福祉法人等に直接支払わなければならない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第 6 条関係）

利用者世帯の階層区分		負担額
A	生活保護世帯	0 円
B	Aを除く前年分（申請が 4 月から 6 月までの場合にあつては前々年分）市民税所得割非課税世帯	0 円
C	A及びBを除く世帯	事業の実施に要した経費に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 1 号

綾部市障害児者日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 中

「

動脈血中 酸素飽和 度測定器 (パルス オキシメ ーター)	1 5 7, 5 0 0 円	人工呼吸器が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5 年
--	----------------	----------------	---	-----

を

」

「

動脈血中 酸素飽和 度測定器 (パルス オキシメ ーター)	1 5 7, 5 0 0 円	人工呼吸器が必要な難病患者又は同程度の障害であつて、呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要と認められる障害児者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5 年
自家発電機又は外部バッテリー	1 0 0, 0 0 0 円	身体障害者又は難病患者等で、医師の診断により人工呼吸器等の電源を必要とする医療機器の使用が常時必要と認められる障害児者	人工呼吸器等の電源として使用可能な機能を有し障害児者又は介助者が容易に使用し得るもの	5 年

に、

」

「

視覚障害者用拡大読書器	198,000円	本装置により文字等を読むことが可能になる視覚障害児者 (6歳以上)	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	8年
-------------	----------	--------------------------------------	--	----

を

」

「

視覚障害者用拡大読書器	198,000円	本装置により印刷物等の認識が可能になる視覚障害児者 (6歳以上)	画像入力装置を使用することで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は音声に変換して出力する機能を有するもの	8年
-------------	----------	-------------------------------------	--	----

に、

」

「

人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円	本装置により発語が可能となる音声機能障害児者	音声機能障害児者が容易に使用し得るもの	5年
------	--------------------------------	------------------------	---------------------	----

を

」

「

人工喉頭	電動式 70,100円 笛式 5,000円	本装置により発語が可能となる音声機能障害児者	音声機能障害児者が容易に使用し得るもの	5年
人工内耳用充電電池	片耳 17,600円 両耳 35,200円	聴覚障害児者であって、人工内耳を装用しているもの	聴覚障害児者が容易に使用し得るもの	1年
人工内耳用充電器	26,400円	聴覚障害児者であって、人工内耳を装用しているもの	聴覚障害児者が容易に使用し得るもの	3年

に、

」

「

紙オムツ	月額 12,000円	高度の排便・排尿機能障害のある全身性障害児者等 (3歳以上)	医師又は身体障害者更生相談所の診断(判定)を受けること。 6か月単位で支給可能とする。	—
------	---------------	-----------------------------------	--	---

を

」

「

紙オムツ	月額 12,000円	18歳未満に発症した脳性麻痺等脳原性運動機能障害、脳外傷及び神経障害等により、排尿又は排便の意思表示が困難な者、高度の排便・排尿機能障害のある者等 (3歳以上)	医師の診断を受けること。 6か月単位で支給可能とする。	—
------	---------------	---	--------------------------------	---

に

」

改める。

別表第2中「所得税」を「(申請が4月から6月までの場合にあっては、前々年分)市民税所得割」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市告示第 4 2 号

綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱（令和 2 年綾部市告示第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号中「（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）」を「（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。以下「施行規則」という。）」に改め、「課程」の次に「及び指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成 1 8 年厚生労働省告示第 5 3 8 号）第 1 条第 3 号から第 7 号までに定める研修」を加え、同条第 3 号中「介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）」を「法」に改め、「地域密着型介護予防サービス事業所」の次に「及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）の規定に基づく居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業を行う事業所」を加え、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）介護支援専門員研修 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 6 9 条の 2 第 1 項に規定する介護支援専門員実務研修、法第 6 9 条の 8 第 2 項に規定する更新研修、施行規則第 1 1 3 条の 1 6 第 1 項に規定する再研修、施行規則第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号に規定する主任介護支援専門員研修及び同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修をいう。

第 3 条中「又は実務者研修」を「、実務者研修又は介護支援専門員研修」に改める。

様式第 1 号（その 1 個人用）中

「住所
氏名 印」を「住所
氏名」に改める。

様式第 1 号（その 2 法人用）中

「
申請者 法 人 所 在 地
法 人 名
代表者役職・氏名 印
」

「
申請者 法 人 所 在 地
法 人 名
代表者役職・氏名
」に改める。

様式第 3 号（その 1 個人用）及び様式第 3 号（その 2 法人用）中「印」を削る。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市介護職員研修受講支援事業補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に介護職員研修を修了する者に係る受講料から適用し、同日前に介護職員研修を修了する者に係る受講料については、なお従前の例による。

綾部市告示第 4 3 号

綾部市民間保育所等補助金交付要綱（昭和 5 1 年綾部市告示第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 6 条を第 1 7 条とし、第 1 1 条から第 1 5 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 1 0 条に次の 1 号を加える。

（４）人権保育研修補助金は、職員の人権保育に係る研修経費について、市長が別に定める額とする。

第 1 0 条を第 1 1 条とし、第 3 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（保育体制強化事業費補助）

第 3 条 保育体制強化事業費補助金は、国の保育対策総合支援事業費補助金交付要綱に基づき、市長が別に定める額とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 4 号

綾部市乳幼児健全育成活動補助金交付要綱（平成 1 2 年綾部市告示第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「綾部市簡易保育事業費補助金交付要綱（昭和 5 4 年綾部市告示第 6 9 号）に規定する簡易保育所」を「幼保連携型認定こども園」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 2 5 日から施行する。

綾部市告示第 4 5 号

綾部市多子世帯、三世代同居・近居住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 2 号中「属する世帯」の次に「で、補助金の交付を申請する年度において本市に住所を有するもの又は本市に住所変更を行う予定があるもの」を加え、同条第 5 号及び第 6 号中「双方が住所」を「双方が本市に住所」に改める。

第 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 6 条第 3 号並びに様式第 1 号中「府税等」を「府税」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 6 号

綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付要綱（平成 4 年綾部市告示第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 6 条中「次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする」を「必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない」に改め、同条各号を削る。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

綾部市長 様

申請者 住 所

氏 名

綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付申請書

綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

高 齢 者 等 の 氏 名	
工 事 に 要 す る 経 費	
住 宅 を 改 修 す る 事 由	1 給付を受けた日常生活用具・福祉機器の取付けを行う。 （給付品目名 ） 2 高齢者等が日常生活において直接利用する住宅構造を、障害等に適するように改善する。 3 高齢者等を介護する者の日常の負担を軽減するため、住宅構造を介護しやすいように改善する。 4 高齢者等が日常生活を送る上で、障害等があるために予想される事故を防止する。 （該当項目に○印をしてください。）

添付書類（１） 改修事業計画書（様式第 2 号）

（２） 改修工事図面及び改造しようとする箇所の写真

（３） 改修工事見積書又は工事内訳書の写し

同 意 書

綾部市すこやか住まい改修事業補助金の交付申請に当たり、私及び私の世帯員の課税状況について、綾部市が課税台帳を確認されることに同意します。

（世帯主又は生計中心者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長



綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市すこやか住まい改修事業補助金につきましては、下記のとおり決定しましたので、綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき通知します。

記

交 付	補助金額 円
不 交 付	理由

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正前の綾部市すこやか住まい改修事業補助金交付要綱の規定による様式第 1 号及び様式第 3 号の用紙で、この告示の施行の際現に存するものは、当分の間使用することができる。

綾部市告示第 4 7 号

綾部市外国人介護人材確保支援事業補助金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「、綾部市団体事業補助金等交付規則（昭和 3 4 年綾部市規則第 5 号）に定めるもののほか」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（補助対象者）

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、外国人介護職員を雇用している法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）外国人介護職員が居住する借家等の家賃等を支払う法人

（２）外国人介護職員が居住する借家等の家賃等で当該職員が支払うものに対して補助等を行う法人

第 4 条第 1 項を次のように改める。

1 か月当たりの補助金の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める額とする。

（１）前条第 1 号の法人 同号の家賃等の月額から、外国人介護職員が負担する額及びその他補助制度等による収入がある場合はその額を控除した額の 2 分の 1 以内の額

（２）前条第 2 号の法人 同号の補助等の額の 2 分の 1 以内の額

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（補助金の交付開始月）

第 4 条の 2 補助金の交付は、外国人介護職員が借家等に入居した日の属する月又は次条の規定による交付申請日の属する月のいずれか遅い月に支払う家賃相当分から、開始するものとする。

第 5 条第 2 項を削る。

第 6 条の見出し中「交付決定」を「交付決定等」に改める。

様式第 1 号中「補助金額計算書」を「補助金額計画書」に改め、同様式別紙を次のように改める。

別紙

補助金額計画書

1 外国人介護職員が居住する借家等の概要

建 物 名		
所 在 地		
契 約 期 間		年 月 日 ～ 年 月 日
居住職員	人数	人
	氏名	

2 家賃等支払計画

単位：人、円

区 分	家賃等の額	家賃等の負担内訳				補助金額 A × 1 ／ 2 (上限 2 万円)
		居住職員負担額		その他補助 ()	法人負担額 A	
		人数	負担額			
4 月						
5 月						
6 月						
7 月						
8 月						
9 月						
1 0 月						
1 1 月						
1 2 月						
1 月						
2 月						
3 月						
計						

注) 1 補助金額は、借家等 1 戸 1 か月につき 20,000 円を上限とし、その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てること。

2 借家等が複数ある場合、この補助金額計画書は 1 戸ごとに作成すること。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 4 8 号

綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱（平成 5 年綾部市告示第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 項中「満 1 5 歳」を「満 1 8 歳」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、同条第 3 項中「保険薬局」の次に「（以下「保険薬局」という。）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 この要綱において、「高校生等」とは、子どものうち満 1 5 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日の翌日から満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者をいう。

第 4 条の見出し中「受給者証の交付申請及び」を「受給資格の認定及び受給者証の」に改め、同条第 1 項中「受給者証交付・再交付」を「受給資格認定（受給者証交付）」に改め、同条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、高校生等については、受給者証を交付しない。

第 4 条第 3 項中「対象者」を「受給者証の交付を受けた対象者」に改める。

第 5 条第 1 項中「保険医療機関等ごとに 1 月につき 2 0 0 円」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、高校生等の入院外に係る医療費は、支給の対象としない。

第 5 条第 1 項に次の各号を加える。

（1）入院に係る医療費の場合 保険医療機関等ごとに 1 月につき 2 0 0 円

（2）入院外に係る医療費の場合 保険医療機関等（保険薬局を除く。）ごとに 1 月につき 2 0 0 円

第 5 条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「子どもが」を「子ども（高校生等を除く。次項において同じ。）が受給者証を提示して」に、「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、附加給付その他医療に関する法令等の規定により当該対象者の負担が軽減されたときは、当該定める額から当該軽減される額を控除して得られた額とする。

第 6 条第 1 項中「前条第 2 項」を「前条第 3 項」に改める。

第 7 条中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改める。

第 8 条第 1 項中「受給者証」を「第 4 条第 1 項の規定による申請」に改める。

様式第 1 号中「綾部市子育て支援医療費受給者証交付・再交付申請書」を「綾部市子育て支援医療費受給資格認定（受給者証交付）申請書」に、

「

受給者証交付（再交付） 申 請 事 由	年 月 日に 出生・転入・保険取得・紛失・その他（ ）
上記のとおり、子育て支援医療費受給者証の交付（再交付）を申請します。 年 月 日 綾部市長 様 申請者（保護者） 住 所 氏 名	

を

」

「

受給資格認定（受給者証交付） 申 請 事 由	年 月 日に 出生・転入・保険取得・その他（ ）
上記のとおり、子育て支援医療費の受給資格認定（受給者証交付）を申請します。 年 月 日 綾部市長 様 申請者（保護者） 住 所 氏 名	

に

」

改める。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市子育て支援医療費支給事業実施要綱の規定は、令和6年4月1日以後の診療分から適用し、同日前の診療分については、なお従前の例による。

綾部市告示第 4 9 号

綾部市母子栄養強化事業実施要綱（昭和 5 8 年綾部市告示第 6 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 4 号中「綾部市福祉保健部保健推進課長 印」を
「 印」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 0 号

綾部市不妊治療費等助成事業実施要綱（平成 1 5 年綾部市告示第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 2 中「1 年度当たり 1 0 万円」を「1 年度当たり 2 5 万円」に、「6 万円」を「1 0 万円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の綾部市不妊治療費等助成事業実施要綱の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後の治療から適用し、同日前の治療については、なお従前の例による。

綾部市告示第 5 1 号

綾部市予防接種費用助成金交付要綱（令和 3 年綾部市告示第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

様式第 1 号中「印」を削る。

様式第 2 号中

「

接種完了後は、予診票を下記あてに送付していただきますようお願いいたします。

〒 6 2 3 - 0 0 1 1 京都府綾部市青野町東馬場下 1 5 - 6

綾部市保健推進課 電話 0 7 7 3 - 4 2 - 0 1 1 1

を

」

「

接種完了後は、予診票を本市あてに送付していただきますようお願いいたします。 に

」

改める。

様式第 3 号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 2 号

綾部市飲用井戸等整備事業費補助金交付要綱（令和 5 年綾部市告示第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 3 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

第 5 条第 7 号中「飲用井戸新設時」を「飲用井戸等新設時、改修時及び改良時」に改める。

第 1 1 条第 5 号中「飲用井戸を新設した場合にあっては、」を削り、「写し」の次に「（水質検査基準に適合したものに限る。）」を加える。

様式第 6 号中「飲用井戸を新設した場合にあっては、」を削り、「の結果の写し」の次に「（水質検査基準に適合したものに限る。）」を加える。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 3 号

綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱（平成 1 9 年綾部市告示第 1 2 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 5 条第 1 項第 1 号中「介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第 8 条第 2 3 項第 1 号に規定するもの」に改める。

第 6 条第 1 項中「規則第 2 条第 1 項の規定」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示第 3 3 1 号。以下「様式告示」という。）別紙様式第 2 号（1）（以下「指定申請書」という。）」に改め、同条第 2 項中「規則第 2 条第 1 項に規定する」を「前項に規定する」に、「別表に掲げる」を「事業所の種類に応じた」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「規則第 5 条の規定」を「様式告示別紙様式第 2 号（2）」に改める。
別表を削る。

付表 1－1 から付表 1 1 までを削る。

様式 1－1 から様式 9 までを削る。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

綾部市長 様

（申請者）所在地
法人名
代表者氏名
連絡先 電話 （ ）

地域密着型サービス事業所等指定に係る事前協議書

地域密着型サービス事業等の実施について下記のとおり計画しているので、綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱第2条の規定により協議します。

記

1 申請予定事業

2 事業所名

3 営業日数 ※居宅サービスの場合に記入

日／週

4 定休日 ※居宅サービスの場合に記入

5 サービス提供時間 ※居宅サービスの場合に記入

時 ～ 時

6 入 所 開 始 予 定 ※施設サービスの場合に記入

年 月 予定

7 入 所 定 員 ※施設サービスの場合に記入

定員 名 (ユニット数: ユニット定員: 人)

8 継続的かつ安定的なサービスの提供

(1) 従業者

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	常勤換算数

(2) 施設及び備品

① 開設予定地

② 事業所に係る権利関係

ア 土地 所有権・賃貸権(賃借期間 年)・その他()

イ 建物 所有権・賃貸権(賃借期間 年)・その他()

③ 施設等の状況

ア 完成又は契約(予定)時期 年 月 日 完成・契約 予定

イ 建 物 等 建築面積(m²) 延床面積(m²)

・複数階ある建物の部分利用の場合(階建ての 階部分を使用)

・他の階の利用状況

ウ 主な施設・備品(利用者に配慮した設備等があれば特記事項を記入)

※備品については備品リスト(様式自由)を添付

(3) 事務所及び備品

① 事業所開設に向けた資金調達方法(資料を添付)

ア 開設に必要な資金額(約 千円)

イ 開設資金調達計画

- ・自己資金（ 千円） ・借 入 金（ 千円）
- ・そ の 他（ ）（ 千円）

ウ イのうちの確保済み分（合計 千円）

- ・自己資金（ 千円） ・借 入 金（ 千円）
- ・そ の 他（ ）（ 千円）

エ 現在の資産状況

- ・預 金（ 千円） ・負 債（ 千円）
- ・不動産（ 千円） ・その他（ 千円）

（４） 利用者について

① 利用者見込数 人／日

② 利用者見込数算出の根拠

※積算根拠を別紙（様式自由）により添付

（５） 収支の見込み等

① １年目（指定月～１２か月目）

ア 収入（ 千円）

内訳：利用者見込数 人／月、利用者１人当たり 千円／月

イ 支出（ 千円）

内訳：人 件 費 千円／月（従業者数 人×従業者一人当たり人件費 千円／月）
建物等賃料 千円／月、その他費用 千円／月

② ２年目（１３か月～２４か月目）

ア 収入（ 千円）

内訳：利用者見込数 人／月、利用者一人当たり 千円／月

イ 支出（ 千円）

内訳：人 件 費 千円／月（従業者数 人×従業者一人当たり人件費 千円／月）
建物等賃料 千円／月、その他費用 千円／月

※収支予算書兼償還計画表を添付

（６） 運転資金確保の計画

① 現在確保している金額（ 千円）

② 今後確保予定の金額（ 千円）

今後確保予定の運転資金計画（調達先及び調達金額等の計画）

③ 想定累積赤字最大額（ 千円）

※資金計画の状況を添付

9 適正なサービスの提供

(1) 申請事業以外の事業の状況

① 現在の(職)事業(法人の事業) ()

ア 代表者が別法人や個人で実施する事業

イ 役員等が別法人や個人で実施する事業

② 同一敷地内で行う事業

ア 無 ・ 有(事業内容①)

(事業所名①)

(事業内容②)

(事業所名②)

イ 職員の兼務の状況

無 ・ 有(内容:)

③ 事業運営方針、サービス提供で目指すもの

(2) 代表者、管理者、サービス提供責任者、生活相談員、計画作成担当者、介護援専門員等の
経歴、資格等

① 別添経歴書のとおり

② 代表者:実務経験 年、資格 ()

代表者として選任した理由

管理者:実務経験 年、資格 ()

管理者として選任した理由

③ 配置する介護職員・看護職員等の数と経歴及び資格等

ア 別添従業者一覧表及び経歴書のとおり

イ 従業者 人のうち実務経験者 人(常勤 人、非常勤 人)

(3) サービス提供困難時の対応方法

(4) その他不正の防止に係る計画

(5) 事故発生時の対応方法及び苦情処理方法の概要

① 事故発生時対応マニュアルの概要

② 苦情処理対応マニュアルの概要

(6) 施設サービスに関する事項 ※施設サービスの場合に記入

① ユニットケアの実践計画

② 入所基準の内容

ア 申請時のケアマネジャーの関与

イ 入所判定委員会の構成

ウ 基準の公開

エ 判定についての説明

オ 基準の客観性の確保

③ 退所支援

④ 施設サービス提供に関する計画

ア 食事提供

イ 入浴

ウ 排泄

エ 相談及び援助

オ 機能訓練

⑤ 身体拘束廃止に向けた計画

(7) 家族との交流機会の確保策

(8) 地域との交流機会の確保策

(9) 地域密着型サービス運営推進会議の運営計画

(10) その他サービス適正化に向けた取組

① 適正な介護サービス計画、サービス提供記録等の作成

ア 計 画（作成者 点検者 ）

イ 提供記録（作成者 点検者 ）

② 計画作成者の選任理由、計画内容のチェック体制

③ 従業者の資質向上に向けた計画（研修等）の有無 （ 有 ・ 無 ）

計画の内容

④ 綾部市介護サービス相談員（派遣事業）の受け入れの可否 （ 可 ・ 否 ）

「否」の場合の理由

⑤ その他利用料の徴収計画の有無

有（具体的な費用徴収の名目及び金額） ・ 無

費 目	金 額（円）	積 算 根 拠

⑥ 従業者への衛生管理、健康管理に関する計画の有無 （ 有 ・ 無 ）

計画の内容（通所サービス及び施設サービスについては、インフルエンザ、食中毒及びレジオネラ対策について明示してください。）

・ インフルエンザ対策

・ 食中毒対策

・ レジオネラ対策

⑦ その他の計画（より良いサービス提供、独自のサービス提供等に向けた計画があれば記入してください。）

(11) 加算に係る体制・サービス提供方法

10 関係機関等への情報提供方針及び方法

(1) 京都府及び綾部市

(2) 利用者及びその家族（サービス内容に関する情報提供方針及び方法）

(3) その他関係者、関係機関との連携（サービス担当者会議への出席、主治医との連携等の方針及び方法）

ア 主治医及び協力医療機関

イ 介護支援専門員

ウ 他の事業者

11 運営法人の状況

(1) 懸案事項の有無（有・無）

懸案事項の内容

(2) その他特記事項

【添付書類】

- 1 登記簿謄本又は条例等
- 2 従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表
- 3 就業規則
- 4 管理者等経歴書
- 5 従業員一覧表
- 6 事業所の位置図
- 7 事業所の図面
- 8 備品リスト（様式自由）
- 9 建築基準確認済証
- 10 利用者見込数の積算書類（様式自由）
- 11 収支予算書兼償還計画書（付表1）
- 12 資金計画の状況（付表2）
- 13 運営規程（案）、重要事項説明書（案）、契約書（案）
- 14 介護サービス計画、サービス提供記録の様式

- 1 5 非常災害対策計画
- 1 6 苦情処理対応マニュアル
- 1 7 事故防止・事故発生対応マニュアル
- 1 8 衛生管理・感染症対策マニュアル
- 1 9 ハラスメント対策マニュアル
- 2 0 業務継続計画
- 2 1 虐待防止のための指針、対策マニュアル
- 2 2 研修計画

付表 1

収支予算兼償還計画書

(1 年目)

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
利用見込者数(人：1日当たり)														
収 入	1人当たり単価(円)													
	営業日数(日)													
	収入予測(円) A													
支 出	人件 費	常 勤												
	非 常 勤													
	人件費合計(a)													
収支差引(A-B)	その他経費小計(b)													
	支出合計(a+b) B													
	C													
	借入金償還額 D													
	元利償還金返済後(C-D) E													
	負債合計(前月F+当月E) F													
	減価償却費 G													
	減価償却控除後(E-G)													

- 備考 1 本表は、事業所が十分な運転資金の確保をしているかを判断するものです。従って、事業開始後2か月間にわたっては収入をゼロとするとともに減価償却費については別に考慮してください。
- 2 利用見込者数の積算書類と整合性をもって記入してください。
- 3 負債合計欄の数値がプラスとなる場合は金額を記入せず、斜線を記入してください。
- 4 付表2資金計画の状況と整合性をもって記入してください。

[illegible]

2 負債合計欄の数値がプラスとなる場合は金額を記入せず、斜線を記入してください。

3 付表2資金計画の状況と整合性をもって記入してください。

付表 2

資金計画の状況 (作成時 年 月 日)
事業所名 ()

1 施設及び備品整備に関する計画

(1) 資金計画 (単位: 円)

事業費 (必要見込額)		資金内訳	
内 容	金 額	内 容	金 額
		自 己 資 金	
		借 入 金	
		その他	
合 計		合 計	

(2) 借入 (予定) 計画 (単位: 円)

借 入 先	借 入 額	担 保 (人的担保を含む。)	借 入 条 件

※借入条件の欄には、①借入期間、②利率、③償還方法 (元利均等、元金均等、一括返済等) について記入してください。

(3) 償還計画 (単位: 円)

借 入 先	月当たり償還額	返 済 資 金 内 訳	返済充当額
		介護報酬 ()	
月当たり償還額合計		返 済 額 合 計	

※ () には、介護事業の経営が軌道に乗った状況での1月当たりの介護報酬額について記入してください。

2 運転資金計画

(1) 資金計画 (単位: 円)

必 要 額		資金内訳	
内 容	金 額	内 容	金 額
		自 己 資 金	
		借 入 金	
		その他	
合 計		合 計	

(2) 借入(予定)計画

(単位:円)

借 入 先	借 入 額	担 保 (人的担保を含む。)	借 入 条 件

※借入条件の欄には、①借入期間、②利率、③償還方法(元利均等、元金均等、一括返済等)について記入してください。

(3) 償還計画

(単位:円)

借 入 先	月当たり償還額	返 済 資 金 内 訳	返済充当額
		介護報酬 ()	
月当たり償還額合計		返 済 額 合 計	

※ () には介護事業の経営が軌道に乗った状況での1月当たりの介護報酬額について記入してください。

3 介護保険事業以外に係る借入金の状況

(単位:円)

借 入 先	借 入 額	担 保 (人的担保を含む。)	借 入 条 件

※借入条件の欄には、①借入期間、②利率、③償還方法(元利均等、元金均等、一括返済等)について記入してください。

備考

- 1 返済資金等で預金を充てる場合は、残高証明を添付してください。
- 2 借入金がある場合(予定も含む。)には、銀行等の発行した償還表を添付してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前にこの告示による改正前の綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱の規定により行われ、同日以後に市長に受理された申請又は届出については、この告示による改正後の綾部市指定地域密着型サービス事業所等の指定等に関する要綱の規定により行われた申請又は届出とみなす。

綾部市告示第 5 4 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定事業者の指定等に関する要綱（平成 28 年綾部市告示第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条第 1 項を次のように改める。

指定第 1 号事業の指定を受けようとする者は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示第 3 3 1 号。以下「様式告示」という。）別紙様式第 3 号（4）により指定の申請を行うものとする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項の規定は、法第 1 1 5 条の 4 5 の 6 第 4 項において準用する法第 1 1 5 条の 4 5 の 5 第 1 項の規定により指定の更新を受けた場合について準用する。

第 5 条第 1 項中「、綾部市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指定変更届出書（様式第 2 号）に別表に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて」を削り、「市長に」を「様式告示別紙様式第 3 号（1）を市長に」に改め、同条第 2 項中「、綾部市第 1 号事業廃止・休止・再開届出書（様式第 3 号）により」を削り、「市長に」を「様式告示別紙様式第 3 号（2）又は（3）を市長に」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（指定の更新の届出等）

第 6 条 指定事業者は、指定の更新を行う場合は、様式告示別紙様式第 3 号（5）を市長に届け出なければならない。

- 2 施行規則第 1 4 0 条の 6 3 の 7 に規定する市町村が定める期間は、6 年とする。

第 7 条を削る。

第 8 条中「並びに第 5 条、第 6 条及び前条第 1 項の規定による申請又は」を「及び第 2 項の規定による申請並びに施行規則第 1 4 0 条の 6 2 の 3 第 2 項第 4 号から第 6 号までの規定による」に改め、同条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

別表を削る。

様式第 1 号から様式第 5 号までを削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 5 号

綾部市緊急金融支援信用保証料補助金交付要綱（令和 4 年綾部市告示第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 5 条第 1 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 6 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 中

「

野生鳥獣対策施設緊急復旧 支援事業（災害救助法施行 令第 1 条第 1 項に該当する 災害又は激甚災害に対処す るための特別の財政援助等 に関する法律第 2 条第 1 項 の激甚災害として指定を受 ける災害に係る事業で、綾 部市有害鳥獣駆除対策協議 会が行う緊急のものに限 る。）	補助対象経費の 1 0 分の 1 0
---	---------------------------

を

」

「

野生鳥獣対策施設緊急復旧支援事業（災害救助法施行令第1条第1項に該当する災害又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の激甚災害として指定を受ける災害に係る事業で、綾部市有害鳥獣駆除対策協議会が行う緊急のものに限る。）	補助対象経費の10分の10	
荒廃森林整備事業	1か所につき 1,000,000円以内	
条件不利地森林整備事業	作業道作設	1mにつき 2,000円以内
	間伐	数量に応じて別に定める額
	重機リース等	補助対象経費の50%以内 (上限額100,000円)
裏山等危険木除去事業	補助対象経費の50%以内（上限額100,000円）	
森林施業省力化推進事業	補助対象経費の50%以内（上限額1,000,000円）	

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市告示第 57 号

綾部市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱（平成 18 年綾部市告示第 80 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 1 号及び第 2 号中「財団法人」を「一般財団法人」に改める。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（費用負担の特例）

- 2 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間は、第 6 条の規定は適用しない。
様式第 1 号及び様式第 5 号中「印」を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 8 号

綾部市コミュニティ施設耐震診断費補助金交付要綱（平成 2 1 年綾部市告示第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 2 号中「財団法人」を「耐震診断士が、一般財団法人」に改め、「（時刻歴応答計算による方法を除く。）」を削り、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

（2）耐震診断士 京都府住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成 1 6 年京都府告示第 5 3 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者をいう。

第 5 条中「2 8, 0 0 0 円」を「5 2, 0 0 0 円」に改める。

第 1 1 条を第 1 2 条とし、第 1 0 条の次に次の 1 条を加える。

（指導及び助言の求め）

第 1 1 条 当該耐震診断を受けた者は、耐震診断士に対し、対象施設の地震に対する安全性の確保及び向上が図られるよう、耐震診断の結果に基づき、必要な指導及び助言を求めるものとする。

様式第 1 号及び様式第 4 号中「㊤」を削る。

様式第 5 号中「㊤」を削り、「コミュニティ施設耐震診断補助金」を「綾部市コミュニティ施設耐震診断費補助金」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 5 9 号

あやべ桜が丘団地新築促進補助金交付要綱（平成 2 3 年綾部市告示第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

附則第 2 項中「令和 6 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 3 月 2 5 日から施行する。

綾部市告示第 6 0 号

綾部市簡易保育事業費補助金交付要綱（昭和 5 4 年綾部市告示第 6 9 号）は、廃止する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 6 1 号

綾部市高齢者等訪問理美容サービス事業実施要綱（平成 1 3 年綾部市告示第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 5 条第 1 項中「京都府理容生活衛生同業組合綾部支部」を「綾部理容師会」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 6 2 号

綾部市価格高騰重点支援給付金支給事務実施要綱（令和 4 年綾部市告示第 2 0 4 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

別記第 1 項第 1 号ア中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同項第 2 号ア中「第 1 0 条に基づく保護命令（同条第 1 項第 1 号に基づく接近禁止命令又は同項第 2 号に基づく退去命令）」を「第 1 0 条第 1 項に基づく接近禁止命令又は第 1 0 条の 2 に基づく退去等命令」に改め、同号イ中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「婦人保護事業委託団体」を「女性自立支援事業委託団体」に改め、同号エ中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

別記第 2 項第 4 号中「売春防止法（昭和 3 1 年法律第 1 1 8 号）第 3 6 条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 5 2 号）第 1 2 条」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 6 3 号

綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱（平成 2 1 年綾部市告示第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 2 条第 4 号中「耐震改修設計又は耐震改修工事（国土交通省、一般財団法人日本建築防災協会又は一般財団法人日本建築総合試験所その他の公的試験機関で確認又は評価を受けた補強工法又は知事が認める補強工法を用いるものに限る。）」を「耐震改修設計（耐震改修工事（国土交通省、一般財団法人日本建築防災協会又は一般財団法人日本建築総合試験所その他の公的試験機関で確認又は評価を受けた補強工法又は京都府知事が認める補強工法を用いるものに限る。以下同じ。）と併せて実施する場合に限る。）又は耐震改修工事」に改め、同条第 5 号中「簡易耐震改修設計及び簡易耐震改修工事（施工者は、綾部市内に主たる事業所等がある事業者に限る。）を行うこと」を「簡易耐震改修設計（簡易耐震改修工事（施工者は、綾部市内に主たる事業所等がある事業者に限る。以下同じ。）と併せて実施する場合に限る。）又は簡易耐震改修工事」に改める。

附則第 2 項中「第 2 条第 4 号」を「令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、第 2 条第 4 号」に、「、居住性」を「やむを得ない場合又は居住性」に改め、「、当分の間」を削り、同項の次に次の 2 項を加える。

- 3 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における評点が 1. 0 以上となる耐震改修に対する第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「5 分の 4」とあるのは、「6 分の 5」と、「1 0 0 万円」とあるのは、「1 5 0 万円」と、「1 2 0 万円」とあるのは、「1 5 0 万円」と読み替えるものとする。
- 4 令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間は、第 5 条第 1 項中「当該木造住宅において当該耐震改修（以下「今回改修」という。）前に補助金の交付を受けて実施した簡易耐震改修（以下「従前簡易耐震改修」という。）がある場合には、次に掲げる額のうちいずれか少ない方の額」とあるのは、「当該耐震改修前に補助金の交付を受けて実施した耐震改修又は簡易耐震改修（以下「従前耐震改修等」という。）がある場合は、従前耐震改修等に係る補助金の額を減じた額」と読み替え、同項各号の規定は適用しないものとし、同条第 2 項中「1 回に限るものとする。」とあるのは、「1 回に限るものとする。ただし、評点を 1. 0 以上に向上させる耐震改修については、この限りでない。」と読み替えるものとする。

様式第 4 号中「印」を削る。

附 則
（施行期日）

告 示

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(綾部市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱の一部改正)
- 2 綾部市告示で定める申請書等の押印の特例に関する要綱（令和 3 年綾部市告示第 2 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金 交付要綱（平成 2 1 年綾部市告示第 4 2 号）	綾部市木造住宅耐震改修等事業費 補助金交付申請書（様式第 1 号）
綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金 交付要綱（平成 2 1 年綾部市告示第 4 2 号）	綾部市木造住宅耐震改修等事業費 補助金変更等承認申請書（様式第 4 号）

を

」

「

綾部市木造住宅耐震改修等事業費補助金 交付要綱（平成 2 1 年綾部市告示第 4 2 号）	綾部市木造住宅耐震改修等事業費 補助金変更等承認申請書（様式第 4 号）
---	--

に

」

改める。

綾部市告示第 6 4 号

綾部市産後ケア事業実施要綱（平成 3 0 年綾部市告示第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 1 条中「に家事、育児等に係る家族等の援助を十分に受けることができない等の事情により支援を必要とする母」を「の母」に改める。

第 3 条第 1 項中「出産後 1 年」の次に「（次条第 1 項第 1 号に規定する短期入所型又は同項第 2 号若しくは第 3 号に規定する通所型を利用する者にあつては、おおむね出産後 6 か月）」を加え、「（家事、育児等に係る家族等の援助を十分に受けることができない者に限る。）」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

（1）産後ケア（次条第 2 項各号に掲げる心身のケア、育児支援等をいう。）を必要とする者

第 4 条第 1 項第 2 号中「通所型」を「通所型（個別）」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）通所型（集団） 施設等において、母及びその子を通所させ、休養の機会を提供するとともに、心身のケア、育児支援等を実施するもの

第 5 条第 1 項第 2 号中「通所型」を「通所型（個別）」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3）通所型（集団） 利用開始時刻から 6 時間以内を 1 日とし、原則として 4 日以内
第 6 条から第 8 条までを次のように改める。

（利用の申込み等）

第 6 条 事業を利用しようとする者は、綾部市産後ケア事業利用申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があつたときは、別に定める利用券を交付するものとする（第 8 条第 1 項に該当する者を除く。）。

（費用の額等）

第 7 条 事業の利用に要する費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）短期入所型 1 日当たり 9, 0 0 0 円

（2）通所型（個別） 1 日当たり 4, 5 0 0 円

（3）通所型（集団） 1 日当たり 1, 0 0 0 円

（4）居宅訪問型 1 回当たり 1, 0 0 0 円

2 事業を利用した者は、前項の費用の額から市が負担する額を控除した額を直接医療機関に支払わなければならない。

- 3 市が負担する額は、1日又は1回の利用につき2,500円を上限とし、出産1回につき5回を限度とする。

(費用の免除)

第8条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、当該費用の負担を要しないものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯

(2) 当該年度分(4月から6月までの申請にあっては前年度分)の市民税非課税世帯

- 2 前項の規定に該当する者は、綾部市産後ケア事業費用免除申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、綾部市産後ケア事業費用免除承認(不承認)通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

第9条及び第10条を削り、第11条を第9条とする。

様式第1号、様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

年 月 日

綾部市長 様

綾部市産後ケア事業利用申込書

綾部市産後ケア事業実施要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

申 込 者	母	フリガナ名			生年月日	年 月 日		
		住所						
		電話						
		緊急連絡先	氏名： (申込者との関係) 電話					
	氏名： (申込者との関係) 電話							
	子	フリガナ名		性別	男・女	出生年月日	年 月 日	
住所		☐ 母と同じ。						
希 望 す る 事 業	事業の種類		利用予定（目安）等				利用予定施設	
	☐ 短期入所型		☐ 退院後すぐに ☐ 年 月 日～ 年 月 日頃					
	☐ 通所型（個別）		☐ 退院後すぐに ☐ 年 月 日～ 年 月 日頃					
	☐ 通所型（集団）		☐ 年 月 日～ 年 月 日頃					
	☐ 居宅訪問型		☐ 年 月 日～ 年 月 日頃 【希望訪問時間】 ☐ 午前 ☐ 午後 ☐ どちらでもよい 【駐車場の有無】 ☐ ある ☐ ない					
希望するサービス		☐ 産後における母体管理並びに生活の相談及び指導 ☐ 母乳に関する相談及び授乳方法の指導 ☐ 発育又は発達に関する相談 ☐ もく浴方法の指導 ☐ 食事の提供（短期入所型・通所型） ☐ その他（ ）						
☐ 委託事業の実施に当たり、綾部市が委託する医療機関に対して必要な個人情報を提供すること及び当該医療機関が綾部市に対して必要な個人情報を提供することに同意します。 年 月 日								
申込者 印 ※上記項目について同意する場合、チェックボックスに☑を入れてください。								
利用料の減免 ※市民税課税世帯の方のみ記入してください。		☐ 希望する 短期入所型 : 減免日数 日 通所型（個別）: 減免日数 日 通所型（集団）: 減免日数 日 居宅訪問型 : 減免回数 回 ☐ 希望しない						

※生活保護世帯・市民税非課税世帯の方は、利用料の全額を免除します。該当する場合は別紙「綾部市産後ケア事業費用免除申請書（様式第 2 号）」を提出してください。

様式第 2 号（第 8 条関係）

年 月 日

綾部市長

様

申請者 住所
氏名
電話番号

（続柄 ）

綾部市産後ケア事業費用免除申請書

綾部市産後ケア事業実施要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

また、申請に当たり下記の利用者及び同一世帯員の課税状況並びに生活保護受給状況の閲覧及び調査を行うことに同意します。

記

利 用 者	住 所	〒		
	電 話 番 号	— —		
	フリガナ		生 年 月 日	
	氏 名		年 月 日 (満 歳)	

世 帯 構 成	氏 名	フリガナ	生 年 月 日	続 柄
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
世 帯 の 区 分 該当するものに☑してください。		☐ 生活保護世帯 ☐ 市民税非課税世帯		

委 任 状 （※申請者と利用者が異なる場合、記入してください。）

代 理 人	住 所	〒		
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日

私は、上記の者を代理人と定め、綾部市産後ケア事業費用免除申請の権限を委任します。

委 任 者	住 所	〒		
	氏 名	Ⓜ	生 年 月 日	年 月 日

確認した課税状況は、適正に管理し、目的以外に使用することはいたしません。

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号
年 月 日

様

綾部市長

印

綾部市産後ケア事業費用免除承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました綾部市産後ケア事業の費用の免除につきましては、下記のとおり決定しましたので綾部市産後ケア事業実施要綱第 8 条の規定により通知します。

記

承認の可否	□ 可 ・ □ 否	
理 由	☐	生活保護世帯に属するため （綾部市産後ケア事業実施要綱第 8 条第 1 項第 1 号に該当）
	☐	市民税非課税世帯に属するため （綾部市産後ケア事業実施要綱第 8 条第 1 項第 2 号に該当）
	☐	関連機関に確認したところ、生活保護世帯ではなかったため
	☐	課税確認をしたところ、市民税課税世帯であったため
利 用 者 費 用	無料	
備 考		

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、綾部市長に対して審査請求をすることができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定（この決定について上記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾部市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）提起することができます。（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、決定のあった日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）

様式第 4 号を削る。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 6 5 号

綾部市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の人員、設備及び運営並びに指定第 1 号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める要綱（平成 2 8 年綾部市告示第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 5 条第 4 項及び第 6 条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第 8 条第 2 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第 2 8 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 2 8 条の 2 指定訪問介護相当サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 2 9 条に次の 1 項を加える。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、当該訪問介護相当サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

（2）当該指定訪問介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

（3）当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第 3 0 条中「認められる重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」と

いう。)」を加え、同条に次の2項を加える。

2 指定訪問介護相当サービス事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護相当サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

3 指定訪問介護相当サービス事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第36条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問介護相当サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問介護相当サービス事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第38条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第40条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定訪問介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第41条の3第2項中「が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる」を「に応じて必要数のサービス提供責任者を置かなければならない」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に、「介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、」を「訪問介護員等のうち」に改め、同項ただし書中「同一敷地内にある」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第41条の8第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定訪問型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又

は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第51条第2項中「必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護相当サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護相当サービス事業所において、従事者に対し、感染症の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第52条第2項中「2年間」を「5年間」に改め、同項に次の1号を加える。

- (6) 第55条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第53条中「第30条中」を「第30条第1項中」に改める。

第55条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定通所介護相当サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第57条の3第1項第1号中「（市が実施するすこやかシニア従事者研修等を修了した者に限る。）その他の指定通所型サービスAに関する知識を有する職員」を「その他の職員（いずれも市が実施する従事者研修等を受講した者に限る。）」に改める。

第57条の7中「第30条中」を「第30条第1項中」に改める。

第57条の9第2号、第4号及び第5号中「事業所の管理者」を「従事者」に改め、同条第12号中「第10号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第8号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同条第7号の次に次の2号を加える。

- (8) 指定通所型サービスAの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 7 2 号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第 7 8 条の 1 1 の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人松寿苑
- 2 サービスの種類 小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
- 3 事業所の名称 小規模多機能そらいろ
- 4 事業所の所在地 京都府綾部市上杉町花ノ木 2 番地 3
- 5 指定事業所番号 2 6 9 1 8 0 0 1 8 5
- 6 廃止の年月日 令和 6 年 3 月 3 1 日

綾部市告示第 7 3 号

次の指定地域密着型サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 8 条の 5 第 2 項の規定による事業を廃止する旨の届出があったので、第 7 8 条の 1 1 の規定により、次のとおり告示する。

令和 6 年 3 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 申請者の名称 | 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会 |
| 2 サービスの種類 | 認知症対応型共同生活介護
介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| 3 事業所の名称 | いこいの村・とくらの家 |
| 4 事業所の所在地 | 京都府綾部市十倉名畑町欠戸 2 0 番地の 1 |
| 5 指定事業所番号 | 2 6 9 1 8 0 0 0 4 5 |
| 6 廃止の年月日 | 令和 6 年 3 月 3 1 日 |

綾部市告示第74号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2に規定する地域密着型サービス事業者について、法第78条の2の規定により指定したので、法第78条の11の規定により、次のとおり告示する。

令和6年3月28日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|---------|-------------------|
| 1 | 申請者の名称 | 社会福祉法人松寿苑 |
| 2 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 3 | 事業所の名称 | うえすぎ松寿苑デイサービスセンター |
| 4 | 事業所の所在地 | 綾部市上杉町花ノ木2番地3 |
| 5 | 事業所番号 | 2691800227 |
| 6 | 指定年月日 | 令和6年4月1日 |

綾部市告示第 7 5 号

綾部市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例（平成 9 年綾部市条例第 7 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度綾部市一般廃棄物処理計画を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 一般廃棄物処理計画の基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

2 計画処理区域

綾部市全域を計画処理区域とする。

3 一般廃棄物の排出の状況

区 分	内 訳	数 量
ごみ関係	可 燃 ご み	7, 0 0 0 t
	不 燃 ご み	1, 1 0 0 t
	資 源 物 (び ん)	2 5 0 t
	〃 (缶 類)	7 0 t
	〃 (ペットボトル)	9 0 t
	〃 (白 色 ト レ ー)	2 t
	〃 (衣 類)	1 8 0 t
	粗大ごみ	8 0 0 t
	家 電 4 品 目	3 0 件
	有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	2 0 t
	泥	3 0 t
	計	9, 5 4 2 t
し尿関係	し 尿	5, 9 0 0 kl
	し尿浄化槽汚泥	1 4, 9 0 0 kl
	計	2 0, 8 0 0 kl

4 一般廃棄物の処理主体

区 分	内 訳	収 集 運 搬	中 間 処 理	最 終 処 分
ごみ関係	可 燃 ご み	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)	
	不 燃 ご み	綾部市 (委託)		綾部市 (直営・委託)
	資 源 物 (び ん)	綾部市 (委託)		綾部市 (売却・委託)
	〃 (缶 類)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (売却)
	〃 (ペットボトル)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)
	〃 (白 色 ト レ ー)	綾部市 (委託)		綾部市 (委託)
	〃 (衣 類)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)
	粗大ごみ	綾部市 (直営)		綾部市 (直営・委託)
	家 電 4 品 目	綾部市 (直営)		製 造 業 者
	有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	綾部市 (委託)		綾部市 (委託)
	泥	綾部市 (直営)		綾部市 (直営・委託)
	有害鳥獣	福知山市 (直営)	福知山市 (直営)	綾部市 (直営・委託)
	野生動物	綾部市 (委託)	猪名川町 (委託)	綾部市 (直営・委託)
	事業系一般廃棄物	事 業 者	綾部市 (直営・委託)	
し尿関係	し 尿	綾部市 (委託)	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)
	浄 化 槽 汚 泥	許 可 業 者	綾部市 (委託)	綾部市 (直営・委託)

ごみ及びし尿の収集委託業者は、株式会社エフ・イーサービス及び早田グループ株式会社の 2 業者とする。

5 処理計画

【ごみ関係】

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

(ア) 分別収集の徹底

(イ) 地域集団回収の促進

イ 再資源化の数量及び方法

区 分	数 量	方 法
び ん	2 5 0 t	売却・処理委託
缶 類	7 0 t	売却
ペットボトル	9 0 t	売却・処理委託
白色トレイ	2 t	処理委託
衣 類	1 8 0 t	処理委託
集団回収	1, 0 0 0 t	各地域で実施
計	1, 5 9 2 t	

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数 量
可 燃 ご み	5, 2 0 0 t
不 燃 ご み	5 0 0 t
資 源 物 (び ん)	2 5 0 t
〃 (缶 類)	7 0 t
〃 (ペットボトル)	9 0 t
〃 (白 色 ト レ イ)	2 t
〃 (衣 類)	1 3 0 t
粗大ごみ	7 0 t
家 電 4 品 目	2 0 件
有害ごみ (乾電池・蛍光灯)	2 0 t
泥	3 0 t
計	6, 3 6 2 t

イ 収集区域の範囲及び収集回数

可 燃 ご み

別表 1

不 燃 ご み

別表 2

衣 類

別表 3

資 源 物

別表 4

有 害 ご み

別表 4

粗 大 ご み

別表 5

家 電 4 品 目

別表 5

泥

別表 6

ウ 収集の方法

可 燃 ご み

ステーション方式

不 燃 ご み

ステーション方式

衣 類

ステーション方式

資 源 物

ステーション方式

有 害 ご み

ステーション方式

粗 大 ご み

戸別収集方式

家 電 4 品 目

戸別収集方式

泥

戸別収集方式

(3) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名

綾部市クリーンセンター

所 在 地

綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0

型 式

固形燃料製造施設

可燃ごみ固形燃料化方式

公 称 能 力

固形燃料製造施設

5 0 t / 1 6 h

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2, 6 0 0 t
早田グループ 株式会社	2, 6 0 0 t
直接搬入	1, 8 0 0 t
計	7, 0 0 0 t

ウ 製造するごみ固形燃料の量 4, 0 0 0 t

エ 搬出するごみ、固形燃料の搬出先等

搬出するごみ、固形燃料	搬 出 量	搬 出 先
ごみ固形燃料	4, 0 0 0 t	兵庫県姫路市
木 類	3 0 0 t	三重県伊賀市
布 団 類	1 0 0 t	三重県伊賀市
有害鳥獣	5 0 t	京都府福知山市
野生動物	6 t	兵庫県猪名川町
刈 草・街路樹	3 0 0 t	三重県伊賀市

(4) 最終処分計画

ア 最終処分場の概要

- ①処 分 場 名 綾部市最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 1 1 0 番地の 1 0
 全 体 容 量 7 8, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 1 0 m³
- ②処 分 場 名 綾部市第 2 最終処分場
 所 在 地 綾部市野田町須知山 3 3 番 1
 全 体 容 量 4 6, 0 0 0 m³
 残 余 容 量 3 0, 0 0 0 m³

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量及び年間埋立量

区 分	数 量
株式会社 エフ・イーサービス	2 5 0 t
早田グループ 株式会社	2 5 0 t
直 営	覆 土 2, 0 0 0 t
	中間処理残渣 3 0 0 t
	汚泥残渣 7 0 t
	粗大ごみ 7 0 t
	泥 3 0 t
直 接 搬 入	8 0 0 t
福知山市 (中間処理残渣)	5 t
年 間 埋 立 容 量	3, 5 0 0 m ³

ウ 埋立計画

埋立方法 セル方式

【し尿関係】

(1) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

区 分	数	量
し 尿	5, 9 0 0	kl
浄 化 槽 汚 泥	1 4, 9 0 0	kl
計	2 0, 8 0 0	kl

イ 収集区域の範囲及び収集回数

し 尿 く み 取 り 別表 7～8
 浄 化 槽 汚 泥 綾部市全域随時

ウ 収集の方法

戸別収集方式

(2) 中間処理計画

ア 処理施設の概要

施 設 名 綾部市衛生公苑
 所 在 地 綾部市里町久田 2 1 番地の 1 7
 型 式 好気性消化処理方式
 公 称 能 力 6 0 kl／日

イ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳量

搬 入 者	数	量
株式会社エフ・イーサービス	1 0, 8 0 0	kl
早 田 グ ル ー プ 株 式 会 社	1 0, 0 0 0	kl
計	2 0, 8 0 0	kl

ウ 残渣の量及び処分方法

残 渣 の 量 4 0 m³
 処 分 方 法 埋立処分

【生活排水処理】

浄化槽で処理する区域及び人口

市内一円 6, 5 7 0 人

集落排水で処理する区域及び人口

西八田 東八田 物部東部 志賀郷 豊里東部 口上林 高槻 山家 吉美 物部 高谷
 地区

4, 0 7 5 人

コミュニティ・プラントで処理をする区域及び人口

栗橋地区 8 7 人

下水道で処理する区域及び人口

中筋・綾部・吉美地区の一部 1 6, 5 6 6 人

【その他】

住民に対する広報・啓発活動

※ 年間の収集日程表及びごみ分別表（別紙 9）を各戸配布

6 処理計画適用開始期日

令和 6 年 4 月 1 日

別表1

1 可燃ごみ (令和6年4月1日～令和7年3月31日)

曜 日	収 集 地 域
月・木	口上林地区 山家地区 野田町 並松町 奥上林地区 中上林地区 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 紫水ヶ丘
火・金	駅前 中ノ町 広小路 新広小路 幸通 西新町 上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 味方町 天神町 西町団地 相生町 若松町 市役所 新町 田町 新宮町 川糸町 井倉新町団地 グランブルー 青野町 弥生団地 綾中町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 明知町 宮代町

【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】

曜 日	収 集 地 域
月・木	井倉町 プレシアス 七百石(大谷) 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区
火・金	中筋地区 東八田地区 西八田地区

【収集委託業者 早田グループ(株)】

年末特別収集日
月・木コース
年末 12月29日(日)
年始 1月 6日(月)
火・金コース
年末 12月30日(月)
年始 1月 7日(火)

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

2 不燃ごみ

Aエリア												
【(株)エフ・イーサービス】						【早田グループ(株)】						
奥上林地区 山家地区 味方町 西町団地 紫水ヶ丘 野田町 並松町 新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西						井倉町 プレシマス 七百石(大谷) 吉美地区 豊里地区 物部地区 志賀郷地区						
対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	3	8	5	3	7	4	2	6	4	8	5	5

Bエリア												
【(株)エフ・イーサービス】						【早田グループ(株)】						
中上林地区 口上林地区 上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前 若松町 市役所						中筋地区 東八田地区 西八田地区						
対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	17	22	19	17	21	18	16	20	18	22	19	19

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

3 衣類収集

Aエリア

【(株)エフ・イーサービス】

奥上林地区
山家地区
味方町 西町団地 紫水ヶ丘
野田町 並松町
新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺
上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西

【早田グループ(株)】

井倉町 プレシマス
七百石(大谷)
吉美地区
豊里地区
物部地区
志賀郷地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	10	15	12	10	14	11	9	13	11	15	12	12

Bエリア

【(株)エフ・イーサービス】

中上林地区
口上林地区
上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町
相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町
グランブルー 青野町 綾中町 川糸町
北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前
若松町

【早田グループ(株)】

中筋地区
東八田地区
西八田地区

対象月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
収集日	24	29	26	24	28	25	23	27	25	29	26	26

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

4 資源及び有害ごみ

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域 及 び		業 者 名
													【収集委託業者 (株)エフ・イーサービス】	【収集委託業者 早田グループ(株)】	
1	2	1	5月31日	6月28日	7月26日	8月23日	9月20日	10月24日	11月21日	12月19日	1月24日	2月27日	上野 東本町 西本町 本町4・5・6・7・8丁目 明知町 宮代町	井倉町 プレシアス タ陽ヶ丘	
2	3	2	4	2	7月30日	8月27日	9月26日	10月25日	11月22日	12月20日	1月28日	2月28日	相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 西町団地	高津町 岡町	
3	4	8	5	3	7月31日	8月29日	9月27日	10月29日	11月26日	12月24日	1月30日	4	青野町	大島町東 大島町中 大島町西 鳥ヶ坪	
4	5	9	6	4	1	8月30日	1	10月30日	11月28日	12月26日	1月31日	5	綾中町 川糸町 野田町 並松町 グランブルー	延町 上延町 安場町	
5	9	10	7	5	2		2	10月31日	11月29日	12月27日	4	6	新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前	上位田 中位田 下位田 旭ヶ丘 栗上 栗橋 栗場	
6	11	14	11	9	6	4	3	1	3	7	5	7	月見町 東・中・西神宮寺	栗町(大谷・大野を除く) 豊里 小西 石原 小貝 湯殿 私市 私市	
7	12	16	13	11	7	5	4	6	4	8	6	11	上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎	館 今田 高谷 上市 岸田 西坂 白道路	
8	16	17	14	12	8	6	8	7	5	9	7	13	寺町東 寺町西 若松町 市役所	志賀郷地区全域 七百石(大谷)	
9	17	21	18	16	9	10	10	8	6	10	13	14	奥上林地区全域 大町 弓削	岡倉 栗町(大谷・大野) 大島 鍛冶屋 小畑 下市 須波伎 新庄	
10	18	22	19	17	15	12	11	12	10	16	14	18	第一区 石橋 馬場 山田 竹原 瀬尾谷 片山 大町(大杉) 遊里 清水 腰悉 辻 水梨 市野瀬 市志 旭町	有岡町 里町 多田町 高倉町 小呂町 星原町	
11	19	23	20	18	16	13	16	14	12	17	18	19	浅原 真野 小田 引地 西屋 神谷 寺町 日置谷 殿 東山町 鷹栖町(奈留)	上八田 七百石(大日) 中筋 岡安 淵垣	
12	23	24	21	19	20	17	17	15	13	21	19	25	口上林地区全域 西原町 鷹栖町(長瀬)	中山 安国寺 新町 中町 上町 鐘鉢場 高瀬 大石 愛宕 七百石	
13	25	28	25	23	21	18	18	19	17	22	20	27	戸奈瀬町 釜輪町 広瀬町 橋上町 和木町 下原町 上原町 下替地町 鷹栖町(奈留・長瀬を除く)	内谷 大野 延近 門 久保 施福寺 小嶋 黒谷 八代 下八田 あやべ台	
14	26	30	27	25	22	19	22	20	18	23	21	28	紫水ヶ丘 味方町	鳥居野 野瀬 下村 中川原 大又 桜が丘一丁目 桜が丘二丁目	見内

別表5

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

5 粗大ごみ

	1回目	2回目	3回目	4回目	対象地区
1	4月5日	6月28日	9月20日	12月6日	上町 東本町 西本町 本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘
2	4月12日	7月5日	9月27日	12月13日	グランブー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 井倉町 プレシマス
3	4月19日	7月12日	10月4日	12月20日	新町 田町 新宮町 月見町 東・中・西神宮寺 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 駅前 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
4	4月26日	7月19日	10月11日	1月10日	中筋1地区(大島町東、大島町中、大島町西、高津町)
5	5月10日	7月26日	10月18日	1月17日	中筋2地区(岡町、延町、鳥ヶ坪、上延町、安場町、夕陽ヶ丘)
6	5月17日	8月2日	10月25日	1月24日	豊里地区全域
7	5月24日	8月9日	11月1日	1月31日	物部地区全域 志賀郷地区全域
8	5月31日	8月23日	11月8日	2月28日	西八田地区全域 吉美地区全域
9	6月7日	8月30日	11月15日	3月7日	東八田地区全域
10	6月14日	9月6日	11月22日	3月14日	口上林地区全域 山家地区全域
11	6月21日	9月13日	11月29日	3月21日	奥上林地区全域 中上林地区全域

別表6

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

6 泥（収集地域 綾部地区及び中筋地区）

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
綾部地区1	8	13	10	8	5	2	7	11	2	20	10	3
綾部地区2	22	27	24	22	19	30	21	25	16	27	17	17

収集日の前週金曜日(13時)までにクリーンセンターへ電話で申し込みください。(TEL42-1489)

綾部地区1	上町 東本町 西本町 味方町 西町団地 紫水ヶ丘 グランブルー 青野町 綾中町 川糸町 野田町 並松町 新町 田町 新宮町 北西町 南西町 弥生団地 井倉新町団地 上野町 上野団地 田野町 綾部合同宿舎 寺町東 寺町西 若松町
-------	--

綾部地区2	本町四・五・六・七・八丁目 明知町 宮代町 相生町 幸通 中ノ町 広小路 新広小路 西新町 天神町 井倉町 プレシアス 駅前 月見町 東・中・西神宮寺 中筋地区全域
-------	---

綾部地区1は西町、田町を含む西町筋から東側の地域

綾部地区2は西町、田町を含まない西町筋から西側の地域

令和6年度 エフ・イーサービスし尿収集日程表

別表7

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
2	2	4	2	2	3	2	6	3	7	4	4	野田町、並松町、寺町東
3	8	5	3	6	4	3	7	4	8	5	5	広小路、新広小路、田町 西神宮寺、西本町、中神宮寺 相生町、本町七丁目 本町八丁目
4	9	6	4	7	5	8	8	5	9	6	6	新宮町、新町、北西町 天神町、若松町、川糸町 綾中町、上町
9	10	7	9	8	6	9	12	6	10	7	7	本町四丁目、本町五・六丁目 南西町、駅前通、月見町、東本町 中ノ町、幸通、西新町、東神宮寺
10	14	11	10	9	10	10	13	10	16	13	11	宮代町、明知町、岡町、延町 上延町、夕陽ヶ丘、烏ヶ坪
11	15	12	11	16	11	11	14	12	17	14	13	井倉町、弥生団地 大島町、高津町、安場町
12	16	13	12	20	12	16	19	13	21	18	14	青野町
16	21	18	17	21	18	17	20	17	22	19	18	寺町西
17	22	19	18	22	19	22	21	18	23	20	19	上野町、田野町
18	23	20	23	23	20	23	26	19	24	21	21	味方町(1組及び18組～21組)
23	28	26	24	28	25	24	27	20	28	26	25	味方町(2組～17組)
24	29	27	25	29	26	29	28	24	29	27	26	紫水ヶ丘(1組～7組)
25	30	28	30	30	27	30	29	25	30	28	27	紫水ヶ丘(8組～13組)
4月5日 19日 26日	5月17日 24日 31日	6月14日 21日	7月5日 19日 26日 31日	8月13日 14日 15日	9月13日 14日 15日	10月4日 18日 25日 31日	11月15日 22日	12月26日 27日	1月31日		3月28日 31日	空き日

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収集地域
1	1	3	1	1	2	1	1	2	6	3	3	奥上林地区全域
8	7	10	8	5	9	7	5	9	14	10	10	口上林地区全域 中上林地区(第一区、真野 浅原、小田、引地、西屋)
15	13	17	16	19	17	15	11	11	15	12	12	中上林地区 (第一区、真野、浅原 小田、引地、西屋を除く)
22	20	24	22	26	24	21	18	16	20	17	17	山家地区(西原、旭町 和木、下替地、上原、下原)
30	27	25	29	27	30	28	25	23	27	25	24	山家地区(広瀬、鷹栖 東山、橋上、釜輪、戸奈瀬)

◎ お願い事項

- 1 くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
(1) 事前に細かい単位の券を多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
(2) 当日くみ取口付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。
券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
(3) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
(4) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要です。
ご準備をお願いします。
- 2 随時くみ取りの申込み方法について
(1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（4 2－1 5 0 0）へお申込みください。
(2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- 3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（4 2－1 5 0 0）市民・国保課戸籍住民担当（4 2－3 2 8 0内線2 6 3）へ変更届を提出してください。
- 4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時3 0分から午後5時まで、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- 5 その他
(1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外はできませんので、ご注意ください。
(2) 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
(3) バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
(ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。)
(4) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
(5) 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

令和6年度 早田グループし尿収集日程表

別表8

(第一地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
10	14	12	10	9	10	10	13	11	15	12	12	栗上、栗町
11	15	13	11	13	11	11	14	12	16	13	13	栗橋、栗陽 栗町大谷、栗町大野
12	16	14	12	14	12	15	15	13	17	14	14	上、中、下位田、旭ヶ丘
19	23	20	19	22	19	22	21	19	23	20	21	豊里
30	31	28	31	30	30	31	29	27	31	3/3	31	里町

(第二地域)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	収 集 地 域
1	1	3	1	1	2	1	1	2	6	3	4	延近、門、久保、鳥居野 小嶋
2	2	4	2	2	3	2	5	3	7	4	5	中川原、下村、大又、見内 野瀬、下八田町
3	7	5	3	5	4	3	6	4	8	5	6	高槻、黒谷、八代、大石 施福寺
4	8	6	4	6	5	4	7	5	9	6	7	中山、内谷、大野、愛宕
5	9	7	5	7	6	8	8	6	10	7	10	小西、鍛冶屋、小畑
9	10	11	9	8	9	9	12	10	14	10	11	内久井、金河内、坊口 西方、仁和
16	17	17	16	19	13	16	18	16	20	17	17	岡倉、館、今田、大島
17	21	18	17	20	17	17	19	17	21	18	18	岡安、淵垣、中筋、七百石
18	22	19	18	21	18	18	20	18	22	19	19	志賀郷、志賀、向田 別所、篠田
22	24	21	23	23	20	23	22	20	24	21	24	西坂、新庄
23	27	24	24	26	24	24	25	23	27	25	25	安国寺、新町、中町 上町、鐘鉢場
24	28	25	25	27	25	25	26	24	28	26	26	有間町、多田町、小呂町、星原町 高倉、上八田
25	29	26	26	28	26	29	27	25	29	27	27	石原、小黒、湯殿、私市東、私市
26	30	27	30	29	27	30	28	26	30	28	28	上市、下市 須波伎、岸田、白道路
4月8日 15日	5月13日 20日	6月10日	7月8日 22日 29日	8月15日 16日		10月7日 21日 28日	11月11日	12月9日				空き日

◎ お問い合わせ事項

- 1 くみ取券の取扱いは下記のことにご注意してください。
- (1) 事前に細かい単位のコピーを多くして、便槽の容量に見合う分を購入してください。
- (2) 当日くみ取り付近のよく見える場所に、自治会名・組・氏名を必ず記入の上、出してください。券が出ていない時は、くみ取りを行いませんので、ご注意ください。
- (3) くみ取りの作業は朝8時から開始しますので、くみ取券はそれまでに必ず準備をしておいてください。
- (4) 工事、イベント等において設置される仮設トイレの収集については、別途加算券が必要となります。ご準備をお願いいたします。
- 2 随時くみ取りの申込み方法について
- (1) 第一地域の方は、日程表に基づき1週間前までに綾部市衛生公苑（〒42-1500）へお申込みください。
- (2) 第二地域の方は、日程表に基づき1週間前までに最寄りのくみ取り券売りさばき所へお申込みください。
- 3 くみ取りの登録内容に変更が生じた場合
綾部市衛生公苑（〒42-1500）市民・国保課戸籍住民担当（42-3280内線263）へ変更届を提出してください。
- 4 窓口業務時間について
土、日、祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで、綾部市衛生公苑にお問い合わせください。
- 5 その他
- (1) 日程以外のくみ取りは特別な場合以外ではできませんので、ご注意ください。
- (2) 収集日当日は、作業通路及びくみ取り口付近に物を置かないでください。
- (3) バケツ1杯のきれいな水の準備をお願いします。
- (4) ホース及びくみ取り口付近の汚れ落としに使用します。
- (5) 天候等の理由により遅延する場合があります。ご了承ください。
- (6) 下水道、浄化槽、農業集落排水等への接続及び家屋の解体等により便槽の工事をされる場合は、最終くみ取り及び清掃を実施してください。

令和6年度

守ろうごみマナー

持ち込みごみ受付時間 月曜日～土曜日(祝日含む)午前9時～12時/午後1時～4時

①注意 12月30日の受付は午後3時まで。受付時間外、日曜日、12月31日から1月3日は、ごみの受付は行っておりません。

綾部市公式ホームページで

『ごみ分別大辞典』を検索されますと、より詳しい内容がご覧いただけます。

ごみは収集日の朝7時～8時の間に自治会等で指定された場所に出してください

お問い合わせ

綾部市クリーンセンター
綾部市野田町須知山110-10
☎(0773)42-1489燃やして
処理するごみ

毎週

日曜日

平常のごみ収集は12月29日から1月5日まで休みにします。

年末特別収集 12月

燃やして処理するごみのみ

枝葉、木片、木箱等は

40cm以下のもの・燃やさないで処理するごみ

40cmを超えるもの・粗大ごみ

- 綾部市指定ごみ袋に入れて出してください。(指定ごみ袋以外のものは収集できません)
- 袋の口は必ず結んで出してください。(袋の口をガムテープなどで貼ったり、飛び出ている物がある場合は収集できません)
- 収集日は指定の日曜日にします。
- 平常のごみ収集は12月29日から1月5日まで休みにします。

①注意

① 燃やしている物は燃やさないで処理することです。

② 台所のゴミは必ず水を切って出してください。

③ 袋の中身が確認できないものは収集できません。

④ 一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までに出してください。

燃やさないで
処理するごみ

4月 5月 6月 7月 8月 9月

10月 11月 12月 1月 2月 3月

スプレー缶・カセットボンベ

燃やさないで処理するごみとして収集できません。

①注意

① 危険なごみ(包丁・草刈機の刃・カミソリ・ガラスくず等)を出す場合は、刃物部分のみ、新聞紙等で包んで危険のないようにして、透明もしくは半透明の袋に入れてから、指定ごみ袋に入れて出してください。その際、指定ごみ袋に「危険物」と必ず表示してください。

② 袋の中身が確認できないものは収集できません。

③ 一度に出す袋の数は、一世帯あたり5袋までに出してください。

④ 底木の剪定枝は、綾部市シルバー人材センターのサービス事業をご利用ください。

綾部市シルバー人材センター ☎(0773)42-9030

資源物及び
有害ごみ

4月 5月 6月 7月 8月 9月

10月 11月 12月 1月 2月 3月

びん類(食用・化粧品用)

①注意

① ジュース、ビール、調味料等の食用ガラスびん(中身入で廃棄されているもの)、化粧品用ガラスびんが対象になります。

② 3色(透明、茶、その他)の色分けを必ずしてください。

③ 飲み残しや汚れは必ず拭き取ってください。

④ 割れたガラス、乳白色ガラスは燃やさないで処理するごみとして出してください。

カン類(飲料缶・食用缶)

①注意

① ジュース、ビール等の飲料缶、お菓子の缶(缶詰)は、必ず裏面に「リサイクル」のマークが入っているものを対象とします。金属製の缶は、必ず裏面に「リサイクル」のマークが入っているものを対象とします。

② スチール缶、アルミ缶は一緒に入れてください。

ペットボトル

①注意

① 表示のあるものが対象になります。

② プラステック、PET製のものを対象とします。

③ ジュース、サザンなどのペットボトル、取っ手付ペットボトル、ペットボトルのふた、ラベルは、燃やさないで処理するごみとして出してください。

④ ふた、ラベルは必ず取る

白色トレイ

①注意

① 同梱の白色の発泡スチロール製食品用トレイのみが対象になります。

② (白色、無印、無蓋)

③ 割れていてもかまいません。

④ 汚れていてもかまいません。リサイクルのマークが入っているものを対象とします。

有害ごみ

①注意

① 種類ごとにそれぞれ袋等に入れて出してください。

② 蛍光灯、電球、水銀体温計は、水銀を含有しているため割れないように出してください。

③ スプレー缶、カセットボンベは、燃やさないで処理するごみとして出してください。

④ キャンプ用ガスコンロは、燃やさないで処理するごみとして出してください。

粗大ごみ
一辺の長さが40cmを
超えるもの
(40cm以下に解体して粗大ごみ)

第1回 第2回 第3回 第4回

①注意

① 重さに応じて処理手数料をいただきます。標準費、標準重量(クッションは1kgまで)は58円、その他の粗大ごみは20kgまでで58円、10kg未満は29円、10kg以上20kg未満は43円、20kg以上30kg未満は58円、30kg以上40kg未満は73円、40kg以上50kg未満は88円、50kg以上60kg未満は103円、60kg以上70kg未満は118円、70kg以上80kg未満は133円、80kg以上90kg未満は148円、90kg以上100kg未満は163円、100kg以上120kg未満は178円、120kg以上140kg未満は193円、140kg以上160kg未満は208円、160kg以上180kg未満は223円、180kg以上200kg未満は238円、200kg以上250kg未満は253円、250kg以上300kg未満は268円、300kg以上350kg未満は283円、350kg以上400kg未満は298円、400kg以上450kg未満は313円、450kg以上500kg未満は328円、500kg以上550kg未満は343円、550kg以上600kg未満は358円、600kg以上650kg未満は373円、650kg以上700kg未満は388円、700kg以上750kg未満は403円、750kg以上800kg未満は418円、800kg以上850kg未満は433円、850kg以上900kg未満は448円、900kg以上950kg未満は463円、950kg以上1000kg未満は478円、1000kg以上1200kg未満は493円、1200kg以上1400kg未満は508円、1400kg以上1600kg未満は523円、1600kg以上1800kg未満は538円、1800kg以上2000kg未満は553円、2000kg以上2500kg未満は568円、2500kg以上3000kg未満は583円、3000kg以上3500kg未満は598円、3500kg以上4000kg未満は613円、4000kg以上4500kg未満は628円、4500kg以上5000kg未満は643円、5000kg以上5500kg未満は658円、5500kg以上6000kg未満は673円、6000kg以上6500kg未満は688円、6500kg以上7000kg未満は703円、7000kg以上7500kg未満は718円、7500kg以上8000kg未満は733円、8000kg以上8500kg未満は748円、8500kg以上9000kg未満は763円、9000kg以上9500kg未満は778円、9500kg以上10000kg未満は793円、10000kg以上12000kg未満は808円、12000kg以上14000kg未満は823円、14000kg以上16000kg未満は838円、16000kg以上18000kg未満は853円、18000kg以上20000kg未満は868円、20000kg以上25000kg未満は883円、25000kg以上30000kg未満は898円、30000kg以上35000kg未満は913円、35000kg以上40000kg未満は928円、40000kg以上45000kg未満は943円、45000kg以上50000kg未満は958円、50000kg以上55000kg未満は973円、55000kg以上60000kg未満は988円、60000kg以上65000kg未満は1003円、65000kg以上70000kg未満は1018円、70000kg以上75000kg未満は1033円、75000kg以上80000kg未満は1048円、80000kg以上85000kg未満は1063円、85000kg以上90000kg未満は1078円、90000kg以上95000kg未満は1093円、95000kg以上100000kg未満は1108円、100000kg以上120000kg未満は1123円、120000kg以上140000kg未満は1138円、140000kg以上160000kg未満は1153円、160000kg以上180000kg未満は1168円、180000kg以上200000kg未満は1183円、200000kg以上250000kg未満は1198円、250000kg以上300000kg未満は1213円、300000kg以上350000kg未満は1228円、350000kg以上400000kg未満は1243円、400000kg以上450000kg未満は1258円、450000kg以上500000kg未満は1273円、500000kg以上550000kg未満は1288円、550000kg以上600000kg未満は1303円、600000kg以上650000kg未満は1318円、650000kg以上700000kg未満は1333円、700000kg以上750000kg未満は1348円、750000kg以上800000kg未満は1363円、800000kg以上850000kg未満は1378円、850000kg以上900000kg未満は1393円、900000kg以上950000kg未満は1408円、950000kg以上1000000kg未満は1423円、1000000kg以上1200000kg未満は1438円、1200000kg以上1400000kg未満は1453円、1400000kg以上1600000kg未満は1468円、1600000kg以上1800000kg未満は1483円、1800000kg以上2000000kg未満は1498円、2000000kg以上2500000kg未満は1513円、2500000kg以上3000000kg未満は1528円、3000000kg以上3500000kg未満は1543円、3500000kg以上4000000kg未満は1558円、4000000kg以上4500000kg未満は1573円、4500000kg以上5000000kg未満は1588円、5000000kg以上5500000kg未満は1603円、5500000kg以上6000000kg未満は1618円、6000000kg以上6500000kg未満は1633円、6500000kg以上7000000kg未満は1648円、7000000kg以上7500000kg未満は1663円、7500000kg以上8000000kg未満は1678円、8000000kg以上8500000kg未満は1693円、8500000kg以上9000000kg未満は1708円、9000000kg以上9500000kg未満は1723円、9500000kg以上10000000kg未満は1738円、10000000kg以上12000000kg未満は1753円、12000000kg以上14000000kg未満は1768円、14000000kg以上16000000kg未満は1783円、16000000kg以上18000000kg未満は1798円、18000000kg以上20000000kg未満は1813円、20000000kg以上25000000kg未満は1828円、25000000kg以上30000000kg未満は1843円、30000000kg以上35000000kg未満は1858円、35000000kg以上40000000kg未満は1873円、40000000kg以上45000000kg未満は1888円、45000000kg以上50000000kg未満は1903円、50000000kg以上55000000kg未満は1918円、55000000kg以上60000000kg未満は1933円、60000000kg以上65000000kg未満は1948円、65000000kg以上70000000kg未満は1963円、70000000kg以上75000000kg未満は1978円、75000000kg以上80000000kg未満は1993円、80000000kg以上85000000kg未満は2008円、85000000kg以上90000000kg未満は2023円、90000000kg以上95000000kg未満は2038円、95000000kg以上100000000kg未満は2053円、100000000kg以上120000000kg未満は2068円、120000000kg以上140000000kg未満は2083円、140000000kg以上160000000kg未満は2098円、160000000kg以上180000000kg未満は2113円、180000000kg以上200000000kg未満は2128円、200000000kg以上250000000kg未満は2143円、250000000kg以上300000000kg未満は2158円、300000000kg以上350000000kg未満は2173円、350000000kg以上400000000kg未満は2188円、400000000kg以上450000000kg未満は2203円、450000000kg以上500000000kg未満は2218円、500000000kg以上550000000kg未満は2233円、550000000kg以上600000000kg未満は2248円、600000000kg以上650000000kg未満は2263円、650000000kg以上700000000kg未満は2278円、700000000kg以上750000000kg未満は2293円、750000000kg以上800000000kg未満は2308円、800000000kg以上850000000kg未満は2323円、850000000kg以上900000000kg未満は2338円、900000000kg以上950000000kg未満は2353円、950000000kg以上1000000000kg未満は2368円、1000000000kg以上1200000000kg未満は2383円、1200000000kg以上1400000000kg未満は2398円、1400000000kg以上1600000000kg未満は2413円、1600000000kg以上1800000000kg未満は2428円、1800000000kg以上2000000000kg未満は2443円、2000000000kg以上2500000000kg未満は2458円、2500000000kg以上3000000000kg未満は2473円、3000000000kg以上3500000000kg未満は2488円、3500000000kg以上4000000000kg未満は2503円、4000000000kg以上4500000000kg未満は2518円、4500000000kg以上5000000000kg未満は2533円、5000000000kg以上5500000000kg未満は2548円、5500000000kg以上6000000000kg未満は2563円、6000000000kg以上6500000000kg未満は2578円、6500000000kg以上7000000000kg未満は2593円、7000000000kg以上7500000000kg未満は2608円、7500000000kg以上8000000000kg未満は2623円、8000000000kg以上8500000000kg未満は2638円、8500000000kg以上9000000000kg未満は2653円、9000000000kg以上9500000000kg未満は2668円、9500000000kg以上10000000000kg未満は2683円、10000000000kg以上12000000000kg未満は2698円、12000000000kg以上14000000000kg未満は2713円、14000000000kg以上16000000000kg未満は2728円、16000000000kg以上18000000000kg未満は2743円、18000000000kg以上20000000000kg未満は2758円、20000000000kg以上25000000000kg未満は2773円、25000000000kg以上30000000000kg未満は2788円、30000000000kg以上35000000000kg未満は2803円、35000000000kg以上40000000000kg未満は2818円、40000000000kg以上45000000000kg未満は2833円、45000000000kg以上50000000000kg未満は2848円、50000000000kg以上55000000000kg未満は2863円、55000000000kg以上60000000000kg未満は2878円、60000000000kg以上65000000000kg未満は2893円、65000000000kg以上70000000000kg未満は2908円、70000000000kg以上75000000000kg未満は2923円、75000000000kg以上80000000000kg未満は2938円、80000000000kg以上85000000000kg未満は2953円、85000000000kg以上90000000000kg未満は2968円、90000000000kg以上95000000000kg未満は2983円、95000000000kg以上100000000000kg未満は2998円、100000000000kg以上120000000000kg未満は3013円、120000000000kg以上140000000000kg未満は3028円、140000000000kg以上160000000000kg未満は3043円、160000000000kg以上180000000000kg未満は3058円、180000000000kg以上200000000000kg未満は3073円、200000000000kg以上250000000000kg未満は3088円、250000000000kg以上300000000000kg未満は3103円、300000000000kg以上350000000000kg未満は3118円、350000000000kg以上400000000000kg未満は3133円、400000000000kg以上450000000000kg未満は3148円、450000000000kg以上500000000000kg未満は3163円、500000000000kg以上550000000000kg未満は3178円、550000000000kg以上600000000000kg未満は3193円、600000000000kg以上650000000000kg未満は3208円、650000000000kg以上700000000000kg未満は3223円、700000000000kg以上750000000000kg未満は3238円、750000000000kg以上800000000000kg未満は3253円、800000000000kg以上850000000000kg未満は3268円、850000000000kg以上900000000000kg未満は3283円、900000000000kg以上950000000000kg未満は3298円、950000000000kg以上1000000000000kg未満は3313円、1000000000000kg以上1200000000000kg未満は3328円、1200000000000kg以上1400000000000kg未満は3343円、1400000000000kg以上1600000000000kg未満は3358円、1600000000000kg以上1800000000000kg未満は3373円、1800000000000kg以上2000000000000kg未満は3388円、2000000000000kg以上2500000000000kg未満は3403円、2500000000000kg以上3000000000000kg未満は3418円、3000000000000kg以上3500000000000kg未満は3433円、3500000000000kg以上4000000000000kg未満は3448円、4000000000000kg以上4500000000000kg未満は3463円、4500000000000kg以上5000000000000kg未満は3478円、5000000000000kg以上5500000000000kg未満は3493円、5500000000000kg以上6000000000000kg未満は3508円、6000000000000kg以上6500000000000kg未満は3523円、6500000000000kg以上7000000000000kg未満は3538円、7000000000000kg以上7500000000000kg未満は3553円、7500000000000kg以上8000000000000kg未満は3568円、8000000000000kg以上8500000000000kg未満は3583円、8500000000000kg以上9000000000000kg未満は3598円、9000000000000kg以上9500000000000kg未満は3613円、9500000000000kg以上10000000000000kg未満は3628円、10000000000000kg以上12000000000000kg未満は3643円、12000000000000kg以上14000000000000kg未満は3658円、14000000000000kg以上16000000000000kg未満は3673円、16000000000000kg以上18000000000000kg未満は3688円、18000000000000kg以上20000000000000kg未満は3703円、20000000000000kg以上25000000000000kg未満は3718円、25000000000000kg以上30000000000000kg未満は3733円、30000000000000kg以上35000000000000kg未満は3748円、35000000000000kg以上40000000000000kg未満は3763円、40000000000000kg以上45000000000000kg未満は3778円、45000000000000kg以上50000000000000kg未満は3793円、50000000000000kg以上55000000000000kg未満は3808円、55000000000000kg以上60000000000000kg未満は3823円、60000000000000kg以上65000000000000kg未満は3838円、65000000000000kg以上70000000000000kg未満は3853円、70000000000000kg以上75000000000000kg未満は3868円、75000000000000kg以上80000000000000kg未満は3883円、80000000000000kg以上85000000000000kg未満は3898円、85000000000000kg以上90000000000000kg未満は3913円、90000000000000kg以上95000000000000kg未満は3928円、95000000000000kg以上100000000000000kg未満は3943円、100000000000000kg以上120000000000000kg未満は3958円、120000000000000kg以上140000000000000kg未満は3973円、140000000000000kg以上160000000000000kg未満は3988円、160000000000000kg以上180000000000000kg未満は4003円、180000000000000kg以上200000000000000kg未満は4018円、200000000000000kg以上250000000000000kg未満は4033円、250000000000000kg以上300000000000000kg未満は4048円、300000000000000kg以上350000000000000kg未満は4063円、350000000000000kg以上400000000000000kg未満は4078円、400000000000000kg以上450000000000000kg未満は4093円、450000000000000kg以上500000000000000kg未満は4108円、500000000000000kg以上550000000000000kg未満は4123円、550000000000000kg以上600000000000000kg未満は4138円、600000000000000kg以上650000000000000kg未満は4153円、650000000000000kg以上700000000000000kg未満は4168円、700000000000000kg以上750000000000000kg未満は4183円、750000000000000kg以上800000000000000kg未満は4198円、800000000000000kg以上850000000000000kg未満は4213円、850000000000000kg以上900000000000000kg未満は4228円、900000000000000kg以上950000000000000kg未満は4243円、950000000000000kg以上1000000000000000kg未満は4258円、1000000000000000kg以上1200000000000000kg未満は4273円、1200000000000000kg以上1400000000000000kg未満は4288円、1400000000000000kg以上1600000000000000kg未満は4303円、1600000000000000kg以上1800000000000000kg未満は4318円、1800000000000000kg以上2000000000000000kg未満は4333円、2000000000000000kg以上2500000000000000kg未満は4348円、2500000000000000kg以上3000000000000000kg未満は4363円、3000000000000000kg以上3500000000000000kg未満は4378円、3500000000000000kg以上4000000000000000kg未満は4393円、4000000000000000kg以上4500000000000000kg未満は4408円、4500000000000000kg以上5000000000000000kg未満は4423円、5000000000000000kg以上5500000000000000kg未満は4438円、5500000000000000kg以上6000000000000000kg未満は4453円、6000000000000000kg以上6500000000000000kg未満は4468円、6500000000000000kg以上7000000000000000kg未満は4483円、7000000000000000kg以上7500000000000000kg未満は4498円、7500000000000000kg以上8000000000000000kg未満は4513円、8000000000000000kg以上8500000000000000kg未満は4528円、8500000000000000kg以上9000000000000000kg未満は4543円、9000000000000000kg以上9500000000000000kg未満は4558円、9500000000000000kg以上1000000000000

綾部市告示第 7 6 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 1 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度
固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 7 7 号

綾部市史編さん委員会設置要綱（令和 2 年綾部市告示第 1 5 4 号）は、廃止する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 7 8 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。）第 1 1 5 条の 2 3 に規定する指定介護
 予防支援事業所について、法第 1 1 5 条の 2 2 の規定により指定したので、同条の 3 0 の規定により、
 次のとおり告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 申請者の名称 社会福祉法人ふきのとう
- 2 サービスの種類 介護予防支援
- 3 事業所の名称 ふきのとう居宅介護支援事業所
- 4 事業所の所在地 綾部市岡町長田 3 番地の 1
- 5 事業所番号 2 6 7 1 8 0 0 3 4 6
- 6 指定年月日 令和 6 年 4 月 1 日

綾部市告示第79号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の23に規定する指定介護予防支援事業所について、法第115条の22の規定により指定したので、同条の30の規定により、次のとおり告示する。

令和6年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 申請者の名称 | 社会福祉法人綾部市社会福祉協議会 |
| 2 サービスの種類 | 介護予防支援 |
| 3 事業所の名称 | 社会福祉法人綾部市社会福祉協議会 |
| 4 事業所の所在地 | 綾部市川糸町南古屋敷5番地の1 |
| 5 事業所番号 | 2671800015 |
| 6 指定年月日 | 令和6年4月1日 |

綾部市告示第 8 0 号

証明書等自動交付サービスに係る手数料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項及び綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町 2 5 番地

2 委託の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 1 号

公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び上水道使用料の徴収又は収納の事務を次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 第 1 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

株式会社エコシティサービス

神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 8 番 3 3 号サウスコア 2 0 5 号室

3 委託の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 2 号

綾部市立病院の診療費並びに付随する経費の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
公益財団法人 綾部市医療公社	京都府綾部市青野町大塚 2 0 番地の 1

2 委託の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 3 号

犬の登録並びに狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

住 所 京都市下京区西七条掛越町 6 5 番地

氏 名 公益社団法人京都府獣医師会
会長理事 若 松 久 雄

2 委託の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 4 号

ふるさと納税収納代行事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社さとふる	東京都中央区京橋二丁目 2 番 1 号

2 委託の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 8 5 号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者を指定しましたので、綾部市会計規則（昭和 5 7 年 4 月 1 日綾部市規則第 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 指定納付受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
株式会社さとふる	東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13F

2 歳入の種類
寄附金

3 指定日
令和 6 年 4 月 1 日

綾部市告示第 8 6 号

あやべ応援寄附金（ふるさと納税）事業に係る指定納付受託者の指定告示（令和 4 年綾部市告示第 9 0 号）の一部を次のように改定する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

指定納付受託者中「SB ペイメントサービス株式会社」を削除する。

綾部市告示第 8 7 号

市府民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険料、市営住宅使用料、放課後学級負担金、後期高齢者医療保険料、保育園保育料、保育園副食費、介護保険料、公共下水道使用料、農業集落排水施設使用料、合併処理浄化槽使用料及び上水道使用料の収納事務を次の者に委託したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 2 第 2 項及び第 4 項、国民健康保険法施行令（昭和 3 3 年政令第 3 6 2 号）第 2 9 条の 2 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）第 3 3 条第 1 項、児童福祉法施行令（昭和 2 3 年政令第 7 4 号）第 4 4 条第 1 項、介護保険法施行令（平成 1 0 年政令第 4 1 2 号）第 4 5 条の 7 第 1 項、地方公営企業法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 0 3 号）第 2 6 条の 4 第 1 項並びに綾部市会計規則第 3 3 条第 2 項（昭和 5 7 年綾部市規則第 2 号）の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セコマ	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブンーイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町 1 丁目 5 番 5 号
株式会社 NTT ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目 1 1 番 1 号
KDDI 株式会社	東京都新宿区西新宿 2 丁目 3 番 2 号

2 委託の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

綾部市告示第 88 号

綾部市し尿くみ取券売りさばき業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に基づき告示する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 委託先氏名・住所

氏 名	住 所
村 上 芳 朗	広小路二丁目 13-3
平 田 和 生	駅前通 17
岸 見 第 右	相生町 23-4
林 多 嘉 子	月見町上正屋 33
安 村 弘 子	寺町堂ノ前 9-1
ツ バ メ 会	井倉町樋ノ元 14-1
山 内 みや子	青野町西ノ後 15-13
(株)京都公害防止センター	青野町走り下 12-1
雨 林 洋 子	田野町風久呂 1-3
八 田 邦 子	綾部市味方町薬師谷 300-41
高 本 裕 幸	本町四丁目 1-5
木 下 和 美	本町七丁目 69
荻 野 義 則	西町一丁目 57-1
羽 室 了	岡町弓場 4-1
清 水 由美子	栗町ウケ川 30
喫 茶 24。	小貝町新八 21
四 方 善 次	里町西ノ糸 11-6
有限会社空山の里	鍛冶屋町花ノ木 6-4
豊里地区自治会連合会事務所	栗町大野 1-202
西八田地区自治会連合会事務所	岡安町岡 22-1
東八田地区自治会連合会事務所	梅迫町溝尻 1-16
山家地区自治会連合会事務所	鷹栖町豊後田 32
物部地区自治会連合会事務所	物部町東野 46-1
志賀郷地区自治会連合会事務所	志賀郷町北町 17
口上林地区自治会連合会事務所	武吉町中井根 35
中上林地域振興協議会	八津合町縄手 1
奥上林地域振興協議会	故屋岡町三反田 15
綾 部 会 館	味方町石風呂 50-5
栗文化センター	栗町相定 47-3

2 委託期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで。

綾部市告示第 8 9 号

綾部市満 3 歳以上教育・保育給付認定子どもに係る副食費助成事業実施要綱（令和元年綾部市告示第 2 1 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 4 条第 1 号中「4, 7 0 0 円」を「4, 8 0 0 円」に改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 9 0 号

農林漁業振興補助金交付要綱（昭和 5 7 年綾部市告示第 5 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

別表第 1 中

「

間伐材運搬対策事業（森林環境保全整備事業で実施した間伐に係る間伐材運搬費）	1 m ³ につき 1, 0 0 0 円以内
---------------------------------------	-----------------------------------

を

」

「

間伐材運搬対策事業（森林環境保全整備事業で実施した間伐に係る間伐材運搬費）	1 m ³ につき 1, 5 0 0 円以内
---------------------------------------	-----------------------------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第 9 1 号

綾部市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（平成 2 9 年綾部市告示第 8 0 号）の一部を次のように改正する。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

本則中「おねがい会員」を「依頼会員」に、「まかせて会員」を「提供会員」に、「子ども」を「こども」に改める。

第 8 条第 4 項中「（様式第 4 号）」を削る。

第 1 1 条第 1 項中「様式第 5 号」を「様式第 4 号」に改める。

別表備考中「子ども」を「こども」に改める。

様式第 1 号及び様式第 2 号を次のように改める。

様式第 1 号（第 7 条関係）

会員番号 _____

あやべファミリー・サポート・センター入会申込書
(依頼会員用)

あやべファミリー・サポート・センター 様

氏 名	フリガナ		性別	男・女	写真（2cm ×2.5cm）
生年月日	年 月 日				
住 所	〒 (自治会名)				
連 絡 先	自宅電話番号		緊急時 連絡先		
	自宅FAX番号				
	携帯電話番号				
勤 務 先	名 称			勤務形態	
	所在地	電話番号（ ）		勤務時間	
こどもの 状 態	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	学校・園等の名称	病歴・アレルギー等
			男・女		
			男・女		
	特に注意してほしいこと等				
同居家族	氏 名	続柄	年齢	職業（学校・園等名）	援助 活動 内容 1 保育施設等への送迎 2 保育施設等又は小学校終了後等の預かり 3 通院、冠婚葬祭等による外出時の預かり 4 その他（ ）
か かり つ け の 医 療 機 関	名 称			名 称	
	所在地			所在地	
	電 話			電 話	

上記のとおり、あやべファミリー・サポート・センターの入会を申し込みます。

つきましては、「あやべファミリー・サポート・センター会則」を遵守し、この申込書に記載の情報が提供会員に提供されることに同意します。

年 月 日

氏名

印

あやべファミリー・サポート・センター記入欄

入 会 年 月 日	年 月 日	本人確認	免許証・保険証 その他（ ）
退 会 年 月 日	年 月 日	そ の 他	説明・手引き 会員証・地図記入

【地 図】

自宅付近の地図を記入してください。

様式第2号（第7条関係）

会員番号 _____

あやべファミリー・サポート・センター入会申込書
(提供会員用)

あやべファミリー・サポート・センター 様

氏 名	フリガナ		性 別	男・女	写真 (2 c m × 2. 5 c m)							
生年月日	年 月 日											
住 所	〒 (自治会名)											
連 絡 先	自宅電話番号		緊 急 時 連 絡 先									
	自宅FAX番号											
	携帯電話番号											
勤 務 先	名 称			勤務形態								
	所在地	電話番号 ()		勤務時間								
保 育 に 関 する 事 項	経 験 年 数				自家用車での送迎 ☐ 可能 ☐ 不可能							
	免 許 資 格 の 有 無	☐ 無 ☐ 有 (1 保育士 2 幼稚園教諭 3 看護師 4 保健師 5 ヘルパー 6 その他)										
援 助 活 動 可 能 日	援助活動可能な時間帯に○を付けてください。							預かれるこどもに 関 する 事 項	可 否	特 記 事 項		
	時 間 帯	日	月	火	水	木	金				土	
	0:00～7:00										1 歳 児 未 満	可・否
	7:00～12:00										1 歳 児 ・ 2 歳 児	可・否
	12:00～16:00										就 学 前	可・否
	16:00～19:00										小 学 生	可・否
19:00～24:00												
同 居 家 族	氏 名	続 柄	生 年 月 日	職 業 (学校・園等名)		援 助 活 動 可 能 内 容	1 保育施設等への送迎 2 保育施設等又は小学校終了後等の預かり 3 通院、冠婚葬祭等による外出時の預かり 4 その他 ()					
	ペットの有無	☐ 無 ☐ 有 ()										

上記のとおり、あやべファミリー・サポート・センターの入会を申し込みます。

つきましては、「あやべファミリー・サポート・センター会則」を遵守し、この申込書に記載の情報が依頼会員に提供されることに同意します。

年 月 日

氏名

印

あやべファミリー・サポート・センター記入欄

入 会 年 月 日	年 月 日	本人確認	免許証・保険証 その他 ()
退 会 年 月 日	年 月 日	そ の 他	初期研修会・救命救急

【地 図】

自宅付近又は保育園、幼児園、認定こども園、幼稚園、小学校等までの経路を記入してください。

様式第 3 号中「おねがい会員」を「依頼会員」に、「まかせて会員」を「提供会員」に改める。

様式第 4 号を削り、様式第 5 号を様式第 4 号とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市告示第95号

綾部市指定ごみ袋の取扱販売業務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

1 令和6年度 取扱販売店等の名称・所在地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
雨林たばこ店	綾部市田野町風久呂1番地の3
京都丹の国農業協同組合 本店	綾部市宮代町前田20番地
ウエルシア綾部宮代店	綾部市宮代町宮ノ下12番地の1
丸金屋酒店	綾部市相生町23番地の4
有限会社 お酒のヒラタ	綾部市駅前通17番地
フレッシュバザール綾部幸通り店	綾部市幸通り23番地
バザールタウン綾部アスパ館	綾部市綾中町花ノ木30番地
バザールタウン綾部ストック館	綾部市西町三丁目
マツモトあやべ店	綾部市宮代町宮ノ下16番地の2
生鮮&業務スーパー青野店	綾部市青野町高田76番地
エフエッチ商店	綾部市青野町西ノ後15番地の13
仁丹堂薬局	綾部市相生町30番地の6
セブン-イレブン綾部井倉町店	綾部市井倉町南大町2番地
高山荒物商店	綾部市田町37番地
ファミリーマート綾部駅前通店	綾部市駅前通39番地の2
松田紙店	綾部市西町二丁目93番地
ミニストップ綾部井倉店	綾部市井倉町西田5番地の2
ローソン綾部高東分校前店	綾部市川糸町南古屋敷20番地の4
株式会社 オオツキ綾部店	綾部市味方町アミダジ14番地の1
ワインショップ高本	綾部市本町四丁目1番地の5
株式会社 古和田電機商会	綾部市駅前通5番地の4
株式会社 サンコード	綾部市井倉町樋ノ元9番地
株式会社 ジュンテンドー綾部店	綾部市青野町西中居30番地
有限会社 佐々木酒店	綾部市西町二丁目98番地
寿産業有限会社	綾部市青野町館ノ後56番地
モリモト薬局	綾部市西町一丁目47番地
モリモト薬局Rivi店	綾部市青野町西ノ後43番地
株式会社 藤善綾部店	綾部市青野町東青野59番地
ローソン綾部西町店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ココカラファイン綾部店	綾部市西町三丁目北大坪19番地
ローソン綾部宮代店	綾部市宮代町門ノ前14番地
オサトマーケット八百仁	綾部市田町4番地

取 扱 販 売 店 等 の 名 称	所 在 地
生鮮&業務スーパー綾部店	綾部市大島町ニ反目9番地の1
ARワーク株式会社	綾部市安場町打越2番地の3
きもの・婦人服 はむろ	綾部市岡町弓場4番地の1
ゴダイドラッグ綾部店	綾部市大島町島田10番地の4
セブン-イレブン綾部高津店	綾部市高津町三反田8番地の1
セブン-イレブン綾部大島町店	綾部市大島町杓田1番地の18
ドラッグユタカ綾部店	綾部市大島町南和田11番地
ディスカウントドラッグコスモス綾部店	綾部市上延町八反37番地の1
マルゼンしかた	綾部市里町西ノ糸11番地の6
京都丹の国農業協同組合綾部広域営農経済センター	綾部市里町敷田1番地
京都生活協同組合中丹支部	綾部市桜が丘三丁目5番地の2
NPO法人 西八田ふれあいサロン	綾部市岡安町大道16番地
ファミリーマート綾部下八田店	綾部市下八田町大坪8番地
ローソン綾部湊垣店	綾部市湊垣町高野23番地の1
株式会社 コメリハードアンドグリーン綾部店	綾部市下八田町堂ノ下13番地の1
八木株式会社綾部営業所	綾部市湊垣町古川12番地
セブン-イレブン綾部下八田店	綾部市下八田町角田19番地の1
黒谷和紙協同組合	綾部市黒谷町東谷3番地
ふれあい弥仙の里	綾部市於与岐町宮ノ下17番地
片山商店	綾部市広瀬町宮ノ前7番地
山家ふれあいの駅運営委員会	綾部市上原町戸尻8番地の5、8番地の6
いこいの村栗の木寮	綾部市十倉名畑町久瀬谷2番地
たかお商店	綾部市十倉名畑町欠戸18番地の6
大島ストアー	綾部市豊里町福垣153番地
横田商店	綾部市館町下館58番地の2
株式会社 清水設備工業	綾部市栗町ウケ川30番地
有限会社 空山の里	綾部市鍛冶屋町花ノ木6番地の4
京美堂	綾部市物部町南前田18番地
京都丹の国農業協同組合綾部西部地域農業振興係	綾部市新庄町太ヶ鼻8番地
山本商店	綾部市志賀郷町成田15番地
志賀郷地域振興協議会	綾部市志賀郷町北町17番地
五泉の里	綾部市五泉町西巻49番地の3
小西商店	綾部市故屋岡町小中下22番地
二王の栖	綾部市睦寄町市場下8番地の2
株式会社 オギノ	綾部市本町三丁目26番地の1

綾部市訓令甲第 1 号

序 中 一 般

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程の一部を改正する訓令

綾部市職員等からの公益通報の処理に関する規程（平成 3 0 年綾部市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		福祉保健部長	を
」			
「		福祉部長	に改める。
		健康こども部長	
」			

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 2 号

序 中 一 般

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市文書取扱規程の一部を改正する訓令

綾部市文書取扱規程（平成 1 2 年綾部市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

福祉保健部	社会福祉課	社福
	こども支援課	こ支
	障害者支援課	障
	高齢者支援課	高
	地域包括支援課	地
	保健推進課	保

を

」

「

福祉部	社会福祉課	社福
	障害者支援課	障
	高齢者支援課	高
	地域包括支援課	地
健康こども部	子育て支援課	子育
	こども支援課	こ支
	保健推進課	保

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 3 号

序 中 一 般

綾部市内バス路線対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市内バス路線対策本部設置規程の一部を改正する訓令

綾部市内バス路線対策本部設置規程（平成 1 6 年綾部市訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「		福祉保健部長	を
			」
「		福祉部長	に改める。
		健康こども部長	
			」

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 4 号

序 中 一 般

綾部市人事管理委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市人事管理委員会規程の一部を改正する訓令

綾部市人事管理委員会規程（昭和 3 5 年綾部市訓令甲第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「福祉保健部長」を「福祉部長、健康こども部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 5 号

序 中 一 般

綾部市公金管理運用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公金管理運用検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

綾部市公金管理運用検討委員会設置要綱（平成 1 5 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表中「福祉保健部長」を「健康こども部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 6 号

序 中 一 般

綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市人権教育・啓発推進本部規程の一部を改正する訓令

綾部市人権教育・啓発推進本部規程（平成 1 1 年綾部市訓令甲第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「		福祉保健部長	を
			」
「		福祉部長	に改める。
		健康こども部長	
			」

別表第 2 中

「

こども支援課長
障害者支援課長
高齢者支援課長

を

」

「

障害者支援課長
高齢者支援課長
地域包括支援課長
子育て支援課長
こども支援課長

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 7 号

序 中 一 般

綾部市新型インフルエンザ等対策本部及び連絡会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市新型インフルエンザ等対策本部及び連絡会規程の一部を改正する訓令

綾部市新型インフルエンザ等対策本部及び連絡会規程（平成 2 5 年綾部市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 中

「

福祉保健部長

を
」
「

福祉部長
健康こども部長

に改める。
」

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 8 号

序 中 一 般

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市決裁規程の一部を改正する訓令

綾部市決裁規程（昭和 3 6 年綾部市訓令甲第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 高齢者支援課長専決事項の項の次に次の 1 項を加える。

こども支援課長専決事項

- （１）母子保健に係る予防接種の実施に関する事。
- （２）母子保健に係る健康診査の実施に関する事。
- （３）母子健康手帳の交付に関する事。
- （４）母子栄養食品の支給に関する事。

別表第 3 保健推進課長専決事項の項を次のように改める。

保健推進課長専決事項

- （１）予防接種の実施に関する事（母子保健に係る予防接種の実施に関する事を除く。）。
- （２）健康診査の実施に関する事（母子保健に係る健康診査の実施に関する事を除く。）。
- （３）犬の登録及び狂犬病予防注射に関する事。
- （４）綾部市立病院不用物品の処分に関する事。
- （５）綾部市立病院事業の資金の流動資産運用に関する事。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 9 号

序 中 一 般

綾部市公文書例の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市公文書例の一部を改正する訓令

綾部市公文書例（昭和 6 1 年綾部市訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 第 2 項第 1 号中「昭和 5 6 年内閣告示第 1 号」を「平成 2 2 年内閣告示第 2 号」に、「内閣文第 1 号」を「令和 4 年内閣文第 1 号」に、「昭和 5 6 年 1 0 月 1 日付け内閣閣第 1 3 8 号」を「平成 2 2 年内閣訓令第 1 号」に、
「

「公用文における漢字使用等について」の具体的な取扱い方針について（昭和 5 6 年 1 0 月 1 日付け内閣閣第 1 5 0 号・庁文国第 1 9 号）

法令用語改善の実施要領（昭和 2 9 年 1 1 月 2 5 日付け法制局総発第 8 9 号）を
法令における漢字使用等について（昭和 5 6 年 1 0 月 1 日付け内閣法制局総発第 1 4 1 号）

」

「

法令における漢字使用等について（平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日付け内閣法制局長官決定）に

外来語の表記（平成 3 年内閣告示第 2 号）

」

改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 10 号

序 中 一 般

綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 25 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市自殺防止対策連絡会設置規程の一部を改正する訓令

綾部市自殺防止対策連絡会設置規程（平成 20 年綾部市訓令甲第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項及び別表中「福祉保健部長」を「福祉部長」に、「福祉保健部次長」を「福祉部次長」に、「福祉保健部技監」を「福祉部技監」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 1 1 号

序 中 一 般

綾部市男女共同参画推進会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市男女共同参画推進会議規程の一部を改正する訓令

綾部市男女共同参画推進会議規程（平成 2 年綾部市訓令甲第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「福祉保健部長」を「福祉部長、健康こども部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市訓令甲第 12 号

序 中 一 般

綾部市個人情報等管理規程を次のように定める。

令和 6 年 4 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市個人情報等管理規程

綾部市特定個人情報取扱規程（平成 30 年綾部市訓令甲第 3 号）の全部を改正する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）
- 第 2 章 管理体制（第 4 条—第 10 条）
- 第 3 章 教育研修（第 11 条・第 12 条）
- 第 4 章 職員の責務（第 13 条）
- 第 5 章 個人情報等の取扱い（第 14 条—第 22 条）
- 第 6 章 情報システムにおける安全の確保等（第 23 条—第 37 条）
- 第 7 章 情報システム室等の安全管理（第 38 条・第 39 条）
- 第 8 章 保有個人情報の提供（第 40 条）
- 第 9 章 個人情報等の取扱いの委託等（第 41 条・第 42 条）
- 第 10 章 サイバーセキュリティの確保（第 43 条・第 44 条）
- 第 11 章 安全管理上の問題への対応（第 45 条—第 47 条）
- 第 12 章 監査及び点検の実施（第 48 条—第 50 条）
- 第 13 章 雑則（第 51 条・第 52 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）、綾部市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年綾部市条例第 1 号）、綾部市議会個人情報保護条例（令和 5 年綾部市条例第 2 号。以下「議会保護条例」という。）及び綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年綾部市条例第 37 号）に定めるところにより、市が保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報（以下この章から第 7 章まで及び第 9 章から第 13 章までにおいて「個人情報等」

という。)の安全管理のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において使用する用語の意義は、この規程に特段の定めのない限り、個人情報保護法及び番号利用法において使用する用語の例による。

(基本理念)

第3条 個人情報等を取り扱うに当たっては、個人情報等の漏えい等が生じた場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事務又は業務の規模及び性質、個人情報等の取扱状況（取り扱う個人情報等の性質及び量を含む。）、個人情報等を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第2章 管理体制

(総括保護管理者)

第4条 市に、総括保護管理者を1人置くこととし、副市長をもって充てる。

2 総括保護管理者は、市長を補佐し、市における個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

3 総括保護管理者を補佐するため、副総括保護管理者を1人置くこととし、個人情報保護担当部長をもって充てる。

(保護管理者)

第5条 個人情報等を取り扱う各課等に、保護管理者を1人置くこととし、当該課等の長又はこれに代わる者をもって充てる。

2 保護管理者は、各課等における個人情報等の適切な管理を確保する任に当たる。個人情報等を情報システムで取り扱う場合、保護管理者は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

(保護担当者)

第6条 個人情報等を取り扱う各課等に、当該課等の保護管理者が指定する保護担当者を1人又は複数人置く。

2 保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等における個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(監査責任者)

第7条 市に、監査責任者を1人置くこととし、個人情報保護担当課長をもって充てる。

2 監査責任者は、個人情報等の管理の状況について監査する任に当たる。

(特定個人情報等事務取扱担当者の指定等)

第8条 個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱うときは、特定個人情報等を取り扱う職員（以下「特定個人情報等事務取扱担当者」という。）及びその役割を明確化し、特定個人情報等事務取扱担当者一覧（様式第1号）により指定する。

2 特定個人情報等を取り扱うときは、特定個人情報等事務取扱担当者が取り扱う特定個人情報等の範囲を明確化する。

3 特定個人情報等を取り扱うときは、次に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 特定個人情報等事務取扱担当者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報等の安全の確保に係る事態及び番号利用法に違反する事実を含む事案又はそれらのおそれのある事案を把握した場合の対応体制並びに関係部署及び関係機関への報告連絡体制
- (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び責任の明確化(職員の監督)

第9条 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報等がこの規程等に基づき適正に取り扱われるよう、当該課等の職員及び特定個人情報等事務取扱担当者に対して、必要かつ適切な監督を行う。

(個人情報等の適切な管理のための委員会)

第10条 総括保護管理者は、個人情報等の管理に係る重要事項の決定、連絡、調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催する。

- 2 総括保護管理者は、前項の委員会の開催に当たり、必要に応じて、情報セキュリティ等について専門的な知識及び経験を有する者等の参加を求めることとする。

第3章 教育研修

(教育研修の実施)

第11条 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報等の取扱いに従事する職員(派遣労働者を含む。以下同じ。)に対し、個人情報等の取扱いについて理解を深め、個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

- 2 総括保護管理者及び保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行う。
- 3 総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、課等の現場における個人情報等の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。
- 4 総括保護管理者及び保護管理者は、特定個人情報等事務取扱担当者のうち特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対し、番号利用法第29条の2に定めるサイバーセキュリティの確保に関する事項その他の事項に関する研修を行う。
- 5 保護管理者は、当該課等の職員に対し、個人情報等の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与するとともに、研修未受講者に対して再受講の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(特定個人情報等の研修計画)

第12条 特定個人情報等を取り扱うときは、総括保護管理者は、教育研修を行うに当たり、特定個人情報等に関する研修計画(様式第2号)を策定し、研修計画に基づき教育研修を実施する。

第4章 職員の責務

(職員の責務)

第13条 職員は、個人情報保護法、番号利用法及び議会保護条例の趣旨にのっとり、関

連する法令及び規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、個人情報等を取り扱わなければならない。

第5章 個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

第14条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

2 アクセス権限を有しない職員は、個人情報等にアクセスしてはならない。

3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報等にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

(複製等の制限)

第15条 職員が業務上の目的で個人情報等を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。

(1) 個人情報等の複製

(2) 個人情報等の送信

(3) 個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し

(4) その他個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

(誤りの訂正等)

第16条 職員は、個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(特定個人情報等の取扱区域)

第17条 特定個人情報等を取り扱うときは、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下この条において「取扱区域」という。）を取扱区域図（様式第3号）により特定した上で、取扱区域において、特定個人情報等事務取扱担当者等以外の者が特定個人情報等を容易に閲覧等できないよう留意するほか、書類等の盗難又は紛失等を防止するために施錠可能な場所への保管等の物理的な安全管理措置を講ずる。

(媒体の管理等)

第18条 職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。また、個人情報等が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

(誤送付等の防止)

第19条 職員は、個人情報等を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務又は事業において取り扱う個人情報等の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用

等の必要な措置を講ずる。

（廃棄等）

第20条 職員は、個人情報等又は個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が、関係法令及び綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）によって定められている保存期間を経過した場合その他不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、できるだけ速やかに、当該個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該個人情報等の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

2 個人情報等を消去し、又は廃棄した場合には、必要に応じて、その記録を保存する。ただし、特定個人情報等又は特定個人情報ファイルを消去し、又は廃棄した場合には、その記録を保存しなければならない。

3 個人情報等の消去や個人情報等が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（2以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

（取扱状況の記録）

第21条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該個人情報等の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。

2 特定個人情報の取扱いについては、当該特定個人情報の利用、保管、持ち出し等の取扱状況について、特定個人情報管理台帳（様式第4号）及び特定個人情報ファイル持ち出し記録簿（様式第5号）により記録しなければならない。

（外的環境の把握）

第22条 個人情報等が、外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人情報等の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第6章 情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第23条 保護管理者は、個人情報等（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第35条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、前項の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する定め の整備（その定期又は随時の見直しを含む。）をするとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

（アクセス記録）

第24条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずる。

2 保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去の防止のために必要な措置を講ずる。

（アクセス状況の監視）

第25条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、個人情報等を含む、又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的確認等の必要な措置を講ずる。

（管理者権限の設定）

第26条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。

（外部からの不正アクセスの防止）

第27条 保護管理者は、個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずる。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第28条 保護管理者は、不正プログラムによる個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずる。

（情報システムにおける個人情報等の処理）

第29条 職員は、個人情報等について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は、不要となった情報を速やかに消去する。保護管理者は、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認する。

（暗号化）

第30条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。職員は、これを踏まえ、その処理する個人情報等について、当該個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第31条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報等の漏えい等の防止のため、スマートフォン、USBメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずる。

（端末の限定）

第32条 保護管理者は、個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

（端末の盗難防止等）

第33条 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。

2 職員は、保護管理者が必要であると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではいない。

(第三者の閲覧防止)

第34条 職員は、端末の使用に当たっては、個人情報等が第三者に閲覧されることがないように、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

第35条 職員は、情報システムで取り扱う個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該個人情報等の内容の確認、既存の個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

第36条 保護管理者は、個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

第37条 保護管理者は、個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないように、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずる。

第7章 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

第38条 保護管理者は、個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い若しくは監視設備による監視又は外部電磁的記録媒体等の持ち込み、利用及び持ち出しの制限若しくは検査等の措置を講ずる。また、個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、同様とする。

2 保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。

3 保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

第39条 保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置及び監視設備を設置する等の措置を講ずる。

2 保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第8章 保有個人情報の提供

(保有個人情報の提供)

第40条 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政

機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人（以下「他の行政機関等」という。）以外の者に保有個人情報（特定個人情報等を除く。以下この章において同じ。）を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。

- 2 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第4号の規定に基づき他の行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、個人情報保護法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を講ずることを要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
- 3 保護管理者は、個人情報保護法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報保護法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずる。
- 4 保有個人情報を提供する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

第9章 個人情報等の取扱いの委託等

（業務の委託等）

第41条 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報等の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講ずる。また、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認する。

- （1）個人情報等に関する秘密保持、利用目的以外の目的のための利用の禁止等の義務
- （2）再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下この項及び第4項において同じ。）の制限又は事前承認等再委託に係る条件（個人番号利用事務等の再委託について、番号利用法第10条第1項の許諾を得るべきことを含む。）に関する事項
- （3）個人情報等の複製等の制限に関する事項
- （4）個人情報等の安全管理措置に関する事項
- （5）個人情報等の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- （6）委託終了時における個人情報等の消去及び媒体の返却に関する事項
- （7）法令及び契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項
- （8）契約内容の遵守状況についての定期的報告に関する事項及び委託先における委託された個人情報等の取扱状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

- 2 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、取扱いを委託する個人情報等の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。
- 3 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制又は個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。
- 4 委託先において、個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施する。個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も、同様とする。
- 5 個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報等の取扱いに関する事項を明記する。
- 6 個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、委託する業務の内容、個人情報等の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずる。

(特定個人情報等に係る委託先の監督)

第42条 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、番号利用法に基づき市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認する。

- 2 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、契約書等に特定個人情報等の特記事項を定めるなどし、委託先に安全管理措置を遵守させるための必要な契約を締結する。
- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託した場合は、委託先における特定個人情報等の取扱状況を把握する。
- 4 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託を受けた者が再委託する場合には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。

第10章 サイバーセキュリティの確保

(サイバーセキュリティに関する対策の基準等)

第43条 個人情報等を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、綾部市情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守するとともに、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）第26条第1項第2号に掲げられたサイバーセキュリティに関する対策の基準等を参考として、取り扱う個人情報等の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保する。

(情報資産)

第44条 個人番号利用事務等の実施に当たっては、接続する情報提供ネットワークス

テム等の接続規程等が示す安全管理措置を遵守する。

- 2 個人番号利用事務等において使用する情報システムについては、インターネットから独立する等の高いセキュリティ対策を踏まえたシステム構築や運用体制整備を行う。
- 3 前2項に定めるもののほか、情報資産の取扱いについては、情報セキュリティポリシーの例による。

第11章 安全管理上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第45条 個人情報等の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合に、その事案等を認識した職員は、直ちに当該個人情報等を管理する保護管理者に報告する。

- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のLANケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置については、直ちに行う(職員に行わせることを含む。)ものとする。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理者は、前項の規定による報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を市長に速やかに報告する。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している部局等に再発防止措置を共有する。

(個人情報保護法及び番号利用法に基づく報告及び通知)

第46条 漏えい等が生じた場合であって、個人情報保護法第68条第1項又は番号利用法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び個人情報保護法第68条第2項又は番号利用法第29条の4第2項の規定による本人への通知を要するときには、前条の規定に基づく措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力する。

(公表等)

第47条 個人情報保護法第68条第1項又は番号利用法第29条の4第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び個人情報保護法第68条第2項又は番号利用法第29条の4第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る個人情報等の本人への連絡、当該事案の内容、経緯、被害状況等についての個人情報保護委員会への情報提供等の措置を講ずる。

第12章 監査及び点検の実施

(監査)

第48条 監査責任者は、個人情報等の適切な管理を検証するため、第2章から前章までに記載する措置の状況を含む個人情報等の管理の状況について、定期的に、及び必要に応じ随時に監査(外部監査及び各課等における点検を含む。以下同じ。)を行い、そ

の結果を総括保護管理者に報告する。

(点検)

第49条 保護管理者は、各課等における個人情報等の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に、及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。

(評価及び見直し)

第50条 総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から個人情報等の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

第13章 雑則

(個人番号利用事務等の流れの整理)

第51条 総括保護管理者、保護管理者等は、個人番号利用事務等の範囲等を明確にした上で、特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアル(様式第6号)により個人番号利用事務等の流れを整理し、管理段階ごとに安全管理措置を織り込む。

(委任)

第52条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

年 月 日

特定個人情報等事務取扱担当者一覧

	部	課	氏 名	役 職	事 務	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注：適宜、行を追加すること。

様式第 2 号（第 1 2 条関係）

年 月 日
部 課

年度 特定個人情報等に関する研修計画

	実 施 時 期	研 修 名	対 象 者	実 施 方 法	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
1 0					

注：適宜、行を追加すること。

様式第 3 号（第 1 7 条関係）

年 月 日
庁舎 階

取 扱 区 域 図（ 部 課）



様式第4号（第21条関係）

特定個人情報管理台帳

部
課

番 号	特定個人情報 ファイルの名称	事務名	媒 体	利用目的	事務取扱 担 当 者	登 録 年 月 日	保 存 期 限	廃 棄	
								年 月 日	責任者 検 印
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	
						年 月 日	年 月 日	年 月 日	

様式第5号（第21条関係）

特定個人情報ファイル持ち出し記録簿

部
課

特定個人情報ファイルに係る書類・媒体等	持ち出し年月日	返却年月日	持ち出し担当者	返却時検印
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		
	年 月 日	年 月 日		

様式第 6 号（第 5 1 条関係）

年 月 日
部
課

特定個人情報等の取扱いに関する事務マニュアル
(に関する事務)

各事務手続の実施に当たっては、綾部市個人情報等管理規程を遵守する。

区 分	概 要（主な留意点等）

注：適宜、行を追加すること。

綾部市公告第 2 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに綾部市に意見書を提出することができる。

令和 6 年 3 月 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 都市計画事業の種類及び名称

綾部都市計画下水道事業 綾部市公共下水道

2 都市計画の案の縦覧場所

綾部市役所上下水道部下水道課

3 縦覧期間

令和 6 年 3 月 5 日（火）から令和 6 年 3 月 1 8 日（月）まで
（土曜日、日曜日を除く）

綾部市公告第 2 5 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 3 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 2 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 6 年 3 月 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 2 7 号

下水道法第 4 条第 1 項の規定により綾部市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、同条同項で規定する同法施行令第 3 条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに綾部市長に意見書を提出することができる。

令和 6 年 3 月 1 3 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 下水道の名称
綾部市公共下水道
- 2 予定処理区
綾部市「区域は下水道計画一般図表示のとおり」
- 3 工事着手及び完成予定年月日
工事着手予定年月日 令和 6 年 3 月 1 3 日
工事完成予定年月日 令和 6 年 3 月 2 7 日
- 4 都市計画の案の縦覧場所
綾部市役所上下水道部下水道課
- 5 縦覧期間
令和 6 年 3 月 1 3 日（水曜日）から令和 3 年 3 月 2 7 日（水曜日）まで
（土曜日、日曜日及び休日を除く）

綾部市公告第 2 8 号

旧農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 縦覧場所 綾部市農業委員会事務局
- 2 縦覧期間 令和 6 年 3 月 1 5 日から令和 6 年 3 月 2 9 日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）
- 3 縦覧時間 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

綾部市公告第 2 9 号

綾部都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 4 条の規定により、令和 6 年度に受益者負担金を賦課しようとする区域について、次のとおり公告する。

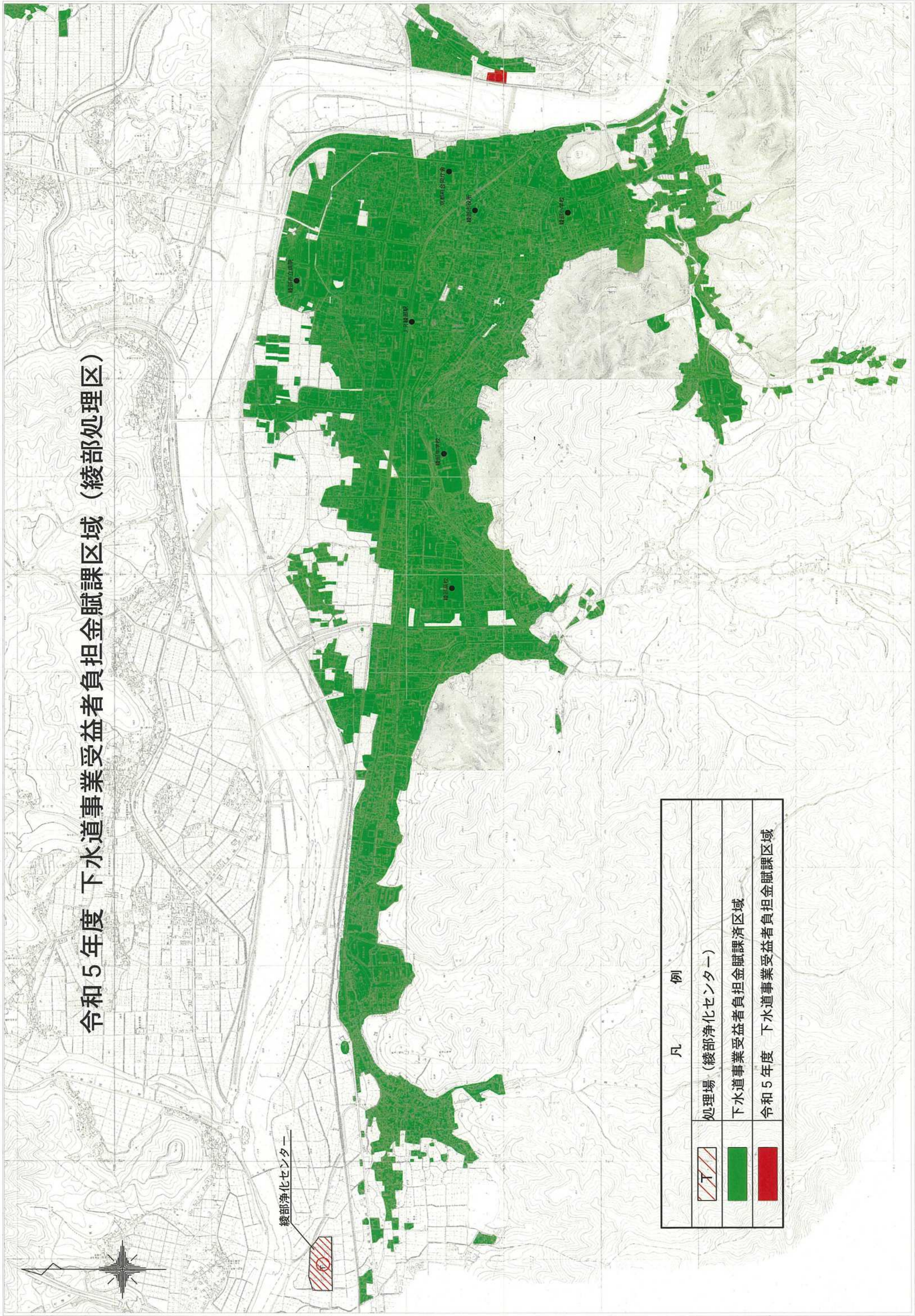
なお、賦課対象区域図は、綾部市上下水道部下水道課において一般の縦覧に供する。

令和 6 年 3 月 1 9 日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|---------|--------|
| 1 | 賦課対象区域 | 味方町の一部 |
| 2 | 賦課対象区域図 | 別図のとおり |

令和5年度 下水道事業受益者負担金賦課区域（綾部処理区）



綾部市公告第 3 0 号

次の書類は、送達を受けるべき者への送達が困難であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

令和 6 年 3 月 2 7 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 3 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 施行者の名称 綾部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
綾部都市計画下水道事業 綾部市公共下水道
- 3 事業施行期間 自 平成 元 年 1 1 月 7 日
至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日
- 4 事業地

収用の部分

平成元年 1 1 月 7 日京都府告示第 6 6 2 号、平成 8 年 3 月 2 6 日京都府告示第 2 3 4 号及び平成 2 9 年 7 月 1 1 日綾部市公告第 6 5 号の事業地にて変更なし。

使用の部分

平成元年 1 1 月 7 日京都府告示第 6 6 2 号、平成 8 年 3 月 2 6 日京都府告示第 2 3 4 号、平成 1 0 年 2 月 2 0 日京都府告示第 9 4 号、平成 1 3 年 2 月 1 3 日京都府告示第 7 1 号、平成 1 7 年 1 2 月 2 0 日京都府告示第 6 6 5 号、平成 2 4 年 8 月 2 1 日綾部市公告第 9 4 号、平成 2 9 年 7 月 1 1 日綾部市公告第 6 5 号及び平成 3 0 年 8 月 1 5 日綾部市公告第 8 月 1 5 日綾部市公告第 1 0 4 号の事業地にて変更なし。

綾部市公告第 3 2 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 1 項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 6 年 3 月 2 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 施行者の名称 綾部市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
綾部都市計画下水道事業 綾部市第 2 公共下水道
- 3 事業施行期間 自 平成 1 0 年 2 月 2 0 日
至 令和 1 3 年 3 月 3 1 日
- 4 事業地
収用の部分
平成 1 0 年 2 月 2 0 日京都府告示第 9 3 号事業地にて変更なし。
使用の部分
平成 1 0 年 2 月 2 0 日京都府告示第 9 3 号及び平成 3 0 年 8 月 1 5 日綾部市
公告第 1 0 5 号の事業地にて変更なし。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく下記の定期予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年4月1日

綾部市長 山崎善也

1. 接種実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2. 個別接種対象年齢

予防接種名		対 象
五種混合（DPT-IPV-Hib）1期		生後二月から生後九十月に至るまでの間にある者
四種混合（DPT-IPV）1期		
三種混合（DPT）		
不活化ポリオ単独（IPV）		
二種混合（DT）1期		
二種混合（DT）		十一歳以上十三歳未満の者
麻しん・風しん		第1期 生後十二月から生後二十四月に至るまでの間にある者
		第2期 五歳以上七歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前から当該始期に達する日の前日までの間にある者
日本脳炎	第1期	生後六月から生後九十月に至るまでの間にある者
	第2期	九歳以上十三歳未満の者
	特例措置	平成七年四月二日～平成十九年四月一日生で二十歳未満の者
結核（BCG）		一歳に至るまでの間にある者
ヒブ感染症		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
小児の肺炎球菌感染症		生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
子宮頸がん予防ワクチン（HPV）		十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
キャッチアップ接種		平成九年四月二日から平成二十年四月一日までの間に生まれた女子
水痘		生後十二月から生後三十六月に至るまでの間にある者
B型肝炎		一歳に至るまでの間にある者
ロタウイルス感染症		生後六週に至った日の翌日から、生後三十二週に至る日の翌日までの間で厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに厚生労働省令で定める日までの間にある者

3. 個別接種実施医療機関 結核（BCG）は（*）のついた医療機関のみで実施。

医療機関名	所在地	電話番号	備 考
綾部市立病院（*）	青野町	43-0123	
京都協立病院（*）	高津町	42-0440 42-0025 (小児科直通)	
大久保医院	本町8丁目	42-1190	麻しん風しん、水痘、HPVのみ実施。
白波瀬医院	岡町	43-0177	麻しん風しん2期、日本脳炎、二種混合のみ実施。
野間医院八田診療所	上杉町	44-0001	麻しん風しん、日本脳炎、二種混合のみ実施。
由良産婦人科小児科医院	本町1丁目	42-2528	IPV、二種混合、日本脳炎2期と特例措置は実施なし。
西村医院	栗町小東	47-0321	HPVのみ実施。
横山医院	若松町	42-1073	ロタ、IPV、HPVは実施なし。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づく下記の風しん追加的対策を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年4月1日

綾部市長 山崎善也

1. 接種実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

2. 個別接種対象年齢

予防接種名	対 象
風しん	第5期 風しん抗体保有率が低い昭和三十七年四月二日～昭和五十四年四月一日 生まれの男性

綾部市公告第35号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条の規定に基づき成人用肺炎球菌予防接種を実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

令和6年4月1日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 実施期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日
- 2 自己負担 4,000円
※ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前の手続きが必要です。
- 3 対 象 65歳の者
60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

4 実施医療機関

名称	所在地
綾部市立病院	青野町大塚20-1
綾部ルネス病院	大島町二反田7-16
京都協立病院	高津町三反田1
綾部市志賀郷診療所	志賀郷町北町19-2
大久保医院	本町八丁目115
あやべ協立診療所	駅前1
白波瀬医院	岡町鳥居27-3
志賀整形外科クリニック	宮代町15
中島整形外科医院	幸通9
野間医院八田診療所	上杉町渋市2
畑内科医院	青野町高田91
安村外科内科診療所	井倉町大將軍37
柳川整形外科医院	大島町二反田7-20
山下整形外科医院	青野町西青野28-3
横山医院	若松町庵ノ上58-10
西村医院	栗町小東4-3

綾部市上下水道事業管理規程第 1 号

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市企業職員給与規程の一部を改正する規程

綾部市企業職員給与規程（昭和 4 4 年綾部市水道課管理規程第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項の表に次のように加える。

災害派遣業務手当	1 日	8 4 0 円以内 （著しく危険であると市長が認める場合にあっては、 1 , 6 8 0 円以内）	本市の区域外に派遣された職員で、災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事したもの
----------	-----	---	---

附 則

この規程は、令和 6 年 3 月 2 5 日から施行し、改正後の綾部市企業職員給与規程の規定は、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。

綾部市上下水道事業管理規程第2号

綾部市水道事業検針業務委託規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水道事業検針業務委託規程の一部を改正する規程

綾部市水道事業検針業務委託規程（平成3年綾部市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の規定に基づき、検針業務を私人」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第3号

綾部市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市上下水道事業会計規程の一部を改正する規程

綾部市上下水道事業会計規程（平成26年綾部市水道事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項中「の規定により、私人」を「において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者（以下「指定公金事務取扱者」という。）」に改め、同条第2項中「私人」を「指定公金事務取扱者」に改める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市上下水道事業管理規程第4号

綾部市水道事業公金徴収事務委託規程を廃止する規程を次のように定める。

令和6年3月25日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市水道事業公金徴収事務委託規程を廃止する規程

綾部市水道事業公金徴収事務委託規程（昭和42年綾部市水道課管理規程第14号）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

綾部市議会規程第1号

綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程を次のように定める。

令和6年3月25日

綾部市議会議長 種 清 喜 之

綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年綾部市条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第1号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（様式第2号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。

(報告の一覧の訂正)

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

(報告等の閲覧)

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 議長は、前項に規定する場所及び時間を公表しなければならない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

4 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

5 議長は、第1項及び前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(報告等の写しの交付等)

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（様式第3号）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより行わなければならない。この場合において、写しの作成に要する費用は、当該請求をした者の負担とする。

(期限等の特例)

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、綾部市の休日を定める条例（平成3年綾部市条例第1号）第1条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、同日に始まる会計年度における請負から適用する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

綾部市議会議長 様

綾部市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨）	昨年度（会計年度）に 支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

綾部市議会議長 様

綾部市議会議員

訂正届

綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第 3 号（第 5 条関係）

年 月 日

綾部市議会議長 様

氏名 _____

住所又は居所

〒

T E L _____ (_____)

複写申込書

綾部市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

写しの交付を求める報告又は訂正	写しの交付を求める範囲

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市教育委員会規則第 1 号

綾部市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

綾部市教育委員会事務局組織規則（昭和 5 1 年綾部市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の社会教育課の項中第 9 号を削り、第 1 0 号を第 9 号とし、第 1 1 号から第 1 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市学校運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 3 月 2 5 日

綾部市教育委員会
教育長 村 上 元 良

綾部市教育委員会規則第 2 号

綾部市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

綾部市学校運営協議会規則（令和 4 年綾部市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「10 名」を「15 名」に改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

綾部市教育委員会告示第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 14 条の規定により、令和 5 年度第 14 回（3 月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和 6 年 3 月 15 日

綾部市教育委員会

教育長 村 上 元 良

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 19 日（火）10 時から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第 6 号 綾部市教育委員会事務局組織規則の一部改正について
 - ・議第 7 号 綾部市学校運営協議会規則の一部改正について

綾部市選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る選挙人名簿抄本閲覧の状況について、同法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の4第2項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和6年4月1日

綾部市選挙管理委員会

委員長 中 田 誠 治

1	閲 覧 年 月 日	令和5年7月13日、20日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	吉 崎 篤 子
	主たる事務所の所在地 （申出者が法人の場合）	綾部市岡町四ツ尾下26の2
	閲 覧 目 的 の 概 要	後援会活動
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	中筋地区全域
2	閲 覧 年 月 日	令和5年9月20日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	一般社団法人 共同通信社 社長 水 谷 亨
	主たる事務所の所在地 （申出者が法人の場合）	東京都港区東新橋1-7-1
	閲 覧 目 的 の 概 要	日本世論調査会・共同通信社 世論調査の対 象者抽出のため
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部市第3投票区

3	閲 覧 年 月 日	令和 5 年 1 1 月 6 日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 山 本 恭 久
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	東京都渋谷区恵比寿 1 - 1 9 - 1 5
	閲 覧 目 的 の 概 要	消費動向調査の対象者名簿作成のため
	委 託 者	内閣府 経済社会総合研究所 所長 村 山 裕
	閲覧に係る選挙人の範囲	湊垣町、下八田町、上八田町、七百石町
4	閲 覧 年 月 日	令和 6 年 2 月 5 日
	閲 覧 申 出 者 の 氏 名	道 本 隆 也
	主たる事務所の所在地 (申出者が法人の場合)	福知山市字内記 1 4 - 3
	閲 覧 目 的 の 概 要	選挙用葉書郵送のため
	委 託 者	
	閲覧に係る選挙人の範囲	綾部市全域

綾部市十倉財産区告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条及び第 296 条の規定に基づき、次の事件について令和 6 年 3 月 22 日綾部市十倉財産区議会を綾部市十倉財産区公会堂に招集する。

令和 6 年 3 月 5 日

綾部市十倉財産区管理者

綾部市長 山 崎 善 也

付議事件

- 1 令和 5 年度綾部市十倉財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 2 令和 6 年度綾部市十倉財産区特別会計予算